

己卯。二十七日なり。臘子鳥蔽天。臘中臣本臆に作る。欽明紀に出。本に蔽を弊に作る。今京極本中臣本に依る。筑紫國大地動。豐後國風土記云。五馬山。昔者此山有土蜘蛛。名曰五馬媛。因曰五馬山。飛鳥淨御原御宇天皇御世。戊寅年。大有地震。山岡龜裂。此山一峽崩落。温泉處々而出。湯氣熾盛。炊飯早熱。但一處湯。其穴似井。口徑丈餘。無知深淺。水色如紺。常不流。聞人之聲。驚慄騰渥。一丈餘許。今謂温湯是也。とあり。此年の地震なり。新羅王は。文武王八年なり。級冷。本に級を汲に作る。今改む。以消勿等。集解以字衍として削れり。

八年己卯

八年春正月壬午朔丙戌。新羅送使加良井山。金紅世等向京。戊子詔曰。凡當正月之節。諸王諸臣及百寮者。除兄姉以上親。及己氏長。以外莫拜焉。其諸王者。雖母非王姓者莫拜。凡諸臣。亦莫拜。卑母。雖非正月節。復准此。若有犯者。隨事罪之。己亥。射于西門。二月壬子朔。高麗遣上部大相桓欠。下部大相師需婁等。朝貢。因以新羅遣奈末甘勿那。送桓欠等於筑紫。甲寅。紀臣堅麻呂卒。以壬申年之功。贈大錦上位。乙卯詔曰。及于辛巳年。檢按親王諸臣及百寮人之兵及馬。故豫貯焉。是月。

降大恩恤貧乏以給其飢寒。

丙戌。五日なり。○戊子。七日なり。○凡當正月之節。續紀。文武天皇元年。禁正月往來行拜賀之禮。如違犯者。依淨御原朝廷制。決罰之。但聽祖兄及氏上者。儀制令云。凡元日不得拜親王以下。唯親戚家令以下。不在禁限。とあり。○兄姉を。文武紀に祖兄とあり。祖は親なり。○氏長を。氏上とあり。○非王姓者莫拜。通證に。唐史。公主下嫁者。舅姑拜之。婦不答。とあり。似たることなり。○己亥。八日なり。○大相桓欠。考一本に。桓上師字あり。欠。京極本旁に文に作れり。中臣本に父に作れり。下も同じ。○甲寅。三日なり。○新羅遣奈末甘勿那云々。集解云。東國通鑑云。唐儀鳳二年。新羅文武王十七年。春二月。唐以故高句麗王滅。爲遼東州都督。封朝鮮王。遣歸遼東。安輯餘衆。東人先在中國諸州者。皆遣。與減俱歸。仍移安東都護府於新城。以統之。減至遼東。謀反。潛與靺鞨通。按儀鳳二年。當天皇六年也。とあり。○紀臣堅麻呂。水戸本云。二年十二月。作紀臣訶多麻呂。蓋同人也。とあり。されと上文には。小錦下とあれば。聊疑はし。此人の事詳ならず。○辛巳年。十年なり。

三月辛巳朔丙戌。兵衛大分君稚見死。當壬申年大役。爲先鋒之。破瀬田營。由是功。贈外小錦上位。丁亥。天皇幸於越智。拜後岡本天皇陵。己卯。

丑。吉備大宰石川王病之。薨於吉備。天皇聞之大哀。則降大恩云々。贈諸王二位。壬寅。貧乏僧尼。施絶綿布。

丙戌。六日なり。兵衛。考云。本にト子リの訓あり。宮門の衛にて。小錦上の贈官ある人は。舍人などにはなし。と云り。○稚見死。考本に一本卒とあり。喪葬令に。六位以下。達於庶人。稱死。と云り。稚見贈小錦上とあれば。卒と稱すへき位にあるへき人なり。但し兵衛は微官なり。本官辭免等の事ありしか。詳ならず。○破瀬田營。この事上卷に委く出たり。○丁亥は。七日なり。○越智。高市郡なり。○後岡本天皇陵。齊明天皇なり。續紀。文武天皇二年十月。越智山陵修造の事あり。既に前紀に詳なり。○己丑。九日なり。○吉備大宰は。吉備國守もあれど。なほ其上の總領なるへし。集解に。按吉備畿西之國。九州之衝。故置大宰。以諸王鎮焉。續紀。文武天皇四年十月。直廣參上野朝臣小足。爲吉備總領。とあり。續後紀に。陸奥出羽大宰と云も見えたり。○石川王。前紀に見えたり。山部王とくもに。鈴鹿關に來歸せる人なり。○諸王二位の事。既出。○壬寅。二十二日なり。○施絶綿布。本に絶字脱たり。今中臣本京極本に據る。

夏四月辛亥朔乙卯。詔曰。商量諸有食封寺所由。而可加加之。可除之。是日。定諸寺名也。己未。祭廣瀬龍田神。五月庚辰朔甲申。幸于

吉野宮。乙酉。天皇詔皇后及草壁皇子尊。大津皇子。高市皇子。河島皇子。忍壁皇子。芝基皇子。曰。朕今日與汝等。俱盟于庭。而千歲之後。欲無事。奈之何。皇子等共對曰。理實灼然。則草壁皇子尊。先進盟曰。天神地祇及天皇證也。吾兄弟長幼。并十餘王。各出于異腹。然不別同異。俱隨天皇勅。而相扶無忤。若自今以後。不如此盟者。身命亡之。子孫絶之。非忘非失矣。五。皇子以次相盟如先。然後天皇曰。朕男等各異腹而生。然今如一母同產。慈之。則披襟抱其六皇子。因以盟曰。若違茲盟。忽亡朕身。皇后之盟。且如天皇。丙戌。車駕還宮。己丑。六皇子共拜天皇於大殿前。

乙卯。五日なり。○定諸寺名。按に定額諸寺は。此時に定られたるものなるへし。續紀二十七。延暦二年。勅曰。京畿定額諸寺。其數有レ限。私自營作。先既立レ制云々。又弘仁格政事要略等にも。此事見えたり。定額は惣て數定りたる公寺の事なり。○己未。九日なり。○甲申。五日なり。○乙酉。六日なり。○河島皇子。

本に河を阿に誤る。今中臣本考本等に據る。按に天智皇子に。河島皇子ありて。既に^出。此なるは天皇の皇子に坐て。同名を稱へしものか。されど他には更に載せず。天智の皇子はいと名高し。懷風藻に。河島皇子淡海帝之第二子也。志懷溫裕。局量弘雅。なり。もしくは此皇子も。實は天智の皇子に坐しか。故ありて天皇の御子と爲り給へるものか。又はもとより天皇の御子なるか。先に天智の皇子に爲給へるなどにもあるへし。恐らくは二柱に非し○芝基皇子。按に朱鳥元年紀八月の處に。芝基皇子。磯城皇子。と並載たるは。芝基の方天智の皇子。磯城の方天皇の皇子に坐すへきか如し。二年紀にも。天皇の御子磯城とあり。然れども。こゝは必天皇の御子なり。かくまきはしきよしは。既に二年の下に云り○庭は。吉野の宮庭にての事なり。天皇此宮に幸して。昔日の事に感じ給ふ事や坐々けん。さて此宮庭にて盟はせ給ひしならん○十餘王。紹運錄に記せる男女十七王の中に。皇子は十柱なり。されどこゝにては。男女の皇子を。大凡に總へて指せりしものなるへし。必しも男王をのみ指給へるにはあらし○不別同異。本に別を列に作れり。今中臣本考本に據る○朕男等云々。此詔の詞を讀み奉りて。河島皇子の。天智の皇子ならざることをしられたり。然るに通證に。六皇子中。有^二天智兒^一。而並謂^二之朕男^一。以爲^レ盟親親之義至矣。と云るは強言なり。なほ其餘に云れしこと。も。總てよからず。○襟の訓。本にアリノヒモとあるは。アソノヒモの誤なり。兼夏本には。しかよみたり。神代紀には。衣帶をコロモノヒモと訓り。又二十八卷には。襟キヌヅケとも訓り○抱其六皇子。幼稚の狀に書る文のみにはあらで。實にしか爲給ひしなるへし。清寧紀に。其二柱王子。坐左右膝上。とあるとは異なるへし○丙戌。

七日なり○己丑。十日なり。

六月庚戌朔。冰零。大如^二桃子^一。壬申雩。乙亥。大錦上大伴杜屋連卒。秋七月己卯朔甲申雩。壬辰。祭^二廣瀨龍田神^一。乙未。四位葛城王卒。八月己酉朔。詔曰。諸氏貢^レ女人。己未。幸^二泊瀨^一。以宴^二迹^ト驚淵上^一。先是詔^二王卿曰^一。乘馬之外。更設^二細馬^一。隨^レ召出之。即自^二泊瀨^一還宮之日。看^二群卿儲細馬於迹見^一。驛家道頭。皆令^二馳走^一。庚午。綬造忍勝献^二嘉禾^一。異^二畝^一同穎。癸酉。大宅王薨。

壬申。二十三日なり○乙亥。二十六日なり○大伴杜屋連。父祖詳ならず○甲申。六日なり○壬辰。十四日なり○乙未。十七日なり○葛城王。詳ならず。記及び紹運錄に據に。敏達皇子に同名あれど。天皇崩御より今年に至り。九十四年を経にければ。其とは慥に云かたし。また通證に。葛城王適^二于陸奥國^一之時。國司祇承緩怠。王不^レ悅。有^二前采女^一。詠^二安積香山歌^一。乃王意解。詳見^二萬葉集古今集^一。蓋此人也。橘諸兄公舊名葛城王。故世人爲^二公事^一。然考^二集錄之語意^一。及大寶二年陸奥勿^レ貢^二采女^一之勅。則非^二公也^一必矣。と云り○諸氏貢女人。類史貢女部。天平七年五月。勅諸國所^レ貢力婦。天平寶字八年十月。詔令^二東海東山等國貢^二騎女^一。なほ後宮職員令に見えて。上に引出たり○己未。十一日なり○迹驚淵上。大和志云。

城上郡迹驚淵。在白川村。とあり。枕草紙に轟の瀧あり。此とは異なり。○迹見驛家。式城上郡登彌神社あり。そこなり。今世に外山村といふ。此地の事は既に出。○庚午。二十二日なり。○縵造。本に縵を傍に作る。今中臣本及下文に據て改む。縵は鬘に同じ。姓氏錄大和蕃別。縵連。出自百濟人。始之後也。とあり。十二年紀五月。縵造賜姓曰連。氏人は。續紀三十六。外從五位下縵連宇陀麻呂。續後紀二十。大和人外從五位下縵連道繼あり。さてまた舊事紀に。物部志連公。奄智。縵連祖。弟物部竹古連公。三川。縵連等祖。弟物部椋垣連公。城。縵連。比尼。縵連等祖。とあり。栗田寛云。縵と云を姓に負けん事。詳ならず。強ていはく。縵は上代に男女ともに。頭の飾に懸る物にて。眞拆鬘。日影鬘なごあれば。蔓草を用るし事著し。然るを後々には。其を摸して。絲また麻などにて。造れる事となりやしけん。然らば其を造る部の職も。あるへき勢なれば。即其部を率て仕奉りし故に。姓に負しにやあらん。さて姓氏錄大和蕃別に。縵連と云か有て。甚混らはしき故に。大和に住る縵連をば。奄智。城。といひ。和泉なるをば。比尼などいひて。蕃別なるをば。たゞに縵連のみ呼しものなるへし。さて十二年賜姓曰連。とみえたるは。蕃別の流ならんか。と云り。○癸酉。二十五日なり。○大宅王薨。この王詳ならず。さて京極本中臣本。薨を卒とあり。

九月戊寅朔癸巳。遣新羅使人等。返之拜朝。庚子。遣高麗使人。遣耽

羅使人等。返之共拜朝廷。冬十月戊申朔己酉。詔曰。朕聞之。近日暴惡者。多在巷里。是則王卿等之過也。或聞暴惡者也。煩之。忍而不治。或見惡人也。倦之。匿以不正。其隨見聞。以糾彈者。豈有暴惡乎。是以自今以後。無煩倦。而上責下過。下諫上暴。乃國家治焉。戊午地震。庚申。勅制僧尼等威儀。及法服之色。并馬從者。往來巷問之狀。甲子。新羅遣阿飡金項那。沙飡薩曩生。朝貢也。調物。金銀鐵鼎錦絹布皮馬狗騾駱駝之類。十餘種。亦別獻物。天皇々后太子。貢金銀刀旗之類。各有數。是月勅曰。凡諸僧尼者。常住寺內。以護三寶。然或及老。或患病。其永臥陝房。久苦老病者。進止不便。淨地亦穢。是以自今以後。各就親族及篤信者。而立一二舍屋于間處。老者養身。病者服藥。

癸巳。十六日なり。○庚子。二十二日なり。○己酉。二日なり。○暴惡者也。本に暴を異に誤る。今中臣本に據る。○惡人の上に。暴字あるへし。○戊午。十一日なり。○庚申。十三日なり。○威儀。職原抄に。傳灯大

法師位。威儀師。或凡僧。とあれども。ことなるはさる名目にはあらず。訓の如く。たゞ其裝束の狀を云
 ○法服之色。僧尼令。凡僧尼聽_レ着_二木蘭青碧皂黃及壞色等衣。餘色及綾羅錦綺。並不_レ得_二服用。とあり○
 馬從者。玄蕃式云。凡僧正。從僧五人。沙彌四人。童子八人。大少僧都。各從僧四人。沙彌三人。童子六人。律
 師。各從僧三人。沙彌二人。童子四人。威儀師。各從僧一人。沙彌一人。童子二人。從儀師。各沙彌一人。童子二
 人。とあり○甲子。十七日なり○阿漚。本に阿を河に誤る。今改む○錦絹布。本に絹字なし。今中臣本
 京極本に據る○騾。説文。驢父馬母所_レ生也。字鏡集。色葉字類抄に。ウサキウマとあり○太子。信友云。
 古寫本には皇太子と作り。武郷云。京極本にしかあり。是年に係て太子とあるはいかゞ。もしくは新羅王。皇子等のお
 はし坐る事を知れは。必皇太子はおはしますへく。推量り奉れるにか。また外蕃へは。皇太子の立
 ておはしませる趣に。示しおかせ給へるか故にてもあるへしと云り○常住寺内云々。僧尼令に。凡僧尼
 非_レ在_二寺院。別立_二道場。聚_レ衆教化。并妄説_二罪福。云々。依_レ律科_レ罪。とあり○陝房。玉篇陝不_レ廣也。亦
 作_レ狹。とあり。考本には狹とあり。

十一月丁丑朔庚寅地震。己亥。大乙下倭馬飼部造連。爲_二大使。小乙下上
 村主光欠。爲_二小使。遣_二多禰島。仍賜_二爵一級。是月。初置_二關於龍田山。大坂
 山。仍難波築_二羅城。

庚寅。十四日なり○己亥。二十三日なり。類史百九十三。殊俗部高麗下に。八年十一月己亥文あり。し
 かるに本紀に高麗事を載せず。脱たるなるへし○倭馬飼部造連。出自詳ならず。十二年紀九月。倭馬飼
 造賜_レ姓曰_レ連。とあり。續紀天平十一年。對馬島目正八位上養德馬飼連乙麻献_二神馬。とあり。連は名な
 り○上村主光欠。本に村を寸と作り。今中臣本考本に據る。姓氏錄左京諸蕃。上村主。廣階連同祖。陳思
 王植之後也。攝津同上。右京。廣階連同祖。通剛王之後也。和泉。廣階連同祖。東阿王之後也。とあり。按
 に通剛王東阿王は。蓋し一なるへし。阿は。もしくは剛の誤にもあるへし。氏は。氏族志云。聖武帝
 時有_二僧智光。河内人姓鋤田連。後改_二上村主。靈異記。孝謙帝時。河内大縣郡人。從五位下上村主五百公賜_レ
 連。紀清和帝時。相摸鎌倉郡人。太皇太后宮少屬。上村主眞野。同姓從八位上秋貞等。改_二本居。貫_二大縣
 郡。三代實錄。とあり。なほ此他にも。正倉院古文書に。天平寶字二年四月十日下に。上村主牛甘あり。ま
 た續紀神護景雲二年三月。上忌寸生羽と云も見えたり。さて上村主氏人。廣階氏を賜へること。文德
 實錄三代實錄等に見えたり。光欠名なり。秘閣本に欠を文に作れり。この上をウへと訓て。下文に字
 間直と一つにせし説はわろし。○小使。
 水戸本に小を少とあり○遣多禰島。此は高麗に遣されたるにはあらしか。上に引る類史と合考へし。
 多禰島に使はれんには。大使小使は似つかはしからず○龍田山は。大和志云。平群郡關屋趾。在_二立野
 村。天武八年始置_二關於此。天文八年收_二立野關錢。事。見_二信貴山寺目錄。とあり○大坂山。本に坂を江に
 作る。今中臣本活字本秘閣本に據る。通證云。大坂山。倭名抄葛上郡大坂。今屬_二下郡。所謂岩窟越也。關

屋。大坂。村里相隣。可_レ以證_一矣。とあり。大江とあるに據て。倭名抄山城國乙訓郡大江。園大曆曰。於伊山。是也。萬葉集云。丹波道之大江乃山。小式部歌。大江山巖野乃路。即在丹波山城之堺。ト家本江作は。續日本後紀。五關之一大枝道。朝野群載。京城四堺之一大枝堺。とある。○羅城。三代實錄_{三年}。稱_一羅城_一者。是周國也。又朝鮮崔世珍訓蒙字會曰。郭俗稱_一羅城_一。由_レ是觀_レ之。羅_一周_一羅_一網_一羅_一之義。謂_一羅城門_一者。郭城門也。と云り。○羅城門云々。とあり。考云。羅城門は都大路のはてにあるもの。今の總見付の如し。二重閣七間に作とあり。と云り。乘燭談に。唐書高宗時。築_一京師羅郭_一。又通鑑唐懿宗紀注。羅城外大城也。子城內小城也。又朝鮮崔世珍訓蒙字會曰。郭俗稱_一羅城_一。由_レ是觀_レ之。羅_一周_一羅_一網_一羅_一之義。謂_一羅城門_一者。郭城門也。と云り。さて續紀十七。同三十四に見えたる羅城門は。平城京の羅城なり。

十二月丁未朔戊申。由_レ嘉禾_一。以親王諸王諸臣。及百官人等。給_レ祿各有_レ差。大辟罪以下悉赦之。是年。紀伊國伊刀郡。貢_一芝草_一。其狀似_レ菌。莖長一尺。其蓋_一二圍。亦因播國貢_一瑞稻_一。每_レ莖有_レ枝。

戊申は。二日なり。○由嘉禾以。類史に禾を樂とあるは訛なり。以は集解に衍として削れり。○大辟罪以下云々。令義解。辟者罪也。死刑爲_一大辟_一也。とあり。もと周刑なり。さて續紀以下の史に。大赦行はる。毎に此語あり。○伊刀郡。倭名抄伊都郡とあり。○芝草。皇極紀に云り。○按に。元正天皇此年誕生し給へり。天平二十年崩。年六十九歳にならせ給へり。

九年春正月丁丑朔甲申。天皇御_レ于向_一小殿_一而宴_一王卿於大殿之庭。是日。忌部首_一子首_一賜_レ姓曰_一連_一。則與_一弟色弗_一共_レ悅_一拜_一。癸巳。親王以下。至_一于小建_一射_一南門_一。丙申。攝津國言。活田村桃李實也。二月丙午朔癸亥。如_一鼓音_一聞_一于東方_一。辛未。有_レ人云。得_一鹿角_一於葛城山_一。角本_一二枝_一。而未合有_レ完。完上有_レ毛。毛長一寸。則異_一以獻_一之。蓋麟角歟。壬申。新羅仕_一丁八人_一。返_一于本土_一。仍垂_一恩_一。以賜_一祿有_レ差。

甲申。八日なり。○向小殿而。集解に。按謂_一向_一。向_一于正殿_一也。謂_一小對_一正也。江次第所謂。小安殿大極殿之後房即是。詳_一于十年紀注_一。と云れたるか如くなるへし。今按に。後世の殿稱に。西對東對と云る對も。即ち此向の義なり。さて本に而字なきを。今類史に據て補へり。○大殿之庭。集解に謂_一大極殿庭_一也。とあり。又按に。これもなほ向小殿の庭をかく云るにもあるへし。○忌部首子首。本に子字なし。天武紀上文。及續紀四に子字あり。必脱たるなるへければ。今本居翁の説に據て補。この事は既に云り。上に忌部首子人とあるによりて。こゝもしかよむへし。然るに通證に。此の注に。私記曰。上讀_一於比止_一。下讀_一加字倍_一。今按上姓_一下名_一。とあるは誤なり。○色弗。持統紀に色夫知に作れり。續紀大寶元年六月。正五位上忌部宿禰色布知卒。詔贈_一從四位上_一。以_一壬申年功_一也。とあり。然るに此人。壬申紀に見えず。此氏特りかく

姓を改め給へるは。いかなる故にかあらん。軍功ならば。餘氏もあるべきを。もしくは先年大嘗に仕奉りし賞にもやあらむ。詳ならず○癸巳。十七日なり○小建。初位冠なり○丙申。二十日なり○活田村。倭名抄攝津國八部郡生田○癸亥。十八日なり○辛未。二十六日なり○鹿角。本に鹿を麟に作る。今中臣本及本書旁書に依る○麟角歟。本に麟を麟と作り。今釋紀に據る。集韻。麟馬斑。文とあり。毛詩周南麟趾。箋注曰。麟角。未有肉。示有武不用とあり。略記にも二月得麟角とあり○壬申。二十七日なり。

三月丙子朔乙酉。攝津國貢白巫鳥。巫鳥。此云芝苦々。戊戌。幸于菟田。吾城。夏四月乙巳朔甲寅。祭廣瀨龍田神。乙卯。橘寺尼房失火。以焚十房。己巳。饗新羅使人項那等於筑紫。賜祿各有差。是月勅。凡諸寺者。自今以後。除爲國大寺二二三以外。官司莫治。唯其有食封者。先後限三十年。若數年滿三十。則除之。且以爲飛鳥寺不可關于司治。然元爲大寺。而官恒治。復嘗有功。是以猶入官治之例。

乙酉。十日なり○白巫鳥。倭名抄羽族部。鴟鳥。唐韻云。鴟鳥名也。音巫。漢語抄云。巫鳥之止止。集韻曰。雀屬。按蒿雀。今俗曰。阿遠之止止。種類甚多。通證に。古語拾遺曰。片巫。志止止鳥。金葉集云。雨降婆

雉毛志止止爾成爾介利。今刀飾有鴟目。以其肖名之也。枕草紙所謂美古鳥。亦謂此乎とあり。ことくは。青みたる毛色にて。俗にアヲシとも云。黒焼にして。金創などの血を。よく止め治る藥なり。ことくは。白巫鳥とあるは。毛色の白きを珍しみて貢れるなり。池邊眞榛云。あをじめじろなど。みな志止々の類なり。あをじのみに限るへからず。刀劔の具に鴟目といふは。目しろの目の廻の白縁あるを以。號けたるなれば。ことくも大方めじろなるへし。本草に蒿雀也と云るは。あをじか。鴟は字書に雀也とみえたり。あをじは鳴聲にあやなきを。めじろはあをじよりも世に多く。また鳴聲も雲雀なきとて。あやあるものなり。或人の説に。これは俗にヒタキといふ鳥なり。此鳥の聲にてトふことあるよし。きくたることあり。和名抄に鴟鳥。また字鏡には鴟字をよめり。又名義抄に。鴟をカウナイシトと訓り。其カウナイは。巫の音便にて。巫カウナイことくと云義なれば。片巫のことく鳥の占に由よりて聞えたり。漢字に鴟と作き。又巫鳥とも云るも。自ら片巫の占に相似てきことゆ。また枕冊紙にみことりと云るも。巫鳥ときことゆと云り。この眞様か説は。古語拾遺片巫の下に注せるを引り。なほこの鳥のこと。大和本草にも出たり。見合すへし。さて本に。ことくの注に。巫鳥此言芝苦苦とある。言字は例にたかへり。今中臣本に據る○戊戌は。二十三日なり○菟田吾城。式大和國宇陀郡阿紀神社。萬葉集に安騎野とあり。同集に。皇太子。日變斯皇子と申す。即草壁皇子なり。をりく。此野に御獵に行坐し。事見えたれば。此時の御供にも。仕奉り給ひけん。さて幸とあれど。御獵なるへし○乙巳朔甲寅。本に巳字脱たり。今中臣本考本に據る。甲寅。十日なり○乙卯。十一日なり○橘寺。大和志。在

高市郡橋村。菩提寺一名橋寺。山號安倍島。又號佛頭山。正堂念佛堂僧舍一區。とあり。上宮太子拾遺記云。橋寺者。此地多橋樹爲林。故名。橋寺橋京等。其本名是嶋宮也。扶桑略記に。推古天皇十四年。天皇詔皇太子云。宜於朕前講勝鬘經。太子乃握麈尾。登師子座。三日說經。其儀如僧講經。竟夜蓮花雨零。花長可二三尺。而溢三方三四丈之地。天皇覽之。即於其地誓起堂宇。今橋寺也。とあり。尼房の事は見えす。○十房。水戸本十餘房とあり。○己巳。二十五日なり。○官司莫治。類史に司字なし。續紀三十七勅にも。かゝる嚴制あり。○官司恒治。本に司字なし。今類史及釋紀に據る。天平勝寶元年四月詔。新造寺乃オホヤケ寺止可成波。官司止成賜夫。解云。官司とは。官の治めにあつかる寺をいふ。とあり。○復嘗有功。集解に。按壬申之年。大伴連弟吹負。拔高坂王。飛鳥寺西槻下營。蓋此時有援官軍之功也。と云り。さもあるへし。

五月乙亥朔。勅施繇絲布。以施于京内二十四寺。各有差。是日。始說金光明經于宮中及諸寺。丁亥。高麗遣南部大使卯問。西部大兄俊德等。朝貢。仍新羅遣大奈末考那。送高麗使人卯問等於筑紫。乙未。大錦下秦造綱手卒。由壬申年之功。贈大錦上位。辛丑。小錦中星川臣麻呂卒。以壬

申年功。贈大紫位。六月甲辰朔戊申。新羅客項那等歸國。辛亥灰零。丁巳雷電之甚也。

説金光明經于宮中。通證云。大極殿御齋會起于此。其行于正月。見持統八年紀。とあり。此説は公事根源御齋會の下に。此時のを御齋會の始とは可申歟。とあるに依れる説なり。なほ持統紀に云へし。○丁亥。十三日なり。○南部大使。與清云。使恐兄とあり。さることなり。○考那。上に云る項那の事と見えたり。○乙未。二十一日なり。○秦造綱手卒。持統紀十年に。五月甲辰。詔大錦上秦造綱手。賜姓爲忌寸。とあるは。此に卒とあるに合はず。誤あるへし。位も大錦上とあれば異なり。さて此人壬申の紀に見えす。○辛丑。二十七日なり。○星川臣麻呂。星川臣。記に建内宿禰之子。波多八代宿禰者。星川臣之祖。姓氏錄大和皇別。星川朝臣。石川同祖。武内宿禰之後也。敏達天皇御世。依居地賜星川臣。とあり。記傳云。大和國山邊郡星川郷あるこれなり。武藏國久良郡。伯耆國會見郡などにも。此郷あり。式に伊勢國員辨郡星川神社もあり。と云り。この麻呂壬申紀に見えす。續紀靈龜二年四月。詔壬申功臣贈大紫星川麻呂息。從七位上黑麻呂等十一人。賜田有差。また天平寶字元年十二月。太政官奏曰。贈大紫星川臣麻呂。壬申年功田四町。歷涉戎場。輸忠供事。立功雖異。勞效是同。比校一同。村國連小依等。依令中功。合傳二世。とあり。○戊申。五日なり。○項那等。本に項を須とあり。今中臣本考本及上文に依る。○辛亥。八日なり。○灰零。續後紀承和五年。十六國言。有

レ物如レ灰。從レ天而雨。老農名ニ此物米華。○丁巳。十四日なり。

秋七月甲戌朔。飛鳥寺西槻枝。自折而落之。戊寅。天皇幸ニ犬養連大伴家。以臨病。即降大恩云々。是日雩之。辛巳。祭廣瀨龍田神。癸未。朱雀在南門。庚寅。朴井連子麻呂。授小錦下位。癸巳。飛鳥寺弘聽僧終。遣大津皇子。高市皇子。吊之。丙申。小錦下三宅連石床卒。由壬申年功。贈大錦下位。戊戌。納言兼宮内卿五位舍人王。病之臨死。則遣高市皇子。而訊之。明日卒。天皇大驚。乃遣高市皇子。川島皇子。因以臨殯。哭之。百寮者從而發哀。

七月。皇代記に。白鳳九年庚辰七月。建伊賀伊豆國。略記に。七月割伊勢四郡。建伊賀國。別駿河二郡。爲伊豆國。と云ことあり。此月の事なり○戊寅。五日なり○犬養連。上文前紀には縣犬養連大伴とあり。こゝは脱たるなるへし。天皇東國に發途し給ひし時。大伴か鞍馬に遇て。御駕給ひしことあり。舍人にて元從者なり○即降大恩云々。この云々は。恩詔の文なりしを。除かれたるは。故ある事か。八年石川王の薨せし時に。もかくあり。引合すへし。さて此人。續紀大寶元年正月。直廣壹縣犬養宿禰。下文連大侶卒。遣淨廣肆夜氣

王等。就第宣詔。贈正廣參。以壬申年功也。また七月壬辰。勅曰。先朝論功行封。時賜縣犬養連大侶一百戸。云々。などあり○辛巳。八日なり○癸未。十日なり○朱雀在南門。本に在を有に作る。今考本類史祥瑞部に據る。續紀。延暦四年五月。先是皇后宮赤雀見。下所司令檢圖牒。孫氏瑞應圖曰。赤雀者瑞鳥也。王者奉己儉約。動作應天時。則見。南門は通證云。皇城門正南曰朱雀門。石氏星經曰。南方赤帝。其精朱鳥。爲七宿。とあり。合に合て。朱雀の南門にしも在けんを。甚しき奇瑞と爲給へりしなるへし○庚寅。十七日なり○癸巳。二十日なり○弘聽。中臣本に聽を聰と作り○丙申。二十三日なり○三宅連石床。天皇伊勢鈴鹿に至り坐る時。國司守三宅連石床。介三輪君子首とくもに。鈴鹿郡に參遇ること。壬申紀に見ゆ○壬申年功。京極本。年下之字あり○戊戌。二十五日なり○納言。持統紀六年正月にも。納言布勢朝臣御主人とあり。但し公卿補任には。納言のことは既に云へり。こゝに大とも中ともなきは。此御時には。たゞ納言とのみ唱たりしならんか。されどなほ疑はし。この事持統紀に云へし○宮内卿。職員令に。宮内省卿一人。掌出納諸國調雜物。春米官田。及奏宣。御食産。諸方口味事。とあり○舍人王。系詳ならず。公卿補任に大納言の斑に載たり。

八月癸卯朔丁未。法官人貢嘉禾。是日始之。三日雨。大水。丙辰。大風折木破屋。九月癸酉朔辛巳。幸于朝嬬。因以看大山位以下之馬於長柄。

杜。乃俾馬的射之。乙未地震。己亥。桑内王卒於私家。冬十月壬寅朔乙巳。恤京内諸寺貧乏僧尼。及百姓。而賑給之。一每僧尼。各絶四匹。緜四屯。布六端。沙彌及白衣。各絶二疋。綿二屯。布四端。十一月壬申朔。日蝕之。甲戌。自戌至子。東方明焉。乙亥。高麗人十九人。返于本土。是當後岡本天皇之喪。而弔使。留之未還者也。戊寅。詔百官曰。若有利國家。寬百姓之術者。詣闕親申。則詞合於理。立爲法則。辛巳。雷於西方。癸未。皇后體不豫。則爲皇后誓願之。初興藥師寺。仍度一百僧。由是得安。平。是日赦罪。丁亥月蝕。遣草壁皇子。訊惠妙僧之病。明日惠妙僧終。乃遣三皇子。而弔之。乙未。新羅遣沙滄金若弼。大奈末金原升。進調。則習言者二人。從若弼至。丁酉。天皇病之。因以度一百僧。俄而愈之。辛丑。臆子鳥蔽天。自東南飛。以度西北。

丁未。五日なり○丙辰。十四日なり○辛巳。九日なり○朝嬬。大和志。朝嬬行宮。古蹟在葛上郡朝妻

村。○長柄杜。式葛上郡長柄神社。長柄村にあり。姓氏錄大和神別。長柄首。事代主神之後也。記に葛城長江曾都比古。なごあり。本に。ナカエと訓るに據るへ。ナカラとあるは誤なり。○馬的。倭名抄術藝部。騎射。楊氏漢語抄云。馬射。由美。今案。馬射即騎射也。箋注云。宇末由美。見。空物語祭使卷。皇極紀射獵。天武紀馬的。皆同訓。と云り。通證云。通典。長安二年。教人習武藝。穿土爲堦。其長與梁均。綴皮爲兩鹿。歷置其上。馳馬射之。名曰馬射。騎射始見云々。とあり。軍器考云。古代弓馬に便なるといふ事は。弓とは步射也。馬とは騎射なりとぞ。令義解には見えたる。後世の如く。たゞに弓射。馬騎る事をのみいひしにはあらず。兵部省にて。諸衛人士を選はれしにも。必步射騎射を試られしよし。式にも見えたり。今も武士の行ふ步射の中に。其義最正しくして。古の禮射の遺れる風にやと。見えぬる事も多し。小的など云事は。古の賭射の事に起り。八的小串などは。其藝の精しきを試みんとの爲なるへし。凡騎射といふ事。天武天皇九年に。長柄の杜にて。大山位以下の馬觀させ給ひて。すなはち馬的を射さしめ給ふといふ事を始なるへき。彼流鏑馬と云事は。古より神事に用られし所なり。いかなるいはれある事にや。その故をはしらす。その由來る事も久しき事なりと云り○乙未。二十三日なり○己亥。二十七日なり○桑内王。系詳ならず。考本には内を田とあり。されと桑田王は。十年紀にも見えたれば。こゝはなほ桑内なるへし○乙巳。四日なり○一每僧尼。通證に一字衍とあり。集解に。一當在每下。蓋倒寫。とあり○各絶。本に各を冬に誤る。今考本集解本に據る○沙彌。釋氏要覽。此始落髮後之稱謂也。曰最下。とあり○白衣。通證に。楞嚴經。白衣居士。增一阿含經。槃

特告_二弟周梨_一曰。不能_レ持_レ戒。還作_二白衣。要覽_一白衣即淨人也。此白衣謂_レ俗也。華嚴音云。西域俗人皆著_二白衣衣_一也。又今人謂_レ去_二禮服。爲_二白衣。世說_一。趙孝仕爲_レ郎。每_二告歸。常白衣步擔。是也。とあり。續紀天
 平神護元年十一月詔に。出家人毛_{シロキヌ}白衣毛。相雜天供奉仁。豈障事波不在。此白衣も俗人なり○甲戌。三日
 なり○乙亥。四日なり○當後岡本天皇之喪。天智帝の御世なり○戊寅。七日なり○辛巳。十日なり○
 癸未。十二日なり○藥師寺。大和志云。高市郡藥師廢寺。在_二木殿村_一。天武天皇建。後遷_二于平城右京_一云
 々。また添下郡藥師寺。在_二砂村_一。一名西京寺。養老中復移_二于此_一。或人云。かくあれと。色葉字類抄。聖武天皇御宇。天
 平元年二月二十九日建。とあるそ。正しき傳なると
 云。藥師寺緣起云。右寺者。天武天皇即位八年。庚十一月。皇后不念。巫醫不_レ驗。因_レ之爲_二除病延命_一。發_レ
 奉_レ鑄_二丈六藥師佛像_一之願。爰靈驗有_レ感。皇后病愈。天皇大感。已鑄_二金銅之像_一。鋪金未_レ畢。以_二十四年丙
 戌秋九月。天皇崩_二於明日香清御原_一。以_二戊子年十一月。葬_二於高市大內山陵_一。皇后嗣_二即_二帝位_一。是持統天
 皇也。爲_レ遂_二太上天皇前緒_一。高市郡建_レ寺。安_二置佛像經論等_一。本藥師寺是也。即塔露盤銘文云。維清原宮馭
 宇天皇。即位八年庚辰之歲。建子之月。以_二中宮不念_一。創_二此伽藍_一。而鋪金未_レ遂。龍駕騰仙。太上天皇。奉_レ
 遵_二前緒_一。遂成_二斯業_一。照_二先皇之弘誓_一。光_二後帝之立功_一。道濟_二群生_一。業傳_二曠劫_一。式_二於高綱_一。敢勤_二貞金_一。其
 銘曰云々。或曰。史於_二文武帝二年十月_一云。以_二藥師寺構作略了_一。詔_二衆僧_一。令_二其寺_一。則書_レ銘當_二在此時_一
 也。とあり。詳に略記に見えたり。此緣起作者知られず。奥書に。寬元
 元年發卯初秋上旬候寫之。とあり○丁亥。十六日なり○月蝕。通證云。今按
 此書爲_二十六日_一。猶_二舒明紀書_一日蝕_二在_二二日_一也。とあり○惠妙。或人云。惠妙。上に同名僧あり。混す

へからす。其は孝德紀大化元年に。以_二惠妙法師_一爲_二百濟寺々主_一。白雉五年の細字に。僧惠妙於_レ唐死。
 とあるを。元享釋書に。此二人を一人なりと失_レり。大化元年敕爲_二百濟寺々主_一。白鳳八年病云々。其杜
 撰見るへし。と云り○乙未。二十四日なり○習言者。通證云。釋_二兼方按通事之類_一。今按此習_二倭語_一者也。
 とあり○丁酉。二十六日なり○辛丑。晦日なり。

日本書紀通釋卷之六十七

飯田武郷謹撰

天武天皇
十年辛巳

十年春正月辛未朔壬申。頒幣帛於諸神祇。癸酉。百寮諸人。拜朝廷。丁丑。天皇御向小殿。而宴之。是日。親王諸王引入內安殿。諸臣皆侍于外安殿。共置酒以賜樂。則大山上草香部吉士大形。授小錦下位。仍賜姓曰難波連。辛巳。勅境部連石積。封六十戶。因以給絶三十疋。綿百五十屯。布百五十端。釧一百口。丁亥。親王以下。小建以上。射于朝廷。己丑。詔畿內及諸國。修理天社地社神宮。

壬申。二日なり。○癸酉。三日なり。○丁丑。七日なり。○向小殿。九年記に出。○宴之。公事根源白馬節會下に云。天武天皇十年正月七日に。御門小安殿におはしまして。宴會の義ありけり。是や七日の節會の始なるへからんとあり。たしかに白馬節會とは云はされど。實に此御時をばしめなるへき。因に白馬を云へし。萬葉二十に。天平寶字二年春正月三日。召侍從堅子玉臣等。令侍於內裏之東屋垣下。即賜玉簪。肆宴云々とありて。此時の右中辨大伴宿禰家持作歌に。始春乃波都禰乃家布能多麻婆波伎云々。水鳥乃可毛能羽能伊呂乃青馬乎。家布美流比等波可藝利奈之等伊布

とあり。歌意は七日の今日にあたりて。青馬を見る人は。無疆壽命をうくるそと云るなり。これ七日白馬節會の。始てものに見えたる始なり。なほ其本は。天武天皇十年に。はしめ給ひしなるへし。但し萬葉なるは。正月三日なれど。七日侍宴の爲に。預め作れるよし記せり。さて此の節會を。白馬節會と書けども。古來より青馬とよむことにつきて。さまじくの説あれど。萬葉古義に云る説よろしけれは。今はそれを出す。古義云。抑正月七日に。青馬を御覽し給ふことは。漢籍禮記月令に。天子居青陽左介。乘鸞路。駕倉龍。載青旂。衣青衣。服倉玉とありて。注に倉與蒼同。馬八尺以上爲龍とあれは。倉龍は青馬なり。又帝皇世記に。高辛氏之子。以正月七日。恒登崗。命青衣人。令列青馬。七疋。調青陽之氣。馬主陽。青者主春。闢者萬物之始。人主之居。七者七曜之清。徵陽氣之溫。始也とある。これらに本つきて行はれけることなるへし。さて皇朝にて。青馬を御覽し給ふことは。いつの御代よりの事にか。未勘す。史籍に見えたるは。續後紀に。天長六年正月甲寅朔庚申。覽青馬。承和元年正月壬子朔戊午。觀青馬。文德實錄仁壽二年正月。覽青馬。三代實錄貞觀二年正月。覽青馬。などあれど。萬葉なるは。當時天平寶字の二年の事にて。天長承和の頃より。七八十年ばかり以往なれば。はやくの年より行はれしを知へし。貞觀儀式に。正月七日儀曰云々。今日波正月七日乃豐樂云々。常毛見留青岐馬。見太萬比退止爲氏云々。延喜左馬寮式に。凡青馬二十疋。自十一月一日至正月七日云々。近衛式に。凡正月七日。青馬。云々とあり。さて此より後の記録に。白馬節會と書たるは。本居氏説る如く。古よりの青馬を改めて。白馬とせられたるなり。河海抄に。東方朔十節記曰。馬性以白爲本。天有白龍。地有白馬。秘抄に。同云是日見白馬。年中邪氣遠去不來。とある本文によりたることなるへし。さて土佐日記に。七日になりぬ。同し湊にあり。今日は白馬を思へとかひなし。唯波の白きをを見る。とあるによりて思へば。延喜式に青馬とあるは。なほ古よりのまにしるされたるものにて。延喜延長の頃に至りては。はやく白馬を用らるることになれりけん。平兼盛集に。降雪に色もかばらてひくものを。誰あを馬と名付けそめけん。とある如く。白馬を用らるれ。文にも白馬と書ながら。語にはあをうまとのみ唱へ來れるは。尙古へ青馬なりし時の稱を存せる物なり。しかるを白馬と書て。アラウマと訓によりて。人皆心得誤りて。古は實に青馬なりしことをはえしらて。もとより白馬とおもひ。古書どもに青馬と書るをへ。白馬を然云りと思ふは。いみじきひかことなり。玉かつまに記せるか如し。天武紀元年に。鯨乘。白馬。而以逃之とある。白馬をアラウマと訓たる點も。青馬白馬と異なれるをしらて。一に思ひ混へたるよりの誤也。また頭書に。弘仁式十四。中宮式。七日左右馬寮。允賜馬醫左右近衛。率白馬七疋。云々。紀略天曆元年丁未正月七日癸巳白馬宴。とあり。天曆は延喜より遙に後なれば。白馬とある勿論なりとあり。○內安殿。公事根源に。白馬節會下云。天武天皇十年正月七日に。御門小安殿におはしまして。宴會の義有りとあれど。此には小安殿の事は見えず。小安殿の稱は續紀に見えたり。通證云。內安殿疑謂小安殿。江次第曰。小安殿。大極殿後房也。萬葉集。內南安殿。とあり。二十に。集解云。按後世大極殿後房。謂小安殿。凡謂安。對正謂之。謂內者。對外謂之。時制不詳。蓋正殿謂之大極殿。

後房謂之向小殿。連于後房。又有内外安殿也。と云る。此説はいかゞ。安は正に對し云辭にあらず。此事は既に皇極紀なる。大極殿の下に云り。内は外に對して謂と云るはさる事なり。連後房。又有内外安殿とあるも。詳には知かたし。按に。古は大極殿大安殿の外なるも。みな安殿と云しにこそ。さて此第一の正殿なるを。大極殿大安殿といひ。其餘の安殿には。内外向小南の稱をつけて。呼しなるへし。なほ東西の安殿ありしも知かたし。たま／＼記し遺れたりしにもあるへし。されは今にしては。其大凡を知の外なきなり。○外安殿。これ右に云る如く。内に對したる名なり。然るを通證に。外安殿。疑朱鳥元年所謂大安殿。とあるは信られず。大安殿は大極殿と一にして。第一なる安殿なれば。外と云へからず。○草香部吉士。本に士を志に作れり。今中臣本に據る。さて此氏清寧紀に出。○辛巳。十一日なり。○境部連。孝徳紀に出。○綿百五十屯。本に屯を斤に作る。今京極本に據る。○丁亥。十七日なり。○己丑。十九日なり。

二月庚子朔甲子。天皇皇后。共居于大極殿。以喚親王諸王及諸臣。詔之曰。朕今更欲定律令。改法式。故俱修是事。然頓就是務。公事有闕。分人應行。是日立草壁皇子尊。爲皇太子。因以令攝萬機。戊辰。阿陪夫人薨。己巳。小紫位當麻公豐濱薨。三月庚午朔癸酉。葬阿陪夫人。

丙戌。天皇御于大極殿。以詔川島皇子。忍壁皇子。廣瀨王。竹田王。桑田王。三野王。大錦下上毛野君三千。小錦中忌部連子首。小錦下阿曇連稻敷。難波連大形。大山上中臣連大島。大山下平群臣子首。令記定帝紀及上古諸事。大島子首親執筆以錄焉。庚寅地震。甲午。天皇居新宮井上。而試發鼓吹之聲。仍令調習。

甲子。二十五日なり。○大極殿。皇極紀に云り。訓はオホ安トノとありしか。誤れるなり。この事も既に云り。○朕今更は。天智御世に撰はしめ給ひしを。爰に至りて刪定給ひしにこそ。朕今更とあるに眼を着へし。と或人云り。○律令法式は。所謂律令と法式となり。通證云。今按。法式謂法令格式也。武郷證にはかくあれども。下文十一年に。式法應用之事云々。また造法令の文あり。弘仁格序曰。蓋聞。律以懲肅爲宗。されはこゝの法式も。それと同じかるへし。格まてには及びしものと見るへからず。令以勸誡爲本。格則量時立制。式則補缺拾遺。四者相須。足以垂範。唐刑法志曰。人之爲惡。入于罪戾。一斷臣律。禁於未然。曰令。尊卑貴賤之等級。國家之制度也。設於此而逆於彼。曰格。百官有司之所常行者也。設於此而使彼效之。謂之式。諸司常守之法也。國史律令格式部。天武天皇十年。持統天皇二年。文武天皇四年。詔諸王臣。讀習令文。又撰成律條。大寶元年。撰定律令。於是始成。

大略以_二淨御原朝廷_一爲_二准正_一と云り○爲皇太子。皇代記。文武天皇條下に。草壁皇子。天武天皇十年二月甲子。立爲_二皇太子_一○戊辰。二十九日なり○阿陪夫人。集解に。按天智天皇妃。阿陪倉梯麻呂女橘娘と云あり。さらば飛鳥皇女。新田部皇女の御母なり。されども。先代の夫人の薨卒などを。記したる例なければ。なほたしかには定めかたし。考云。此夫人前の皇妃夫人の所にも。帝皇系圖にも。たゞ夫人とはかりの名ありて。阿部氏の事なし未詳。と云り。これは天皇の御したまへる夫人と見たる説なり。なほよく考へし○丙戌。十六日なり○廣瀨王。續紀養老六年。正四位下廣瀨王卒。とあり。萬葉八にも廣瀨王あり。詳ならず○竹田王。詳ならず。持統紀三年二月。淨廣肆判事とあり。續紀和銅元年三月。從四位上竹田王爲_二刑部卿_一とあり○桑田王。紹運錄に。敏達天皇孫。押坂彥人皇子の子とあり。さて九年八月に。桑内王卒とあるを。考本には桑田王とあれと誤なるへし。既に云り○三野王。上紀に出○上毛野君三千。八月紀に卒とあり○忌部連子首。本子字を脱。今補。既に上に云り○阿曇連稻敷。既出○難波連大形。既出○中臣連大島。下文及持統紀には。藤原また葛原政原とあり。政原は藤原に同じ大中臣本系帳に。糠手子大連公孫。中納言直大貳中臣朝臣大島等。與_二御食子大連公長子_一。大職冠内大臣鎌足大連公。同賜_二藤原朝臣姓_一。系圖糠手子大連公一男。右大臣大錦上金。二男許米之子。即大島。祭主中納言直大貳神祇伯とあり。持統紀七年二月。賜_二直大貳葛原朝臣大島賻物_一。懷風藻に。詠_二孤松_一。及山齋詩二首を載たり。官大納言直大貳とあり。さて此人。中臣とも藤原とも書けるよしは。鎌足公の下に注せり○平群

臣子首。この人他に見えず○帝紀及上古諸事。帝紀は帝皇の本紀なり。古事記序に。諸家之所_レ贊。帝紀及本辭。とあるを。次の文には。帝皇日繼。及先代舊辭。と書り。田中頼庸云。大初以來。神聖所傳の言。之を本辭といひ。樞原以還。歷朝所_レ成の書。之を帝紀と云。本辭一舊辭と云と云り。この説は聊かまとはし。さらば本辭舊辭を泛稱して。帝紀と云。之を本辭といふも云るか如し。本辭はなほさもあるへし。舊辭までを。帝紀と云かたかるへし。さてこゝに上古諸事とあるか。即記に所謂先代舊辭なり。序に云。本辭と云こと。新撰龜相記に。神皇の本統を記せしを。本辭と云り。されば本辭の中には。神明の本統。帝皇のて。こゝに上古諸事とあるにあたるへし。一概に見へからず。記傳などには。この別をいはず。いと愈く見られたり。さて此事の詔。即ち此紀日本書紀なりの成れる基本なりしこと。首卷に集解の説を引て委く云り。考合すへし○庚寅。二十日なり○甲午。二十四日なり○天皇居新宮井上。本に居字天皇。上にあるは誤なり。今中臣本考本集解に據る○試發は。所謂試樂なり。次に令_二調習_一とあり。然るに考に。試字を以見れば。高麗樂を習はしめ給ふか。と云れたるはあらず。

夏四月己亥朔庚子。祭_二廣瀨龍田神_一。辛丑。立_二禁式九十二條_一。因_二以詔之曰_一。親王以下。至_二于庶民_一。諸所_二服用_一。金銀珠玉。紫錦繡綾。及_二氎褥冠帶并種々雜色之類_一。服用各有_レ差。辭具有_二詔書_一。

夏四月。本に夏字なし。今考本集解に依る○庚子。二日なり○辛丑。三日なり○禁式。禁には種々あり。典籍便覽に。遏絶戒止曰_レ禁。と云るか如し。されとこの時の禁式は。むねと衣裝の禁を示されたるものと如し。次の詔にて。しか聞えたり。さて略記には禁字なし。脱たるなるへし。禁は禁中にて。所謂内裏式の如き書

ならんかど。おもひし。○金銀珠玉云々。氈褥冠帶。職員令。内藏寮頭一人。掌金銀珠玉寶器。錦綾綵氈褥。義解謂。自生爲珠。作爲玉。又氈褥謂下然。毛爲褥。席者上也。などあり。○具有詔書。世に傳はらす。衣服令に。皇太子親王諸王諸臣の禮服を記し。なほ庶人の禮服。常服等を記せり。披見るへし。

庚戌。錦織造小分。田井直吉麻呂。次田倉人。樫足武矩。石勝。川内直縣。忍海造鏡。荒田尾直能麻呂。大狛造百枝。足坏。倭直龍麻呂。門部直大嶋。完人造老。山背狛鳥賊麻呂。并十四人。賜姓曰連。乙卯。饗高麗客卯問等於筑紫。賜祿有差。

庚戌。十二日なり。○錦織造。姓氏錄河内諸蕃。錦部連。三善宿禰同祖。百濟國速古大王之後也。和泉同上。十二年九月。錦織造賜姓曰連とあり。氏族志云。稱德帝時。河内錦部郡人。錦部毗登。石次。同姓大島等。竝賜連。後蓋改宿禰。醍醐帝時。有左大史錦部宿禰春蔭。圓融帝時。有主稅助錦部宿禰茂明。符宣とあり。三代實錄に。錦織連氏に。惟良宿禰を給へることも見えたり。此姓神別にも有て混はし。仁徳紀。錦織首許呂斯。敏達紀錦織靈など。併見るへし。○田井直。舊事紀に。饒速日命八世孫。物部金弓連公。田井連等祖。又物部目古連公。田井連祖とあり。氏人は。續紀四十。延暦八年六月。甲斐國山梨郡人。外正八位下要部上麻呂等。改本姓爲田井とあり。續紀考證云。後紀云。十八年十二月。甲斐國人正彌若虫。已等先祖。元是白濟人也。仰慕聖朝。航海投化。即天朝降。論旨。安置攝津職。後依丙寅歲五月二十七日格。更遷甲斐國云云。此所云要部上麻呂。蓋此種類也。と云れど。更に

證なり。○次田倉人。姓氏錄に次田連に作る。天智紀に出。樫足石勝。二人の名なり。注に。樫此云武矩。本に矩を規とあり。今中臣本及通證引一本に依る。通證云。今姓樫氏。訓美豆伎。倭名抄棕子無久。伊與風土記曰。有樫。云臣木。萬葉集。臣木訓於美乃木。私勘云。毛美也。考字書。爲桑樫。爲樫質。未得。上件義とあり。○川内直。欽明紀に出。凡川内直同祖なり。○忍海造。三年紀に出。續紀四十。延暦十年正月。忍海原連魚養等言。謹檢古牒云。葛木襲津彥第六子熊道宿禰云々。六世孫首麻呂。飛鳥淨御原朝廷。辛巳年。貶賜連姓云々。此と異姓なり。混すへからず。但し辛巳年は今年なり。○荒田尾直。本に尾直二字なし。今集解及上卷に據て補。既に出。姓氏錄和泉神別。荒田直。高魂命五世孫。劔根命之後也。とあり。○大狛造。姓氏錄河内諸蕃。大狛連。高麗國人伊里斯沙禮斯之後也。大狛連。高麗國溢士福貴王之後也。とあり。さて此に連姓を賜はれるは。百枝。足坏二人のみにて。なへては。十二年大狛造賜姓連とあり。なほ此氏の事。十二年の下に云へし。○百枝足坏。二名なり。持統紀十年五月。以直廣肆。贈大狛連百枝とあり。○倭直。既出。記傳云。欽明紀までは。國造とのみありて。直とはなきを。此しかくあるは。何れの御代より。直の姓にはなれりけむ。と云り。○門部直。孝徳紀に出。こゝは大島のみにて。次に十二年門部直賜姓曰連とあり。○完人造は。完人臣と同祖なり。用明紀に出。又十三年紀に。完人臣賜姓曰朝臣とあり。○山背狛。姓氏錄山城諸蕃。狛造。出自高麗國主夫連大王也。とあり。此も十二年の下に云へし。○乙卯。十七日なり。○饗高麗客云云。東國通鑑云。新羅文武王二十一年。

唐開耀元年八月。唐召高句麗降王滅。還印州。とあり。按に是歲に當れり。

五月己巳朔己卯。祭皇祖御魂。是日詔曰。凡百寮諸人。恭敬宮人。過之甚也。或詣其門。謁己之訟。或捧幣以媚於其家。自今以後。若有如此者。隨事共罪之。甲午。高麗卯問歸之。六月己亥朔癸卯。饗新羅客若弼於筑紫。賜祿各有差。乙卯雩之。壬戌地震。

己卯は。十一日なり。皇祖は。歴代の皇祖にはあらし。孝徳紀に。舒明天皇の御父なる。彦人大兄の御事を。皇祖大兄御名入部。謂彦人大兄也と云ることあり。即天皇の皇祖父に當り給へり。集解に。按皇祖皇祖父。謂押坂彦人皇子。蓋非歴代帝皇。故別祭之。疑是日或忌辰也。と云れたるか如くなるへし。さるを通過に。神代紀曰。土俗祭此神之魂。凡言祭御魂者。蓋與常祭有異歟。と云れたるは。なへての皇祖神の御魂と一に見られたるなるへけれど。さる例ある事なし。かつ神代紀なるは。伊弉册尊の御上の御事にて。甚く異なる故由あるをも思はぬ説なり。蓋與常祭有異歟など云へるも。推量の説なれば。信すへからず。○宮人は。後宮職員令義解に。宮人は婦人仕官者之物號也。とあり。即女官なり。然るを考に。昵近の公卿を云。と云れたるは非なり。○謁。所謂内謁なり。説文に告也請也。とあり。○甲午。本に午を子に作る。今中臣

本に據る。二十六日なり。○癸卯。五日なり。○壬戌。二十四日なり。

秋七月戊辰朔。朱雀見之。辛未。小錦下采女臣竹羅。爲大使。當摩公楯。爲小使。遣新羅國。是日。小錦下佐伯連廣足。爲大使。小墾田臣麻呂。爲小使。遣高麗國。丁丑。祭廣瀨龍田神。丁酉。令天下。悉大解除。當此時。國造等。各出祓柱奴婢一口。而解除焉。

辛未は。四日なり。○采女臣竹羅。采女臣。欽明紀に出。竹羅。水戸本及下文筑羅に作る。集解云。嘗見河内國所掘得石碑文曰。飛鳥淨原大朝廷。大辨官直大貳采女竹良卿。所請造墓所。形浦山地。四千代。莫他人上毀木。犯穢傍地也。己丑年十二月二十五日。按己丑持統天皇二年也。同五年紀。詔十八氏。上進其祖等墓記。采女氏在子其中。と云へり。○廣足。本に廣字脱たり。下文及十四年紀に依て補。○丁丑。十日なり。○丁酉。晦日なり。○大解除。大祓なり。○奴婢一口。類史八十七。大同四年七月。因幡國人大伴吉成。浮岩京下。相替御贖官奴大風麻呂。爲犯神事。決杖遞送本國。其大風麻呂。配對馬國。また政事要略に載たる。多米氏本系帳に。賜天皇御贖之政云々。また多米氏系圖に。志賀高穴太宮御字云々。爾時天皇御命贖乃人乎。四方國造等献支。などある文ともに因に。國造の祓柱に。奴婢を出さし

むるは。いと古代よりの事なり。多米氏の書に見えたるは。成務天皇の御世の事なり。されどこれは。尋常の解除の時に出来るにはあらで。天皇の御上。また國家に事ある時の事と見えたるは。此時の大解除も。臨時に奴婢を出さしめて。天皇の御贖とは爲し給へりけむ。但し此時いかなることありしか。知かたし。次の文に。皇后誓願之大齋。病などの事あり。りもやしけん。然るに重胤か説。この文を引て。祓柱に奴婢一口を出せるは。不審しきに就て思ふに。奴婢一口の代にて。其輸す物を調ふる事と聞ゆれば。上なる五年八月の。祓柱の料に當れるにや有む。と云るは。心得かたき事なり。さる事にはあらしとそおもはる。○而解除焉。本に焉字なし。今京極本ト本水戸本に據る。

閏七月戊戌朔壬子。皇后誓願之。大齋。以說經於京内諸寺。八月丁卯朔。丁丑。大錦下上毛野君三千卒。丙子。詔三韓諸人曰。先日復。十年調稅。既訖。且加以歸化初年。俱來之子孫。並課役悉免焉。壬午。伊勢國貢白茅鵝。丙戌。遣多禰島使人等。貢多禰國圖。其國去京五千餘里。居筑紫南海中。切髮草裳。粳稻常豐。一菹兩收。土毛支子莞子。及種々海物等多。是日。若弼歸國。

壬子。十五日なり○大齋。齋は齋に同じ○丁丑。十一日なり○丙子。十日なり。此一條丁丑と入替れり○三韓諸人は。先に歸化せし人ともなり○壬午は。十六日なり○白茅鵝。休留なり。詳に皇極紀に云り○丙戌。二十日なり○多禰國圖云々。六年四月の下に云り○去京五千餘里。雜令に凡度地五尺爲レ步。三百步爲レ里。とあり○一菹兩收。本に兩を雨に誤る。今中臣本考本に據る。菹を中臣本に殖に作れり○支子。正字通に。黃支即今支子木。俗作梔卮。とあり。倭名抄。梔子久知奈之。木實也。可染黃色。者也○莞子。爾雅注。白蒲楚謂之莞蒲。倭名抄。蒲加末。莞。漢語抄云。於保井。

九月丁酉朔己亥。遣高麗新羅使人等。共至之拜朝。辛丑。周芳國貢赤龜。乃放島宮池。甲辰詔曰。凡諸氏有氏上未定者。各定氏上。而申送于理官。庚戌。饗多禰島人等。于飛鳥寺西河邊。奏種種樂。壬子。彗星見。癸丑。熒惑入月。

己亥。三日なり○辛丑。五日なり○赤龜。垂仁紀に大龜訓同じ。赤キカハカメと訓へし。史記に。神龜者天下之寶也。與物變化。四時變色。居而自匿。伏而不食。春蒼夏赤。秋白冬黑○島宮池。萬葉二に。島池勾宮之放鳥。また島宮池上有放鳥。なごよめり。當時皇太子の宮なりしなり。略記には。この事を二

月に係たり○甲辰。八日なり○氏上。訓は氏子の上と云意なり。魁帥を人子上と云か如し。氏子人子などの子は。其衆多きを指て云辭なり○理官は。後の治部省なり。倭名抄。治部省乎佐牟留都加佐。漢書禮樂志に。禮儀與律令。同錄藏于理官。師古曰。理官即法官。職員令。治部省卿一人。掌本姓繼嗣。婚姻。祥瑞。喪葬。贈賻。國忌。諱。及諸蕃朝聘事。とあり○庚戌。十四日なり○壬子。十六日なり○癸丑。十七日なり○癸感。類書纂要。癸感火星。一本の訓にアカホシと訓り。アカホシは。太白歲星の名なるを。天文志に。太白常以正月甲寅。與癸感。晨出東方。と云るより。癸感にもさる名ありしにや。知かたし。持統紀六年七月の下に云。

冬十月丙寅朔。日蝕之。癸未地震。乙酉。新羅遣沙啄一吉。倉金忠平。大奈末金壹世。貢調。金銀銅鐵錦絹。鹿皮。細布之類。各有數。別獻天皇。々后皇太子。金銀。霞錦。幡皮之類。各有數。庚寅詔曰。大山位以下。小建以上人等。各述意見。是月。天皇將蒐於廣瀨野。而行宮構訖。裝束既備。然車駕遂不幸矣。唯親王以下。及群卿。皆居于輕市。而檢裝束鞍馬。小錦以上大夫。皆列坐於樹下。大山位以下者。皆親乘之。共隨大路。自南

行北。新羅使者至而告曰。國王薨。十一月丙申朔丁酉。地震。

癸未。十八日なり○沙啄。推古紀孝德紀天智紀に見ゆ。啄は啄に同じ。啄を啄に作る本は誤なり○細布は。ホソヌノと舊本に讀り。歌に陸奥のけふの細布などあり○皇太子。本に皇字脱たり。今京極本に據る○霞錦。本に錦霞に作る。今舊本の訓に。カスミイロノニシキとあると。下文朱鳥元年に。霞錦とあるに依る。釋私記に。霞。此幡製以朝霞色。故名。とあるは。本の倒せるまゝに云る説にて。非なるへし。萬葉集に。朝霞鹿火屋之下に云々。また朝霞香火屋之下乃云々。とあるを。冠辭考に。朝霞のかをるといふ語なるを略きて。加の一言に云かけしなるへし。と云り。朝霞の日に映して薰るを云か。さらはこくも赤地錦などの色を以て。しか名つけたるにもあるへし。さて幡皮はまた二種なり○庚寅。二十五日なり○意見。公式令に。凡有レ事陳意見。欲封進者。即任封上。義解謂。意者心所意也。見者目所見也。皆是志在忠正。披陳國家之利害者也。凡意見書者。其制稍異。不可爲表而直上太政官。不由中務省。故云少納言受得奏聞也。唐制。大事則廷論。小事則上封事。などあり。意見字貞觀政要に見えたり。今俗規諫を意見と云是なり。異見に作るは非なりと。通證に云り。さて意はへは。意況とも書けり。心延の義なり○蒐。字鏡集類聚名義抄に。カリとよめり。狩字に通はして書るならむと。或人云り○廣瀨野。大和志に。行宮古蹟。在廣瀨郡大野村。とあり○輕市。高市郡にあり。萬葉の歌ともに見えて。名高き市なり○國王薨。東國通鑑。

新羅文武王二十一年秋七月朔。王薨。太子政明立。上諡曰文武。とあり。

十二月乙丑朔甲戌。小錦下河邊臣子首。遣筑紫。饗新羅客忠平。癸巳。田中臣鍛師。柿本臣。媛田部連國忍。高向臣麻呂。粟田臣真人。物部連麻呂。中臣連大島。曾禰連韓犬。書直智德。并壹拾人。授小錦下位。是日。舍人造糠虫。書直智德。賜姓曰連。

甲戌。十日なり。○癸巳。二十九日なり。○田中臣。元年紀に出。○柿本臣。媛。云。天押帶日子命者。柿本臣之祖とあり。姓氏錄大和皇別。柿本朝臣。本或作下大春日朝臣同祖。天足彥國押人命之後也。敏達天皇御世。依家門有梯樹。爲梯本臣氏。十三年紀十月。柿本臣賜姓朝臣。とあり。媛は名なり。續紀和銅元年四月。從四位下柿本朝臣佐留卒。とあり。氏族志云。按東寺古文書。後鳥羽帝時。有柿本宿禰。其宿禰不詳所系。とあり。○田部連。舒明紀に出。○高向臣。皇極紀に出。○粟田臣真人。孝德紀に出。真人其父詳ならず。續紀慶雲二年四月。爲中納言。和銅元年三月。爲太宰帥。養老三年二月壬戌。五中納言正二位粟田真人薨。補任。粟田朝臣真人。大寶二年五月十七日從三位。和銅元年三月十二日兼太宰帥。靈龜元年四月正三位。養老三年二月二日薨。とあり。薨日續紀と差あり。○壹拾人。本に壹を臺に誤る。今訂せり。今考るに合九人なり。古くより脱せしものと見えて。諸本みな同し。○舍人造。天孫本紀。饒速日命天降供奉五部造に。

舍人造あり。是族ならんか。また姓氏錄未定河内に。舍人。百濟國人利加志貴王之後者不見。と云るもあり。孰ならん。氏族志に。類史。淳和帝時。有筑前人舍人臣福長女。又有大舍人部。孝謙帝時。有常陸那珂郡防人大舍人部千文。見萬葉集。とあり。

十一年春正月乙未朔癸卯。大山上舍人連糠虫。授小錦下位。乙巳。饗金忠平於筑紫。壬子。氷上夫人。薨于宮中。癸丑地動。辛酉。葬氷上夫人於赤穗。二月甲子朔乙亥。金忠平歸國。是月。小錦下舍人連糠虫卒。以壬申年之功。贈大錦上位。三月甲午朔。命小紫三野王。及宮内官大夫等。遣于新城。令見其地形。仍將都矣。乙未。陸奥國蝦蟇二十二。賜爵位。庚子地震。丙午。命境部連石積等。更肇俾造新字一部四十四卷。己酉。幸于新城。辛酉詔曰。親王以下。百寮諸人。自今已後。位冠及禪褶脛裳。莫著。亦膳夫采女等之手纏肩巾。肩巾。比例。並莫服。是日詔曰。親王以下。至于諸臣。被給食封。皆止之。更返於公。是月。土師連眞敷卒。以壬申年

功。贈大錦上位。

癸卯。九日なり○大山上。本に上字脱たり。今中臣本京極本に據る○乙巳。十一日なり○壬子。十八日なり○氷上夫人。二年紀に夫人藤原大臣女氷上娘とあり。但馬皇女御母なり○癸丑。十九日なり○辛酉。二十七日なり○赤穂は。大和志に。高津笠墓。氷上夫人。在廣瀨郡赤部村。とあり○乙亥。十二日なり○壬申年之功。前紀に載せず○小紫三野王。小紫は諸臣の位なり。諸王は一位二位など云り。當時諸王の位號。既に改まりしものとも見えす。下文七月にも。五位殖粟王あり。十二年下にも。三位高坂王薨とあればなり。小紫は恐くは誤なるへし○宮内官大夫。宮内官は。即宮内省なり。倭名抄。宮内省美夜乃字知乃都加佐。とあり。大夫は卿なり。職員令に。宮内省。卿一人。掌出納諸國調庸雜物。春米官田。及奏宣。御食産。諸方口味事。とあり○新城。既に出○乙未。二日なり○庚子。七日なり○丙午。十三日なり○境部連石積。孝徳紀に坂合部磐積とあり○新字一部四十四卷。此新字詳ならず。釋述義に。私記曰。師說此書今在圖書寮。但其字體似梵字。未詳其字所准據也。とあり。是は上古の傳説を始め。鳥獸草木。惣て世にあるものを書記しうが。其殘簡圖書寮に散在せしと見えたり。と云る説あれど。今知へからず。また似梵字と云に就て。今世間にある。日文と云る文字ならん。など云る説もあれど。總て推測の説なれば。信かたし○己酉。十六日なり○辛酉。二十八日なり○位冠は。上よ

り賜はれる冠にて。此時より冠を賜ふ事を止めて。位記を賜ひしか。されどそれは後にみえたれば。こゝなるは。それとは異なるか。或説に。位冠を止め給ひしは。いかなる故かとも。また位冠及三字恐くは衍かとも云れたり。本此三字の左傍に○を施したるは。衍なり。詳ならず○禪は。前裳なるへし。其制は詳ならず。倭名抄に。引本朝式。曰。禪禪各一條。讀知波夜。今按未詳。箋註云。知波夜見拾遺集神樂歌小序云々。とあり。和訓葉云。延喜采女司式に。細布禪一條とみゆ。日本紀に嚴忌をいちはやしとよめる義なり。後世明衣を訓せるも義同し。小忌衣也。布もて造る。身二は袖一はと。木形を以山笠を寫し。春草水象蝶鳥の類也。袖は縫す。紙捻にて括るといふ。とあれども。これも詳ならず。前裳と同意も。また知へからず○褶。推古紀訓ヒラミとあり。このものゝ事は。推古紀に委く載たり。合せ見るへし○脛裳。一訓にハ、キモとあり。ハ、キモの方。倭名抄式本朝式。曰。脛巾俗曰波々伎。とあり。脛着裳の義なるへし。朱鳥元年七月勅に。男夫著脛裳云々。猶如故。續紀大實元年三月。其袴者。直冠以上者。皆白縛口袴。勤冠以下者。白脛裳とあり。此に着することを止め給ひしも。朱鳥元年にまた男夫著脛裳とあるも。すへていかなることにか知かたし○膳夫采女等之。本に此下に。また等之二字あり。衍なり。中臣本及其他の本ともになし○手纏肩巾の事は。既に云り。按に膳夫は。御食を造り。采女は。陪膳に仕奉る時に。着する禮服なり。大祓詞に。比禮掛伴男。手纏掛伴男とある即是なり。さて肩巾は。此時に止め給へるを。文武紀大實二年四月。先是諸國采女肩巾田。依令停之。至是復舊。とあれば。後にはまた着せしめ給へるなり○食封皆止之云々。五年四月の勅に。諸王諸臣。被給封戸之稅者。除以西國。相易給以東國。とありしを。是時に至りて。行ひ始め給はむとて。まつ此までの

封戸を。盡く公に返さしめ給へるなるへし。○是月土師連。本に土師の下に。二十六行四百五十七字の錯簡文あり。十四年の下にある文なり。中臣本にはなし。本にも旁書に。已下點本無之。仍銷之。とあるに依て。今除けり。但し其文の中には二三字校正すへき事あり。下に引て云り。○壬申年功。京極本に年下之字あり。さて此人の事。壬申紀に見えず。

夏四月癸亥朔辛未。祭廣瀨龍田神。癸未。筑紫大宰丹比真人島等。貢大鐘。甲申。越蝦夷伊高岐那等。請俘人七千戸。爲一郡。乃聽之。乙酉詔曰。自今以後。男女悉結髮。十二月二十日以前。結訖之。唯結髮之日。亦待勅旨。婦女乘馬。如男夫。其起于是日也。

辛未。九日なり。○癸未。二十一日なり。○丹比真人島。此氏宣化紀に出。島は持統紀四年六月。右大臣と爲り。扶桑略記。文武帝四年庚子八月二十六日。右大臣多治比真人島。任左大臣。とあり。續紀には洩たり。續紀。大寶元年七月。左大臣正二位多治比真人島薨。大臣宣化天皇玄孫。多治比王之子也。とあり。○大鐘。集解云。爾雅。釋樂曰。大鐘謂之鏞。其中謂之之剽。小者謂之之棧。疏云。此別大鐘大小之名也。說文曰。鐘。器也。とあり。樂器なり。倭名抄。洪鐘俗云於保加禰。箋注云。按於保加禰。見榮花物語後悔大將卷。後世呼之推鐘。今俗呼之鈞鐘。とあり。後悔大將卷に。御堂にしてぬかをつき。大鐘をつきてのしりけ

り。○甲申。二十二日なり。○俘人七千戸。中臣本釋紀に千を十に作る。考には七十人とあり。通證云。倭名抄。諸國鄉名有俘囚。蓋此義。俘囚字見唐書儀衛志。三代實錄。標註。俘囚本是王民。而爲夷所略。遂爲賤隸。故云俘囚。其屬在陸奥出羽。後分居諸國。見類聚國史風俗部。とあり。○乙酉。二十三日なり。○男女悉結髮。男女の髮の事は。此までをり。云り。さて此時に至りて。古風の髮の様を盡く改めて。始めて庶人の首飾の制を立給へるなり。○十二月三十日。或説に。十二月疑當作六月。下文六月丁卯。男女始結髮云々。可合考。とあり。按に此説は非なり。丁卯なるは男夫の結髮なり。女子のことは。本年中に結訖れとの詔なり。○婦女乘馬如男夫云々。古事記裏書引私記云。從此以前。女子騎乘。踞馬。上於一方也。政事要略交替雜事下。馬牛。日本紀云。天武天皇十一年四月云々。私記云。從此以前。女子騎馬。不跨鞍。至于此始有制。跨乘與男子同。また通證に。今按婦人乘馬。既見欽明紀。蓋太古有男女縱橫之別也。故十二年紀曰。乘馬縱橫。並任意也。とある。いつれも一方にのみ鏡を置て。馬上に踞したる説に見られたるなり。

五月癸巳朔甲辰。倭漢直等。賜姓曰連。戊申。遣高麗大使。佐伯連廣足。小使小墾田臣麻呂等。奏奉使旨於御所。己未。倭漢直等。男女悉參赴之。悅賜姓而拜朝。六月壬戌朔。高麗王。遣下部助有封婁毛切。大古昂加。

貢^{クニツ}方物。則新羅遣^テ大那末金釋起。送^テ高麗使人於筑紫。丁卯。男夫始^テ結^テ髮。仍着^テ漆^{ウツシメリノ}紗冠。癸酉。五位殖栗王卒。

甲辰。十二日なり。倭漢直。六年紀に東漢直と作る同じ。戊甲。十六日なり。麻呂等奏。本に等奏二字なし。今中臣本に據る。倭漢直等。直は連とあるべきなり。助有野婁毛切。二人の名か。大古昂加。通證に。大古は大兄に作るへし。と云れたるは。さる事なるへし。釋の古本に。大古部と昂を秘閣本考本に昂に作る。また京極本に。昂の下。部字あるも誤なるへし。貢方物。東國通鑑に。新羅神文王二年。唐永淳元年。高句麗王滅。卒於印州。唐贈衛尉卿。詔以尸至京師。葬于頡利。墓左樹碑。徙其人於河南隴右。諸州貧者。留安東城傍。舊城往々爲國兵所沒。餘衆散入靺鞨及突厥。高氏遂絶。按に永淳元年は是歲に當れり。されは此時の方物と云るもの。もはら新羅人の。高麗王と號して。貢れるものなり。丁卯。六日なり。男夫始。本に夫を女に作れり。中臣本に夫に作れり。こゝは著漆紗冠とあれば。男夫の方なるへし。女の冠を着せしこと。物に見えねはなり。通證に。今按言男女。則當時女子亦着。漆紗冠。本に紗を沙に作れり。今中臣本釋紀に據る。訓も二書に。ウルシヌリノウスハタノ冠。とよめる宜し。さて漆紗は。漆すりたる紗なり。正統記に。上下漆ぬりの頭巾を着る事は。この時より始るとあるこ
れなり。頭巾と云へど。これも冠に同じ。通證に。衣服令。禮服曰冠。朝服曰頭巾。其禮冠制。詳見延

喜式。宜與孝德三年紀併按。文武紀大寶元年。詔始依新令。制四十八階之冠。皆漆冠。元正紀靈龜三年。詔禁六位以下羅幘頭。又曰。幘頭後脚。莫過三寸。辨色立成。幘頭加宇布利。とあり。さて此時の漆紗冠は。後の烏帽子の始と云るは。この事は。さることなれど。集解に。按使無位人皆著漆紗冠。其裁縫未詳。蓋狀與官冠同。惟以漆紗造之爲異耳。と云れたるは。さる事と通ゆ。然るに。石原正明か。此時如るは。押當なり。次云へし。まつ冠の沿革を大凡に云へし。推古紀十一年十二月。冠階十二階を定められてより以降。古は冠を以て其品位に差別をせられし事も。また其冠は。錦繡もて袋の如くに縫たるものよしも。推古紀に云るか如し。さて此時結髪とあるは。これは髪に髪をゆひてありしを。この時より。髪を本鳥にしたるものなり。正明云。此時如囊冠をやめられたり。冠を驗とせず。位記を用ゐられんこの結構なり。武郷云。この説は。漆紗冠は。十三年紀の圭冠と同じ物なるへし。その様は。髪を本鳥にして。巾子を入れて。漆すりたる紗につくみて。端を後へ垂たるものなるへし。これ令に所謂頭巾なり。和名抄に。巾子幘頭具。所以挿髻也。とある幘頭も。おなじものにて。今の冠は。このうつりなり。今の冠は。本鳥に巾子を入れて。漆羅にてつくみて。端を後へたれたる形を。造かためたる。後世の製作なり。といへり。この説大かたしかるへし。但し如囊冠を止められたりと云るは。信かたし。正統記に。上下漆ぬりの頭巾を着る事は。この時よりはしまる。といへるも。其證には成かたし。これは錦繡にて造りし冠あれども。それは位冠なり。この時の。上下とあれば。位階のなき人までも。着るへき冠

なれば。たゞ其錦繡と紗との別を云るのみなり。錦繡にて造れる冠を。止められたるにはあらず。伊勢貞丈か。天武天皇の御代に。漆紗の冠を用ひ給ひしかとも。なほ俗のごとくにてありしなり。と云れたるは。さることなるへし。さてまた頭巾と云よしは。衣服令。禮服曰冠。朝服曰頭巾。とありて。ともにカウフリなれど。この時いまた禮服朝服の差別なければ。文字の別れたるは。令よりのことなるへし。さてこの時よりの冠の大方をいはんには。これも貞丈か説の。右に出せる次に。其後圭冠といひし冠もあれど。武郷云。圭冠の事は下文に云。これも漆紗と同じく。和らかなりし冠なるへし。清少納言の草紙に。雨にうたれて。冠もひしけて。表衣下襲ウヘノシタカサ子。ひとつになりしこと見えたり。是は冠はうすく和らかなるゆゑに。雨にあひて。ひしけたるなり。今の冠は。紙にて張抜にして。羅ウスマノをきせて。漆をぬりたるものなり。また小さくして。頭へ入らぬゆゑ。頂イタキにのせおくなり。又巾子も高くして。笄ツツラを貫きたり。古の冠とは大にたかひたり。今の如く。冠も烏帽子も固くなりたるは。烏羽院の御代。衣文エモンといふこと始りし已來の事なるへし。今は厚額。薄額。半額。透額スキなど云て。品々の冠出來れりと云れたる如し。禮冠のことは。式部式に其製みえたり。文武紀大寶元年。詔初依新令。制四十八階之冠。皆漆冠。元正紀靈龜三年。詔祭六位以下羅幘頭。又曰。幘頭後脚。莫過三寸。とあるなどは。既く如靈冠にあらざるなり。○癸酉。十二日なり。○殖粟王。紹運錄に。厩戸皇子男に同名あれど。別なるへし。

秋七月壬辰朔甲午。隼人多來。貢方物。是日。大隅隼人。與阿多隼人。相

撲於朝廷。大隅隼人勝之。庚子。小錦中膳臣摩漏病遣草壁皇子尊。高市皇子。而訊病。壬寅。祭廣瀨龍田神。戊申地震。己酉。膳臣摩漏卒。天皇驚之大哀。壬子。摩漏臣。以壬申年之功。贈大紫位及祿。更皇后賜物亦准官賜。丙辰。多禰人。掖玖人。阿麻彌人。賜祿各有差。戊午。饗隼人等於飛鳥寺西。發種々樂。仍賜祿。各有差。道俗オコナヒトシロキ悉見之。是日。信濃國吉備國並言。霜降。亦大風。五穀不登。八月壬戌朔。令親王以下及諸臣。各俾申シノトシテ法式應用之事。甲子。饗高麗客於筑紫。是夕。昏時。大星自東度西。丙寅。造法令。殿內有大虹。壬申。有物。形如灌頂幡。而火色。浮空流北。每國皆見。或曰入越海。是日。白氣起於東山。其大四圍。癸酉。大地動。戊寅。亦地震。是日平旦。有虹當于天中央。以向日。甲戌。筑紫大宰言。有三足雀。

甲午。三日なり。○大隅隼人。和銅六年四月。割日向國四郡。置大隅國。とあり。此時は未一國に立さ

りしなり○阿多隼人。薩摩國阿多郡。延喜隼人式に。凡大衣者。擇譜第内。置左右各一人。注に。大隅爲左。阿多爲右。とあり。この隼人の事は。神代紀に既に悉く云り。さて後世七月相撲節は。此に濫觴せしものなるへし。類史。仁明天皇天長十年五月勅。相撲之節。非管娛遊。簡武力。最任此中云々。七月辛丑。天皇幸神泉苑。觀相撲節。などあり○庚子。九日なり○壬寅。十一日なり○戊申。十七日なり○己酉。十八日なり○壬子。二十一日なり○壬申年之功。膳摩漏臣の事。壬申紀に見えず○更皇后。更字后の下にあるへし○丙辰。二十五日なり○阿麻彌。齊明紀三年。漂泊于海見島。とある即これなり。續紀には菴見とあり○戊午。二十二日なり○甲子。三日なり○大星は。客星なり。古本の訓に。ユフツ、とあるはよからず○丙寅。五日なり○造法令。十年紀に。朕今更欲下定律令改申法式。とあるより。此月の朔にも。其事見えたるか。今造り畢たるなり。通證に。文武紀所謂。淨御原朝廷令文。即是。とあり○大虹。萬葉に。多都努自能云々とあり○壬申。十一日なり○白氣。萬葉に伎利と訓り。されどこれはたゞの霧にはあらし○癸酉。十二日なり○戊寅。十七日なり。甲戌の下にあるへし。この處は。甲戌日^{十三} 戊寅日^{十七} 癸未日^{二十} 己丑日^{二十}とあるへきに。みな錯亂せり○甲戌。十三日なり○三足雀。略記に。大宰府貢三足鳥。編年記に。貢三足雀。又曰三足鳥。とあり。鳥雀兩説なり。

癸未。詔禮儀言語之狀。且詔曰。凡諸應考選者。能檢其族姓。及景迹。

方後考之。若雖景迹行能灼然。其族姓不定者。不在考選之色。己丑。勅爲日高皇女更名新家皇女之病。大辟罪以下男女。并一百九十人。皆赦之。庚寅。百四十餘人。出家於大官大寺。九月辛卯朔壬辰。勅自今以後。跪禮匍匐禮。並止之。更用難波朝廷之立禮。庚子日中。數百鸛當大宮。以高翔於空。四尅而皆散。

癸未。二十二日なり○詔下。恐くは定字脱せしものなるへし○禮儀。ウヤハヒと訓るめつらし○族姓。或人云。姓に尊卑あり。氏に貴賤ありて。賤は内位に叙かたきなどを以て。此詔ありと云り○景迹。考課令に。凡定官人景迹功過。義解謂。景狀也。猶言狀迹也。選叙令に。凡應選者。皆審狀迹。義解謂。考中功過。謂之狀也。履行善惡。謂之迹也。とあり○行能。考課令に。錄一年功過行能。義解謂。善惡爲行。才藝爲能。とあり○己丑。二十八日なり○日高皇女。後に元正天皇と申す。御名義。日高は尊稱なるへし。新家は御母姓に據たるか○一百九十人。本に人を八に作るは誤なり。中臣本には九十八人とあり。さらば本は人字を脱せしものなるへし○庚寅。二十九日なり○出家於大官大寺。略記には十二年に入る○壬辰。二日なり○跪禮の事は。神代紀。推古紀にみゆ。そこに云へり。續紀慶雲

元年正月。始停百官跪伏禮。とあり。慶雲四年十二月にも再詔あり○匍匐禮。膝行蒲伏禮なり。匍匐は古禮の本にて。萬葉に。鶉成伊這回。またしるじ物伊匍匐拜。とも云る如く。伊は發語にて。這は貴き人に對て。禮を作を云○難波朝廷之立禮。孝徳天皇の御世の事なれども。本紀には載せず。さて皇朝の古には。立禮はなきを。唐朝の制に倣ひ給ひしなり。集解に。按跪禮以蹲爲敬。坐必蹲于地。立禮以立爲敬。坐必據于榻也。と云り○庚子。十日なり○鶴。正字通鶴鶴同とあり。釋紀には鶴と作り。字鏡集に鶴オホトリと訓り。大鳥にて。和名抄に鶴をよめり。されどこゝはなほ。尋常のタツなるへし○四冠。通證に。此間漏刻。以一時二分四冠。故訓爲一時終也。とあり。或説に。四冠を時の終とは。一時を十刻に割て。初冠を除き。上四冠下四冠とつゝる故。時の終なりと云り。しかるはむ。

冬十月辛酉朔戊辰。大舖。十一月庚寅朔乙巳。詔曰。親王諸王及諸臣。至于庶民。悉可聽之。凡糺彈犯法者。或禁省之中。或朝廷之中。其於過失發處。即隨見隨聞。無匿蔽而糺彈。其有犯重者。應請則請。當捕則捉。若對捍以不見捕者。起當處兵而捕之。當杖色。乃杖一百以下。節級決之。亦犯狀灼然。欺言無罪。則不伏辨。以爭訴者。累加其本罪。十二

月庚申朔壬戌。詔曰。諸氏人等。各定可氏上者。而申送。亦其眷族多在者。則分各定氏上。並申送於官司。然後斟酌其狀。而處分之。因承官判。唯因少故。而非已族者。輒莫附。

戊辰。八日なり○大舖。鶴の集れるを嘉瑞として。賀し給へるなるへし○乙巳。十六日なり○糺彈犯法者。職原抄に。彈正臺掌糺彈事とありて。これ彈正臺の職掌なり○禁省は。禁中なり○起當處兵而捕之。捕亡令に見えたる當界軍團なり。これは彈正式に見えたるも同じ○杖色。名例律に見えたり。色は色目なり○節級。通證に。謂有品節等級也とあり○決之は。獄令に。杖罪以下當司決とあり。當司は彈正臺なり○加其本罪。彈正式同じ○壬戌。三日なり○氏人等。三代實錄に。大神宮氏人。東鑑に。背氏舉者。非氏人。などあり○送於官司。治部省所掌なり○輒莫附。集解云。按一族之中。他有少故。欲爲其族者。少故蓋謂母黨妻黨疎遠者。と云り。

十二年春正月己丑朔庚寅。百寮拜朝廷。筑紫大宰丹比真人嶋等。貢三足雀。乙未。親王以下及群卿。喚于大極殿前。而宴之。仍以三足雀示于群臣。丙午詔曰。明神御大八洲。日本根子天皇勅命者。諸國司國造郡

司。及百姓等。諸可聽矣。朕初登鴻祚以來。天瑞非一二。多至之。傳聞其天瑞者。行政之理。協于天道。則應之。是今當于朕世。每年重至。一則以懼。一則以喜。是以親王諸王。及群卿百寮。并天下黎民。共相歡也。乃小建。以上給祿。各有差。因以大辟罪以下。皆赦之。亦百姓課役並免焉。是日。奏小墾田舞。及高麗。百濟。新羅。三國樂於庭中。

庚寅。二日なり。○貢三足雀。前年八月所奏者なり。○乙未。七日なり。○丙午。十八日なり。○大八洲。本に洲を州と作り。今類史考本に據て改む。○勅命者。オホミコトノリニマセと訓へし。續紀以下の宣命に。天皇大命爾坐世。と云ることあり。大命爾坐者の義なり。こゝに勅命者と書るは。宣命に大命爾坐とあるに當れり。大命爾坐者の者を略ける例なること。此の者字にて通はし知らる。もとより此時の詔は。宣命書なりけるを。漢文に改めたる時に。かく書れたるなり。されは其意して讀へし。○一則以喜。本に喜を嘉と作り。今類史考本に據て改む。○小墾田舞は。釋紀に。兼方按。推古天皇小墾田宮朝所製歟とあり。通證に。今按謂倭舞歟。また集解に。按職員令集解。雅樂寮曰。大屬尾張。淨足説。今寮有舞曲。如左。因載久米倭舞は。本大和に出るか故に名くるよし。古今童蒙鈔に見えたり。小墾田舞の名は。宮名より出たるものなるへければ。よしありとも聞えず。さてまた猿樂人今春氏の家に傳ふる。秦氏家系略記と云ものを見れば。初代大津父。二代廣隆。隆一作田。三代河勝。とありて。其下

に拜ニ小德冠。聖德太子作ニ小墾田樂。授ニ河勝。奏之。是為ニ本朝散樂之權輿。とあり。これを本朝散樂之權輿と書るは。非なるへけれど。聖德太子の所作と云るは。據ある事にもあらんか。未詳。なほよく考へし。○三國樂。外邦の樂を禁内に奏したる事。始てこゝに見ゆ。持統紀七年正月。漢人等踏歌を奏すとあれは。此頃既に外邦の樂を。朝家の宴會に用ゐ給ひしなりけり。令雅樂寮に。唐樂師。高麗樂師。百濟樂師。新羅樂師ありて。令に詳かなり。宋史日本傳に。樂有ニ中國高麗二部。とあり。小中村清矩云。唐土の樂は。彼國より直に傳へしか。又は三韓よりにや。其始詳ならず。と云り。

二月己未朔。大津皇子始聽朝政。三月戊子朔己丑。任僧正僧都律師。因以勅曰。統領僧尼。如法云々。丙午。遣多禰使人等返之。夏四月戊午朔壬申。詔曰。自今以後。必用銅錢。莫用銀錢。乙亥。詔曰。用銀莫止。戊寅。祭廣瀨龍田神。六月丁巳朔己未。大伴連望多薨。天皇大驚之。則遣泊瀨王。而弔之。仍擧壬申年勳績。及先祖等每時有功。以顯寵賞。乃贈大紫位。發鼓吹葬之。壬戌。三位高坂王薨。

己丑。二日なり。○僧正僧都律師。僧綱の官を任し給へるはしめなり。本居翁か歷朝詔詞解云。僧綱は保字志乃都加佐と訓へし。そもく僧官を任されたることは。推古紀三十二年より始めて見えたり。其時の僧官は。僧正僧都法頭也。この年任僧正僧都律師。因以勅曰。統領僧尼云々と見えて。朱鳥元

年の處に。三綱律師とある三綱。これ僧綱にて。僧正僧都小僧都をいへるなるへし。小僧都といふも。同紀十二年より先に見えたるはなり。かの法頭といふ官も。孝徳紀にも見えたる。そは白衣なれば三綱には入へからず。さて後には僧正僧都律師を僧綱と云。大寶二年にも。僧正大僧都少僧都律師と任されたる事見ゆ。僧尼令に僧綱謂律師以上と見え。義解にも謂僧綱者。僧正僧都律師也とあり。延喜治部省式にいへる僧綱も。僧正大小僧都律師也。さて又續紀よりこなたに。諸寺三綱といふ物有り。それは天武紀に僧綱を三綱といへるとは別にして。此三綱といふは諸寺に有て。おのく其等の僧尼の事を掌るものにして。僧尼令義解に。三綱者上座寺主都維那也とある是なり。玄蕃式に見えたるも同じ。同式に凡諸寺以別當爲長官。以三綱爲任用とあり。諸寺の三綱の事は。こゝに用なけれども。物のついでに聊云るなり。とあり○統領僧尼如法云々。こゝに僧尼令に見えたる文ともありしなるへし。其文を云々とは書れたるなり○丙午。十九日なり○壬申。十五日なり○莫用銀錢。按に顯宗紀二年に。稻斛銀錢一文とあるに據れば。それより爾來。専ら銀錢を用たりしものなるへし。しかるに。今銀錢を止めて。もはら銅錢を用るよとあれど。いかなる銅錢にか知へきよしなし。この後。元明天皇和銅元年に。和銅開珍を鑄給ひしこと。續紀に見えたり。其後の事は。次々に史に見えたれど。其以前の錢文ものに見えず。知るへきよしなし○乙亥。十八日なり○用銀。水戸本に銀下錢字あり○戊寅。二十一日なり○己未。三日なり○大伴連望多。昨の子なり。上卷に馬來田とあり。續

紀延暦元年條に。子道足あり。公卿補任には安麻呂子としたり○泊瀨王。持統紀九年十二月。賜淨大肆泊瀨王賻物とあり○吊。本に予に誤る。今訂せり○壬申年勳績。馬來田は。弟吹負とくもに。稱病て倭家に退しか。嗣位に登るものは。必天皇に坐むと云ことを知て。馬來田は天皇に従ひ奉りしこと。壬申紀に見えたり。年下京極本之字あり○贈大紫位。續紀に内大紫に作る。續紀大寶元年勅。先朝論功行封時。賜大伴連馬來田一百戸。宜依令四分之一傳子とあり○發鼓吹葬之。鼓吹を用て葬れることは。古代の禮なるを。其を賜りて葬を送るは。異邦より移りしものなるへし。故其等差を喪葬令に載たり。其文に。凡親王一品。方相輜車各一具。鼓一百面。大角五十口。小角一百口。幡四百竿。金鉦饒鼓各二面。楯七枚。二品三品四品。諸臣一位。及左右大臣。二位。及大納言三位。又大政大臣。各有差。など通證に引れたり。なほ本書に委し○壬戌。六日なり○高坂王薨。元年紀六月に出。中臣本には薨を卒とあり。

秋七月丙戌朔己丑。天皇幸鏡姫王之家。訊病。庚寅。鏡姫王薨。是夏。始請僧尼。安居于宮中。因簡淨行者三十人。出家。庚子。雩之。癸卯。天皇巡行于京師。乙巳。祭廣瀨龍田神。是月始至八月。旱之。百濟僧道藏。雩之得雨。八月丙辰朔庚申。大赦天下。大伴連男吹負卒。以壬申年之功。贈

大錦中位

己丑。四日なり○鏡姬王の事は。既に二年紀に委く云り。はじめは天智天皇にめされ。後には鎌足公の室となれり。興福寺縁起に。至天命開別天皇即位八年歲次己巳。冬月内大臣枕席不安。嫡室鏡女王請曰云々。とあるにて明らかなり。さて此家は。鎌足公の家なるへければ。高市郡藤原一名大原郷なるへし○庚寅。五日なり○鏡姬王薨。諸陵式に押坂墓。鏡女王。在大和國城上郡押坂陵舒明天皇域内東南。無守戸とあり。○關部東平は。此姬王を。史公の實母なりと定めて。故其墓。亦載。延喜二十三墓中。以。外戚也。と云れたれど。いかゞあらむ。安居于宮中。類史安居部に載たり。通證云。南山鈔曰。形心靜攝曰。安。要期此住曰。居。五雜俎曰。四月十五日。天下僧尼。就禪刹搭挂。謂之結夏。又謂之結制。蓋方長養之辰。出外。恐傷草木虫蟻。故九十日安居。至七月十五日。始盡散去。謂之解夏。又謂之解制。とあり。事跡抄に。一夏九十日禁足して。行事するを安居と云。と云り。是をアソゴと呼ならへり○庚子。十五日なり○癸卯。十八日なり○乙巳。二十日なり○百濟僧道藏。續紀養老五年六月詔曰。百濟沙門道藏。寔惟法門領袖。釋道棟梁。年逾八十。氣力衰耄。非有束帛之施。豈稱養老之情哉。宜所司四時施物。緇五匹。綿十屯。布二十端。又老師所生。同籍親族。給復給僧身焉。とあり。又元亨釋書九にも見えたり○庚申。五日なり○男吹負卒。上卷には男字なし。續紀天平勝實元年六月には。小吹負ともあり。みな同人なり。此人は馬來田の弟にて。大和國にて諸豪族を招きて。大功を

立。將軍に拜せられしこと。壬申紀に委く出たり。昨子連の子と。續紀にあり。さて吹負子二人。祖父麻呂。牛養。聖武紀に見えたり。

九月乙酉朔丙戌。大風。丁未。倭直。栗隈首。水取造。矢田部造。簸原部造。刑部造。福草部造。凡川内直。川内漢直。物部首。山背直。葛城直。殿服部造。門部直。錦織造。縵造。鳥取造。來目舍人造。檜隈舍人造。大泊造。秦造。川瀬舍人造。倭馬飼造。川内馬飼造。黃文造。蓆集造。勾マカリ宮作造。石上部造。財日奉造。湍部造。穴穗部造。白髮部造。忍海造。羽束造。文首。小泊瀬造。百濟造。語造。凡三十八氏。賜姓曰連。

丙戌。二日なり○丁未。二十三日なり○倭直。十年四月紀に。倭直龍麻呂賜姓曰連とあり。此時倭氏盡く姓連を賜はりしなり○栗隈首。本に隈を隅とあり。中臣本考本。隈に作れり。従ふへし。天智紀にも栗隈首徳萬とあり。系未詳。氏人は。村上帝時。左少史栗前宿禰扶茂。符宣抄にあり。同氏なるへし。さて栗隈は地名なり○水取造。姓氏錄右京神別。水取連。神饒速日命六世孫。伊香我色乎命之後也。左京同し。三代實錄九。水取連繼主。賜姓宿禰。又水主連繼男等。賜姓朝臣。神饒速日命之後也。と

あり。さて此氏は。水取の事を掌れるか中に。大嘗祭式に。水取連執（ヒハタフ子）蝦蟇（ヒハタフ子）盟（ヒハタフ子）槽（ヒハタフ子）とあるなどは。後々までも。其家にて預り仕奉れるなり。これは天皇の御手水器なり○矢田部造。推古紀二十三年に出。伊香色雄命の後なり○波原部造。中臣本京極本釋紀等には藤とあり。波は藤の草體なれば同字なり。藤原部は允恭紀に出。續紀天平寶字元年三月勅。自今以後。改藤原部姓。為久須波良部。（考證云。藤原之地。古通用葛原字。天平之時。此氏為葛原者。以別藤原朝臣也。）神護元年正月。授從六位下久須原部連淨日外從五位下。姓氏錄和泉皇別。葛原部。（朝野群載に。鳥羽帝時。東市令史葛原宿禰季忠とあるも。此族なるへし。）○刑部造。天孫本紀に。物部石持連公。刑部造等祖。とあり。石持。饒速日命十一世孫なり。連宿禰皆同族なり。下に見ゆ○福草部造。記に。天津日子根命。三枝部等之祖也。とあり。福草部。顯宗紀三年に出。續後紀に三枝直あり。除目大成鈔に三枝宿禰あり。みな同族なるへし○凡川内直。天津彥根命の後也。既に出○川内漢直。推古紀十八年に出。そこに云り○物部首。天足彥國押人命之後。垂仁紀三十九年に出。姓氏錄未定に。物部首。神饒速命之後。とあれど。それにはあるへからず○山背直。五年紀に出○葛城直。劔根命之後。用明紀元年に出○殿服部造。詳ならず。姓氏錄大和神別。服部連。天御中主命十一世孫。天御杵命之後也。（神宮雜例集。嘉應二年神服織機殿神部等解云。神部等遠祖。天御杵命爲司。）若しくは同氏か○門部直。安牟須比命之後也。孝德紀及十年四月紀に出○錦織造。十年四月紀に出○縵造。八年八月紀に出○鳥取造。天湯川柁命之後なり。垂仁紀二十三年に出○來目舍人造。本に來を未

に誤る。今京極本考本に依て改む。さて來目に。皇別と神別とあり。（皇別は武内宿禰の後。神別は高皇產靈尊の後なり。）來目舍人孰ならん知かたし。氏は類史八十八。刑法部に。延曆十四年四月。信濃國小縣郡久米舍人望足。同九十九。職官部に。天長四年正月久米舍人虎取。なとあり。（右の外に又久米連あり。元正紀。正六位上久米保麻呂賜連姓。清和紀。石見那賀郡權大領村部峯雄等。復本姓久米連。これも知るかた。）○檜隈舍人造。姓氏錄左京神別。檜前舍人連。火明命十四世孫。波利那乃連公之後也。（波利那乃。天孫に作る。）氏人は。續後紀に。檜前舍人直田加麻呂あり。除目大成鈔に。近衛帝時。下野大掾檜前連國次あり。これも此族なるへし○大狛造。十年四月紀に見ゆ○秦造。融通王の後。雄略紀十五年に出○川瀬舍人造。置川瀬舍人こと。雄略紀十一年にみゆ。姓氏錄和泉神別。川瀬造。神魂命五世孫。天道根命之後也。國造本紀に紀河瀬直あり。同族なり。除目大成鈔に。一條帝時。主稅權少允。川瀬宿禰師光あり。後に宿禰に改めしなるへし。符宣抄に。姓なきものもあり○倭馬飼造。系未詳。八年十一月に出○川内馬飼造。系未詳。繼體紀欽明紀に。川内馬飼首あり。そこにも云り○黃文造。天智紀及元年紀に。黃書造と作り○薦集造。姓氏錄未定雜姓。大和國。薦集造。天津彥根命之後也。とあり。欽明紀に薦集部首登弭あり。同族か異なるか○勾宮作造。本に宮を宮に誤れり。釋紀に昔と作るも非なり。系未詳。勾は大和國高市郡の地名○石上部連。未詳。續紀。天平勝寶元年五月。石上部君諸弟と云人見え。同五年七月。左京人正八位上石上部君男島等四十七人言。已親父登與。以去大寶元年。賜上毛野坂本君姓。而子孫等籍帳。猶注石上部君。於理不安。望請。隨父姓。欲改正之。許焉。といふ事見えたり。これと同

族ならんか○財日奉造。未詳。中臣本には。財造。日奉造。とあり。かくては。次文三十八氏と云に合はされども。誤なりとも定めかたし。八は九の誤寫ならんも知か。財造も。系詳ならねと。氏族志に。聖武帝時。有越前江沼郡主帳。財造住田。東大寺正倉院文書仁明帝時。有_二加賀能美郡人。財部造繼麻呂。續後紀朱雀帝時。有_二小舍人財部保家。外記後一條帝時。有_二太宰大典財部宿禰恒孝。類聚符宣抄と云り。日奉。敏達紀に出○壜部造。元年紀六月出○穴穗部造。系未詳。置_二穴穗部。雄略紀にみゆ。姓氏錄未定に。孔王部首。穴穗天皇之後者不見。とあり。天皇には御子なきか故に。御名代として置れたるなり。續紀和銅四年壬六月。宗形部加麻麻伎。賜_二穴太連。と云ことあり。もしこれ同姓ならば。大己貴命の後なり○白髮部造。孝德紀白雉元年。白髮部連鑑あり。そこに云。白髮部皇別神別二氏あり○忍海造。三年紀に出○羽束造。姓氏錄攝津皇別。羽束首。天足彥國押人命男。彥姥津命之後也。とあり。同族なるへし。また羽束。天佐鬼利命三世孫。斯鬼乃命之後也。と云るもあり。倭名抄。山城國乙訓郡羽束波豆賀之。また攝津國有馬郡羽束あり。其方なるへし○文首。書首に同じ。應神紀に出○小泊瀬造。本に瀬字を脱。今釋紀に依る。神八井耳命の後なり。仁德紀に出○百濟造。姓氏錄左京諸蕃。百濟公。百濟國酒王之後也。續紀二十。余益人。余東人等四人。賜_二百濟朝臣。二十七。百濟王敬福傳に。其先百濟國人比有王之後也。六に。百濟宿禰有世。賜_二百濟朝臣。云々。などあり。さて此に連姓を賜とはあれと。其子孫大方は。百濟王と云ふ姓を傳へ。連は姓氏錄にさへ見えす。唯續後紀九に。百濟連清繼と云一人のみ。史に見えたり○語造。姓氏錄右京神別。天語連。天日鷲命之後。儀

式大嘗祭儀。令_二諸國量_レ程。進_二物部門部語部等。大嘗祭式。伴宿禰一人。佐伯宿禰一人。各引_二語部十五人。入_レ自_二東西掖門。就_レ位奏_二古詞。云々。とある。此氏の名の原由なり。氏族志云。出雲風土記。有_二語臣猪麻呂。東大寺正倉院文書。聖武帝時。有_二出雲人語君小村。語部君瓊及備中窪屋部人語直義。語部族。居_二美濃丹波但馬因幡等國。世供_二奉大嘗祭。貞觀儀式。延喜式。とあり。

冬十月乙卯朔己未。三宅吉士。草壁吉士。伯耆造。船史。壹伎史。娑羅々馬飼造。菟野馬飼造。吉野首。紀酒人直。采女造。阿直史。高市縣主。磯城縣主。鏡作造。并十四氏。賜_レ姓曰連。丁卯。天皇狩_二于倉梯。

己未。五日なり○三宅吉士。四年七月に出○草壁吉士。十年正月に。草香部吉志に作る。そこに云り○伯耆造。國造本紀に。伯伎國造。志賀高穴穗朝。牟邪志國造同祖。兄多毛比命兒。大八木足尼。定賜國造。とあるは同族なるへし。靈異記に。桓武帝時。波々岐將丸あり。其裔ならん○船史。欽明紀十四年に出○壹伎史。舒明紀四年に。伊岐史。孝德紀に伊吉とありあり。そこに云り○娑羅々馬飼。倭名抄。河内國讚良郡佐良良。靈異記に。河内國更荒郡馬甘里。有_二富家。云々。此地名今なしと云り。上文に川内馬飼造あり。同族なるへし○菟野馬飼造。欽明紀。河内國更荒郡鷓鴣野邑とあり。これも右の娑羅々と同族なるへし。集解に。按履中天皇五年紀。有_二河内飼部等。河内國多有_二飼部。蓋以_レ故造長亦處々有_レ之。とあり

○吉野首。神武紀に出○紀酒人直。未詳。按に紀氏は。天道根命より出たり。紀某直と稱するもの。續紀に見えたり。さらば酒人直も同族なるへし。記に。景行皇子神櫛王者。木國之酒部阿比古之祖。とあるは別なり○采女造。未詳。釋紀に造を直とあり。東大寺古文書に。天平勝寶中。但馬二方郡人采女直真島あり。除目大成鈔。堀河帝時。出雲掾宇禰倍宿禰延方あり。いづれも詳ならず。姓氏錄右京神別。采女朝臣。神饒速日命六世孫。大水口宿禰之後也。和泉に采女臣。神饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後也。とあれど。それは別姓なるへし○阿直史。應神紀に阿直岐史とあり。其處に云り○高市縣主。元年紀に出○磯城縣主。日子湯支命之後なり。神武紀に詳に云り。神八井耳命の後にも。志紀縣主はあれども。夫にはあらぬこと。記傳に云れたり。○鏡作造。神代紀に出○丁卯。十三日なり○倉梯。十市郡なり。

十一月甲申朔丁亥。詔諸國。習陳法。丙申。新羅遣沙倉金主山。大那末金長志。進調。十二月甲寅朔丙寅。遣諸王五位伊勢王。大錦下羽田公八國。小錦下多臣品治。小錦下中臣連大嶋。并判官錄史。工匠者等。巡行天下。限分諸國之境堺。然是年不堪限分。庚午詔曰。諸文武官人。及畿內有位人等。四孟月必朝參。若有死病。不得集者。當司具記。申送法。

官。又詔曰。凡都城宮室。非一處。必造兩參。故先欲都難波。是以百寮者各往之。請家地。

丁亥。四日なり○詔。本に詔を治に作る。今中臣本に據る○習陳法。習上令字あるへし。陳は陣と通す。持統紀に。遣陣法博士等。教習諸國。とあり。軍防令に。凡衛士者中分。一日上一日下。每二日。即令於當府。教習弓馬。用刀弄槍。及發弩拋石。至午時。各放還。仍本府試練。知其進不。即非別勅者。不得雜使。廢帝紀。續紀就大貳吉備朝臣真備。令習諸葛亮八陳。孫子九地。及結營向背。なともあり○丙申。十三日なり○新羅。神文王三年なり○丙寅。二十二日なり○伊勢王。系未詳。持統紀二年。令淨大肆伊勢王。奉宣喪儀。とあり○錄史。官に史と曰ひ。省に錄といふ。次に見えたる錄事も同じ。いづれもフムヒトなり○限分諸國之境堺。成務紀に。隔山河分國縣と見えたるを。此御世に再國堺を委定給ひしなり。なほ成務紀以後の事は。姓氏錄に。坂合部。大彥命之後也。允恭天皇御世。造立國境之標。因賜姓坂合部連。また孝德紀大化二年詔に。宜觀國々壇堺。或書或圖。持來奉示。國縣之名。來時將定。なとあり。此後も續紀十二に天平十年。令天下諸國。造國郡圖。進。なと云事見えたり○是年不堪限分。下文十三年十月に。此事竣りしこと見えたり○庚午。十七日なり○四孟月は。正月四月七月十月なり○欲都難波云々請家地。これ後の難波宮のはじめなり。朱鳥元年正月。難波大藏

省失火。宮室悉焚。とあり。其後また造り給へりて見えて。續紀文武天皇三年正月癸未。是日幸難波宮。萬葉六。神龜二年冬十月。幸于難波宮。時。笠朝臣金村作歌。續麻成。長柄宮爾。眞木柱。太高敷而。食國乎。收賜者。與鳥。味經乃原爾。物部乃。八十伴。雄者。廬爲而。都成有。旅者安禮十方。とあるにて。長柄宮なること知られたり。神龜三年十月。以式部卿從三位藤原宇合。爲知造難波宮事。萬葉二に。宇合卿を使されて。難波堵を改造らしめ給へる時に。作る歌を載せたり。さて其後は。三代格。延暦十二年二月九日官符。應下。攝津職。爲國事。右被。右大臣宣。稱。奉。勅。難波大宮既停。宜改。職名。爲國云々。などあり。足代弘訓云。按に。史難波宮數見たる。皆此を謂なり。其創建は。天武御世に肇りて。聖武改造し給ひ。さて延暦に至りて。停廢し給へるなりと云り。○扶桑略記に。此年の下に。移。百濟大寺。建。高市郡夜倍村。加。封邑七百戸。公田二百町。利稻三十萬束。改名曰。大官大寺。今大安寺是也。とあり。又翌る十三年甲申。天皇不豫。於是皇太子草壁皇子奉。勅。群臣百官等。共詣。大官大寺。各發願曰。天皇御願。於此伽藍。欲開。法會。而其願未。遂。晏駕將。促。縱雖。定業。願延。二年之壽。果。此大願。矣。于時天皇感。夢。得。延。寶算。如。其所願。二箇年間。刻。鏤佛像。繕。寫法文。已上在大安寺記。と云。ことあり。此紀には。かゝる事漏されたり。

十三年甲申

十三年春正月甲申朔庚子。三野縣主。內藏衣縫造二氏。賜姓曰連。丙午。

天皇御于東庭。群卿侍之。時召能射人及侏儒。左右舍人等。射之。二月癸巳朔丙子。饗金主山於筑紫。庚辰。遣淨廣肆廣瀨王。小錦中大伴連安麻呂。及判官。錄事。陰陽師。工匠等於畿內。令視占應都之地。是日。遣三野王。小錦下采女臣筑羅等於信濃。令看地形。將都。是地。歟。三月癸未朔庚寅。吉野人宇閑直弓。貢白海石榴。辛卯。天皇巡行於京師。而定宮室之地。乙巳。金主山歸國。

庚子。十七日なり。○三野縣主。清寧紀に。河内三野縣主と作り。河内若江郡地名なり。既に云り。姓氏錄河内神別。美努連。角凝魂命二世孫。天湯川田奈命之後也。とあり。いにし明治五年十一月。大和國平群郡萩原村。字龍王の地に。美努連岡萬墓誌を登見せり。其銘云。我祖美努岡萬連。飛鳥淨御原天皇御世。甲申正月十六日。勅賜連姓云々。右は天平二年に鑄する所の銅板なり。本紀と一月を差すれども。姓を賜へることは克合へり。明年賜姓宿禰。こと。其下に載たり。○内藏衣縫造。齊明紀に大藏衣縫造あり。同姓なり。○丙午。二十八日なり。○及侏儒云々射之。侏儒も射手の内に入たるは。いかなる事にかありけん。もしくは其伎に勝たるものありしにや。○丙子。二十四日なり。○庚辰。二十八日なり。

○日本書紀通釋卷之六十七

○廣瀨王も。大伴安麻呂も。みな上に出○陰陽師。令陰陽師六人。掌占筮相地。とあり○視占。本に占を古に作る。今中臣本に據る○庚寅。八日なり○宇間直は。姓氏錄に載せず。續紀十三に。於忌寸人主あり。その考証云。延暦六年六月。平田忌寸杖麻。路忌寸泉麻呂。蚊屋忌寸淨足。於保忌寸弟麻呂四人。並賜忌寸。賜宿禰姓。依此。於忌寸。蓋坂上同祖。所謂倭漢直者也。と云れたり。武郷云。四十にも。於路六に。左京人左辨官史生從六位下於公浦雄三人。右の續紀に。同時に宿禰を賜へる。平田忌寸。路忌寸。蚊屋忌寸。賜姓滋世宿禰。とあり。これも同族なるへし。

みな同族にて。漢主劉宏の後なり。この宇間直も。別族にはあらざるへし。さて上文八年に。上村主光欠と云ることなり。そこに云り。まかふへからず。

夏四月壬子朔丙辰。徒罪以下皆免之。甲子。祭廣瀨大忌神。龍田風神。辛未。小錦下高向臣麻呂。爲大使。小山下都努臣牛甘。爲小使。遣新羅。閏四月壬午朔丙戌。詔曰。來年九月必閱之。因以教百寮之進止威儀。又詔曰。凡政要者軍事也。是以文武官諸人。務習用兵及乘馬。則馬兵并當身裝束之物。務具儲足。其有馬者。爲騎士。無馬者。爲步卒。並當試練。以勿鄣於聚會。若忤詔旨。有不便馬兵。亦裝束有闕者。親王以

下。逮于諸臣。並罰之。大山位以下者。可罰々之。可杖々之。其務習以能得業者。若雖死罪。則減二等。唯恃己才。以故犯者。不在赦例。

丙辰。五日なり○徒罪。名例律にみゆ○皆免之。上に扶桑略記を引て云る如く。此時天皇御病に依て。かく罪人を免し給ふなるへし○甲子。十三日なり○辛未。二十日なり○高向臣。舒明紀にみゆ○遣新羅。神文王四年なり○丙戌。五日なり○政要。神武紀要害○當身の訓は。身々なり○勿鄣。通證云。鄣與障同とあり。京極本には障と作り○雖死罪。考本罪を刑に作る○減。本に威に誤る。今考本等に據る○故犯。吏學指南。知而犯之。謂之故。とあり。

又詔曰。男女並衣服者。有襪無襪。及結紐長紐。任意服之。其會集之日。著襪衣。而著長紐。唯男子者。有圭冠。冠而著括緒禪。女年四十以上。髮之結不結。及乘馬縱橫。並任意也。別巫祝之類。不在結髮之例。壬辰。三野王等。進信濃國之圖。丁酉。設齋于宮中。因以赦有罪舍人等。乙巳。坐飛鳥寺僧福揚。以下獄。庚戌。僧福揚自刺頸而死。

男女。貴賤に通して言るなり。○有襦無襦。通證云。代醉編曰。後魏胡服。便於鞍馬。遂施襦於衣。爲橫幅。綴於下。謂之襦。今之公裳是也。通典曰。宇文護始袍加下襦。遂爲後制。即今公服也。唐志曰。馬周以三代布深衣。因于其下。著襦及裾。名襦衫。以爲上士之服。今舉子所衣者。即此。宋史與服志。有橫襦。旋襦。夾襦等名。とあるか如く。服に襦あるは。皇國の古制に非ず。後世西土に倣ひしものなり。しかれども。何の代に徇りしと云こと。詳ならず。むしろは。雄略推古の御世。よりの事にもあるへし。倭名抄裝束部。襦衫。楊氏漢語抄云。襦衫。須曾豆介乃古路毛。一云奈保之能古路毛。箋註云。按今昔物語第十一。亦以襦衫爲直衣。唐韻所云。襦衫。蓋皇國所謂縫掖袍也。直衣亦袍之類。其狀與縫掖袍相似。故楊氏以襦衫爲直衣。其實直衣皇國所制。無漢名可當者。と云り。○結紐。長紐。集解に。延喜式大嘗會曰。齋服小齋親王以下皆青摺袍。集解に。今有襦。謂之縫掖。文官之服。無襦謂之欠掖。武官之服。とあり。五位以上紅垂紐。自餘皆結紐。按古制衣有紐。當于中心。其短者謂結紐。長者謂長紐垂紐。以分尊卑。長紐者。結束之餘垂于下。以爲飾也。と云り。或人云。結紐は胸の開かざる爲に。紐着て結ひしなり。萬葉歌に數多見えたる紐は。下裳に着たるにて。即下紐なり。其に對へて。表にあるを上紐と云り。曾丹集に。夏はかりうは紐さきて。風にむかひ。とあり。長紐は。垂たる紐を云ること。大嘗會式に見えたり。新勅撰。山あるもてすれる衣のあか紐の。なかくそわれは神につかふる。とありと云り。○會集之日は。公堂の會集なり。○著襦衣而著長紐。按に是より先には。衣服の制。襦の有無。紐の結垂を以。公私貴賤の別と爲しを。今よりは任意服之。とありて。其制を止め給ひしが。但公堂の會集のみには。貴賤の等を示し。禮意を表し給へるなり。○圭冠の訓。ハシハカウフリとあれと。古本の訓に。

ハシハアルカフリとあるをよろしき。本の訓は。誤寫なり。圭冠は。釋紀私記に。今烏帽子也と云るは。古説と聞えたり。但し其形は。今知かたけれど。石原正明。伊勢貞丈も云る如く。かの漆紗冠とは異にて。烏帽の狀の。圭玉に似たりしよりの名なるへし。通證云。今按此以形狀名之。説文。圭瑞玉也。上圓下方。とありて。尋常會集に冠りしものなるへし。但し訓義は。通證の説は非にて。この説は。秋齋閑話四に。次に出す。侍烏帽子の事。古は圭冠と云ものなりし冠の類にて。古は上下通して着たるなり。今の様に。額をあらはして着たる物にあらず。冠の様に着たる事なり。中古以後。無冠のみ着する物となりて。後へたらし着する事を。伊達風として。額をあらはす。京都室町烏帽子折の看板に。十一と書てあるも。圭冠の圭字の略なるへし。烏帽子の始りは。此圭冠にて。上を總括りて着せし物故。はしじばるの意にて。はしじばと訓するなるへし。と云り。この説に就て。なほ考るに。ハシハアルカフリの方なるへしとおもはる。さるは右に云る如く。端を括りてある冠の義にて。かの禮冠の如し囊冠と。形の異なる稱なるへし。故本の訓よりも。古訓の方を宜しと云るなり。然るに通證に。倭名抄。榛子和名波之波美。蓋葉皴也。其葉有縹紋。實形似子。と云るも。今よく見るに。其形似てしも着かず。然るを。今烏帽子。と云るも。今よく見るに。烏帽子。故名。と云れたるは。いかなる牽強そや。榛子は波之波美なるを。縹はシワなり。更に因なし。また其實形似烏帽子。縹紋。蓋取于此制也。など云るも。まことの押測言なり。○括緒揮。續紀二に。直冠以上者。皆白縛口袴云々。落窪に。苦しきにくりを脛にあけて云々。などあり。是は指貫を云り。集解に。按今奴袴也。是無位男子之服。女子則無冠種。可一以別也。と云れど。此説非なり。烏帽子は。貴賤通用の冠なり。無位にのみ限るへけんや。奴袴も同じ。後の制を以ても知へし。倭名抄裝束部。奴袴。楊氏漢語抄云。奴袴。左師奴妓乃波賀萬。或俗語加利八可萬。箋注曰。按指貫裁縫。與獵袴同。而獵袴用布。指貫用織物若平絹。爲異。故曰。網袴也。天武紀括緒揮蓋是。とあり。田沼善一云。指貫は。日本紀に括緒揮と云名

見えたるか。其古の名にて。只しばりもしけんを。後に次々巧にしたるならむ。猶文武天皇大寶元年制に。漆冠綺帶。白襪黑革舄。其袴者。直冠以上者。皆白縛口袴。勤冠以下者。白脛裳。とも見えたり。縛口袴は。括緒褌と同じ物の物にて。其ははやく。さし貫の状になりけん。と知らる。と云り。不在結髪之例。通證に。今按。祭祀謹用古禮也。文武紀慶雲中。令天下婦女。自非神部齋宮。宮人及老嫗。皆髻髮。とあり。○壬辰。十一日なり。○丁酉。十六日なり。○乙巳。二十四日なり。○福揚。中臣本釋紀。揚を楊に作る。下同。○下獄。中臣本下を入に作る。考本獄上於字あり。○庚戌。二十九日なり。

五月辛亥朔甲子。化來百濟僧尼。及俗人。男女并二十三人。皆安置于武藏國。戊寅。三輪引田君難波麻呂。爲大使。桑原連人足。爲小使。遣高麗。六月辛巳朔甲申。雩之。秋七月庚戌朔癸丑。幸于廣瀨。戊午。祭廣瀨龍田神。壬申。彗星出于西北。長丈餘。

甲子。十四日なり。○戊寅。二十八日なり。○三輪引田君。記雄略段に。引田部赤猪子あり。其處の記傳云。神名帳大和國城上郡に。大物主神社。曳田神社あり。此地に因れる姓なるへし。書紀天武卷に。三輪引田君難波麻呂。持統卷に。引田朝臣廣目。引田朝臣少麻呂。など云ふ人見えたるは。此姓か。三

代實錄五千に。大神朝臣良臣云々。大神引田朝臣等。遠祖雖同。派別各異云々。此に

依れば。大神朝臣の支別なり。と云れたるか如し。○桑原連。姓氏錄左京諸蕃。桑原宿禰。漢高祖七世孫。

萬德使主之後也。大和桑原直同上。山城桑原史。狛國人漢曾之後也。攝津桑原史。桑原村主同祖。一作高麗國人

萬德使主之後也。とあり。氏族志云。按本書山城桑原史。列高麗部云。狛國人漢曾之後。而攝津桑原史。

係萬德之後者。亦列諸高麗。則其爲同出可知。又東大寺正倉院文書。聖武帝時。有中宮少錄桑原忌

寸某。據此。是族又有忌寸也。又云。孝謙帝時。大和葛上郡人。桑原史年足等。男女九十餘人。同姓近江

神埼郡人人勝等。男女一千一百五十餘人。以史姓涉太政大臣諱。奏言。臣等先劉言興等。仁德帝時。自

高麗歸化。子孫分爲數姓。請改史姓。同賜一姓。乃賜桑原史。大友桑原史。大友史。大友部史。桑原史

戶。及史戶六族。姓桑原直。其後左京人桑原連真島。右京人桑原村主足牀。同姓大和人岡麻呂等四十人。近

江淺井郡人。桑原直新麻呂。訓志必登等四十餘人。竝皆賜公姓。紀史戶。系出漢城人韓氏劉德之後。姓氏

とあり。○甲申。四日なり。○癸丑。四日なり。○戊午。九日なり。○壬申。二十三日なり。

冬十月己卯朔。詔曰。更改諸氏之族姓。作八色之姓。以混天下萬姓。一曰真人。二曰朝臣。三曰宿禰。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。

改諸氏之族姓云々。池邊眞榛云。上古の姓といふものは。正しく姓氏の字には充らぬことにて。みな職名を云るなり。改新制こなたは。其職業定まらざる制なれど。それより前つかたは。各家其職掌を世業にして。更に動くことなかりし故。其を人身の尸を以。其職名を即てカハ子とは云しなり。故に古くは姓の事を。骨續紀天平勝寶三年 氏骨姓氏錄 姓氏抄 などとも書て。遠祖の職掌を。神骨カハ子 ともにも受繼く由を明せり。されは職名とは記すべく。姓氏とは書まじき意なれども。紀に其を職と云る事は。少くして。垂仁紀任土部職。改本姓謂土師云々。とみゆ。此土師臣は。即土師職を云。 姓氏字を用ゐられたるは。上古世職の法廢れて。其職名唯其各家の系を別にする名目となれる後より。記し及はれたるものにて。改新制以後にては。此姓氏の字當否。まことにこよなし。允恭天皇四年九月詔曰。上古之治。人民得_レ所。姓名勿_レ錯。人民得_レ所とは。其世業にする所を。得るよしなり。 今朕踐祚。於_レ玆四年矣。上下相爭。百姓不安。或誤失_三己姓。或故認_三高氏。其不_レ至_三於治云々。戊申詔曰。群卿百寮。及諸國造等。皆各言。或帝皇之裔。或異之天降云々。難_レ知_三其實。故諸氏姓人等。沐浴齋戒。各爲_三盟神探湯云々。自是之後。氏姓自定。更無_三詐人。とあれば。既_レ此時。詐る者多くありしなり。但し後世唯高氏を侵奪ふ類にはあらて。此頃は。其姓カハ子に就て。其職を争ひしものなり。かくて其後は。詐人もなく。又職とある姓カハ子の。轉變たる事もすくなきと。孝徳天皇三年の條にも。姓氏を正されたる事は見ゆれど。未變動の事は聞えず。 孝徳天皇大化以來。改新制おこりて。別に職名を制られ。以前に業とある官爵を止めらるゝに就ては。自然舊職名の姓カハ子は。氏族を別つ名目の如く。轉變れるを。なほ天智天皇の御世までは。さはかり變れる事の見えぬは。實

は改新の爵名の。いまた行はれさりしならむ。天智天皇八年。遣_三東宮大皇弟於藤原内大臣家。授_三大職冠與_三大臣位。仍賜_レ姓爲_三藤原氏。自此以後。通曰_三藤原大臣。と見えたるは。改新このかた。職にあらざる新奇の姓を給へる始にて。これ所謂姓氏の字に符ふ權輿にはありける。武郷云。但し此時藤原を以。中臣に替へしにはあらず。所謂複姓なれ未引へからず。 但し此もたゞ。此一氏の上にて。他氏は上吉の職名を受けて。其掌る所も。なほ上古のまゝなりと見ゆるを。天武天皇九年正月。忌部首子首。賜_レ姓曰_三連云々。とあるをはしめにて。其各家の門品に。尊卑の差別を立られたるならん。即此十三年十月己卯の。八色の族姓にはありける。故其日。守山公以下十二氏。賜_レ姓曰_三真人。と見え。十一月十二月。また十四年六月に。多く改新せられたるを見るへし。但京都こそはあれ。此命令も大體の事にて。萬姓を混合るゝまでには。及はさりしと見えて。これより後の國史。また姓氏錄にも。此制を漏たるは。甚多きをかじ。と云れ。また栗田寛説に。天武天皇萬姓を改めて八等とし。其尊卑を際キハやかに定め給ふへく。思したりしかと。壬申役に。臣等の功勞あるを。其族を尊くし。罪あるは氏族を貶し給ひしなど。種々に制給ひしかは。古語拾遺に。唯序_三當年之勞。不_レ本_三天降之績。其二曰_三朝臣。以賜_三中臣氏。命以_三太刀。其三曰_三宿禰。以賜_三齋部氏。命以_三小刀。と云るか如く。貴族にして下等にあり。賤民にして上姓にのほれるもありし故に。其氏族の貴き人々の家にて。自ら彼此の議論ありて。御意の如くには行はれかたく。尊卑の等を正しあへぬもあるへければ。邊裔の人々は。なほ舊姓の儘なるもありしなるへし。是に至りて。古風一變じ。所謂加婆

禰は。全く尊卑を分つ階級の如きものに成て。其尊卑も。神代の職業によれるものとは。甚く別事になれりしなり。と云れたる。ともに此に用あることともなり○一曰真人。真人は美稱にて。天皇の御名にさへ申奉れるなれば。貴きこともとよりなり。されど此^{カハナ}までは。かゝる姓あることなし。なほ此より以下道師まで。みな此時新に命し給へる姓なり。姓氏録序に。真人是皇別之上氏也とあり。さて拾芥抄。真人姓四十五氏を載せたり。世に云。後に人を賞みて。まうと云稱あり。物語文等に見えたり。此氏より出たる詞か。又は本より美稱なれば。其より轉したるものか。人を賞みて。あそんと云なども。此と同じ。さてまた藤原氏の盛なる世には。朝臣の方。真人より上になれることあり。これは時勢の然らしむるにて。まこと朝廷より。しか爲給へるにはあらず。○二曰朝臣は。吾兄臣にて。貴み親みたる稱なり。もとは阿曾美と云しを。後にアソムと訛れり。續紀光仁紀に。阿曾美爲朝臣とあり。さて阿曾美は。釋紀に帝王相親之詞と云り。阿曾は。神功紀歌に。于池能阿層とある。阿層と同じく。美は臣なり。臣はもと大身の義なり。さて朝臣と書るは。借訓なりとも。また入朝者曰朝臣。と云文字の義を兼たり。と云る説あり。但しアサオアソミと云るなり。と云説はいかゞ。拾芥抄に。朝臣百六十三氏を載たり○三曰宿禰。本に曰字脱たり。今中臣本考本。其他の本ともに依る。さて宿禰は。舊くは足尼とも書り。これも美稱より起りたる名なり。光仁紀に。足尼爲天孫本紀に。宇麻志麻治命。天皇寵異特甚。詔曰。近宿殿内焉。因號足尼。其足尼之號。自此而始矣。とあり。これを其處に宿よと云義なり。上古人を貴みて。大兄と云に對して。少兄と云るにて。大と小を以て。云別たるまでなり。少兄も上古には官名なり。舊事紀に。共に官名なること見えたり。拾芥抄に。宿禰二百七氏あり○四曰忌寸。姓氏録に伊美吉とあり。名義詳ならず。もしくは。齋み清き意を以て稱たるか。寸は君なるへし。さて此忌寸には異説あり。拾芥抄に云。其四曰忌寸。以爲秦漢

二氏。百濟文氏之姓。蓋與齋部。共預齋藏之事。因以爲姓也。今東西文氏。賦破大刀。蓋亦此之緣也。とある文なり。久保季校か。此書の講義云。池邊眞棟か新注に曰。この説信用し難し。上文にても。齋藏は齋部。内藏大藏は。秦漢と聞えて。正しく異なる如くなる上。齋藏の齋は虚字。藏は實字なれば。まことに職を共に爲し縁に由れるならば。藏君とは云へく。齋君とは云まじきなり。且忌寸は諸蕃人に賜はる姓にして。此時始まれるなれば。孝徳天皇世に廢れたる。齋藏を以て。今頃其名を賜はむ由なし。此は古く。紀中に今來の手伎。又新漢人なと云て。秦漢の人を。いまさすと云語あるを。四等の姓にせられたるものにて。伊美伎は。今來君なるへし。そはとまれ。藏より出し姓とは覺えずと云り。今按に。本書の説實に信難し。新注の説然ることなり。伊美伎の名義も。此にて聞えたり。と云るはさることなれど。伊美伎の今來君なるは。なほ信かたし。臣連などの舊姓をさし。さて拾芥抄に此姓十九氏あり○五曰道師。按に此姓。この後ものに見えず。また賜ひたることもなし。ここに集解に。按傳諸技藝於諸道。各可爲師者。謂難波藥師。河内畫師之類。非稱道師。と云る。さることなり○六曰臣。七曰連。八曰稻置。記傳云。道師。臣。稻置などの姓を給ひしことは見えず。又右の八色の餘の姓も。此後も猶多し。然れば一度かく定め給ひしかども。全くは其如くもあらで止ぬる事なるへし。と云れたり。栗田寛も。臣。連。稻置の三姓は。舊のまゝにて。其上に真人。朝臣。宿禰。忌寸。道師の四姓を置て。八種に定め。天下の萬姓を改めむと思したりけん。されどこの同日に。守山公以下十三氏。すへて公姓なり。賜姓曰真人。十一月戊申朔。大三輪君。大春日臣云々。物部連。君姓十一氏。臣姓三十九氏。連姓二氏。以下五十二氏。賜姓曰朝臣。十二月己卯。大伴連以下五十氏。すへて連姓十氏。直姓一氏。賜姓曰忌寸。朱鳥元年四月丁丑。待醫桑原村主訶都。賜姓曰連。六月己巳朔。槻本村主勝麻呂。賜姓曰連。とあるのみにて。大抵公姓の氏人に。真人を給ひ。君また臣姓の氏人に朝臣を。連姓の氏人に。宿禰を給へるのみにて。道師より以下を。改賜ふことは見えず。なほ。君。首。二造。直。史。縣主等の姓。國

史姓氏錄に。いと多かるは。其御制の如くは。事ゆかさりにこそあらめ。と云れたり。武郷なほ考るに。文武紀大寶二年九月己丑。詔甲子年定_ニ氏上_ニ時。不_ニ所_レ載_レ氏。今被_レ賜_レ姓者。自_ニ伊美吉_一以上。並悉令_レ申。とあるをみれば。此時忌寸以上をば。それ_レに改めて給ひしかと。道師以下は。故ありて止められしなるへし。故今姓を賜はらんと願ふものにも。伊美吉以上の姓は。容易く賜ひかたし。一々具申して定むへし。忌寸以下の諸姓は。別に申立るに及はず。この詔なるへし。さるにても。甲子時定_ニ氏上_ニ時。天智天皇四年なりとあるは詳ならず。八色の姓は。天武天皇十三年の事なればなり。もしくは。この八色の姓を定め給ひしは。天智天皇の御世に在て。其事行ひ給ひしは。此御世の事なるにか。されは甲子年にもとつけて。詔ひしものにもあるへし。

是日。守山公。路公。高橋公。三國公。當麻公。茨城公。丹比公。猪名公。坂田公。羽田公。息長公。酒人公。山道公。十三氏。賜_レ姓曰_ニ真人_一。

守山公。姓氏錄左京皇別。守山真人。敏達皇子難波王之後也。氏人は。續紀二十五。守山真人綿麻呂見えたり。さて以下の公姓。多く地名に據れるなり。一々注_ニさす_一○路公。守山公に同じ。姓氏錄皇別に。道公。大彦命孫。彦屋主。田心命之後也。と云かあれと。それにはあらず。また蕃別に。路宿禰もあり。かく路道の字は異なれと。其據れる義は同じかるへし。地名と聞えたり。但し和名抄などに。美知と云る地名は見えず。○高橋公。姓氏錄左京皇別。高橋朝臣。阿部朝臣同祖。大稻與命之後也。攝津皇別。高橋臣。孝元天皇々子。大彦命之後也。とあれと。こ

は其にはあらし。公姓祖詳ならず○三國公。繼體皇子椀子王の後なり。大化五年出○當麻公。用明皇子麻呂古王の後。四年紀に出○茨城公。未詳。姓氏錄に。和泉皇別。茨木造。豊木入彦命之後。とあれと。其にはあらず○丹比公。宣化皇子。賀美惠波王の後なり。六年紀に出○猪名公。宣化皇子。火焰皇子の後なり。元年紀六月に出○坂田公。繼體皇子仲王の後。五年紀に出○羽田公。應神皇子。稚野毛二侯王の後。元年紀七月に出○息長公。羽田公に同じ。皇極紀元年に出○酒人公。繼體皇子兔王の後。繼體紀元年に出。酒人和名抄攝津東生郡酒人郷あり○山道公。本に此三字脱。今中臣本考本に據る。左京皇別山道真人。息長真人同祖。稚淳毛二侯王之後也。右京も同じ。記に。若野毛二侯王。取_ニ其母弟百師木伊呂弁_一。亦名弟日賣真若比賣命。生子大郎子。亦名意富々杼王云々。故意富々杼王者。酒人君。山道君之祖也。とあり。記傳云。山道何國にやとあり。和名抄には見えず。

辛巳。遣_ニ伊勢王等_一。定_ニ諸國界_一。是日。縣犬養連手纏。爲_ニ大使_一。川原連加尼。爲_ニ小使_一。遣_ニ耽羅_一。壬辰。逮_ニ于_レ人定_一。大地震。舉_ニ國男女_一叫唱。不知東西。則山崩河涌。諸國郡官舍。及百姓倉屋。寺塔神社。破壊之類。不可_ニ勝數_一。由是。人民及六畜。多死傷之。時伊豫溫泉。沒而不出。土左國田苑五十餘

萬頃沒爲海。古老曰。若是地動。未嘗有也。是夕。有鳴聲如鼓。聞于東方。有人曰。伊豆嶋西北二面。自然增益三百餘丈。更爲一嶋。則如鼓音者。神造是嶋響也。甲午。諸王卿等賜祿。

辛巳。三日なり。○定諸國界。十二年の十二月に。伊勢王。羽田公八國。多臣品治。中臣連大島等を遣して。巡行天下。限分諸國之境堺。然是年不堪限分。とありしか。此年に至りて。其事竣れるなり。○縣犬養連。元年紀六月に出。○川原連。姓氏録河内諸蕃。河原連。廣階連同祖。陳思王植之後也。河原藏人同上。氏族志云。川原氏有史姓。元正帝時。河内丹比郡人。川原椋人子虫等四十餘人。賜河原史。稱德帝時。左京毗登堅魚。河内人。河原藏人人成等十餘人。竝改賜連。紀。又有宿禰。蓋同族也。後一條帝時。有太宰大典川原宿禰文岑。類聚符とあり。○壬辰。十四日なり。○人定。下學集。人定亥時也。とあり。○大地震。扶桑略紀。十四年五月十四日。地震。山崩河涌。舍屋悉損。人畜多死。とあるは。此年の事なるへし。○官舎。秘閣本考本に。官を宮とあるはわろし。○倉屋。類史百七十一に。此文を引るに。倉屋とあり。されと令義解に。倉屋人功といふ事もあれば。本のまゝにてもよろし。○爲一島。日本後紀。天長九年五月。伊豆島言上。三島神伊古奈比咩神二前。預名神。此神塞深谷。摧高巖。平造之地二十町許。作神宮二院池二處。神異之事。不可勝計。續後紀。承和七年九月。伊豆國言。賀茂郡有造作島。本名上津島。此

島坐阿波神。是三島大社本居也。など。今何の島と云事知へからねと。後々も。かゝる神異の事あるを以みれば。三島神。上津島坐神等の御態なるへきなり。○造是島響也。京極本に。響上音字あり。さてかゝる類は。上代いと多し。續紀に見えたる。天平寶字八年。また神護二年。右に引る日本後紀なる。天長九年の事などを引て。さて通證に。今按。近世蝦夷島。一山淪沒地中。小島突出海面。其日天晴云。と云れたり。○甲午。十六日なり。

十一月戊申朔。大三輪君。大春日臣。阿倍臣。巨勢臣。膳臣。紀臣。波多臣。物部連。平群臣。雀部臣。中臣連。大宅臣。栗田臣。石川臣。櫻井臣。采女臣。田中臣。小墾田臣。穗積臣。山背臣。鴨君。小野臣。川邊臣。櫛井臣。柿本臣。輕部臣。若櫻部臣。岸田臣。高向臣。完人臣。來目臣。犬上君。上毛野君。角臣。星川臣。多臣。胸方君。車持君。綾君。下道臣。伊賀臣。阿閉臣。林臣。波彌臣。下毛野君。佐味君。道守臣。大野君。坂本臣。池田君。玉手臣。笠臣。凡五十二氏。賜姓曰朝臣。

大三輪君。既出。以下注せるもの。みな前紀に出るものと知へし。

○大春日臣。春日臣既出。按に姓氏録に。延暦二十年。春日臣賜

姓大春日朝臣。とあり。此に據れば。是時始て春日を改めて。大春日と稱るなり。本紀と合はず。持統五年の下に。十八氏を擧たる中には。たゞ春日のみありて。大字なし。いづれの御世に加へられたるにか。詳ならず。 ○阿倍臣。孝元紀に出○巨勢臣。繼體紀に出○膳臣。景行紀に出○紀臣も同じ○波多臣。應神紀に出○物部連。崇神紀に出○平群臣。雄略紀に出○雀部臣。姓氏錄左京皇別。雀部朝臣。建内宿禰之後也。星川建彥宿禰。謚應神御世。代_レ於_二皇太子大鷦鷯尊。繫_二木綿禰。掌_二監御膳。因賜_レ名曰_二大雀臣。攝津同し。孝謙紀。典膳巨勢朝臣真人等言。先祖雄柄宿禰。生_二三子。建彥宿禰。爲_二雀部朝臣祖。伊刀宿禰。爲_二輕部朝臣祖。乎利宿禰。爲_二巨勢朝臣祖。雀部臣男人。事_二繼體安閑二朝。誤注_二巨勢。至_レ今不_レ改。巨勢雀部根源雖_レ同。枝流實異。當今盛世。不_レ得_レ改_レ姓云々。請將_レ復_二本姓云々。許_二其復姓。とあり。既に出○中臣連。大中臣本系張に。中臣糠手子大連。生_二一男。一男右大臣中臣金大連公。二男中臣許米。被_レ賜_二朝臣姓。とあれば。此時朝臣を賜はれるは。許米一人の如くなれと然らず。この中臣に係れる氏々。かの藤原氏なども。此時朝臣を賜はれるなり。此事は既に天智紀に云り○大宅臣。反正紀に出○粟田臣。本に粟を粟に作る。今中臣本に據る。推古紀に出○石川臣。應神紀に出○櫻井臣。舒明紀に出○采女臣。上に同○田中臣。上同。又推古紀○小墾田臣。舒明紀に出○穗積臣。開化紀に出○山背臣。神代紀又推古紀に出○鴨君。神代紀に出○小野臣。雄略紀また推古紀に出○川邊臣。天智紀に出○櫟井臣。姓氏錄左京皇別。櫟井臣。和爾部朝臣同祖。彥姥津命五世孫。米餅チツキ春大使主命之後也。帝王編年記。明匠略傳。外記日記。吏部王記等に。櫟井氏あるは。此族なりと。

氏族志に云り○柿本臣。上出○輕部臣。姓氏錄和泉皇別。輕部。倭日向建日向八綱多命之後也。雄略天皇御世。獻_二加里乃郡。仍賜_二姓輕部君。郡。一本に郷に作る。大和高市郡の地名。常陸風土記に。天智帝時輕直里麻呂あり。此族ならんと。氏族志に云り○若櫻部臣。履中紀に出。元年紀六月にも見ゆ○岸田臣。孝德紀天智紀に出○高向臣。舒明紀に出○完人臣。十年紀連を賜。崇峻紀二年に出○來目臣。孝德紀及元年紀六月に出○犬上君。本に犬を大に誤る。今水戸本に據る。景行紀天智紀に出○上毛野君。崇神紀に出○角臣。九年紀見ゆ。又雄略紀に出。下文都努朝臣とあり○星川臣。上に注す○多臣。綏靖紀に出○曾方君。神代紀また二年紀に出○車持君。履中紀出○綾君。景行紀出○下道臣。應神紀雄略紀に出○伊賀臣。孝元紀宣化紀出。信友云。姓氏錄右京皇別。伊賀朝臣。大稻與命男。彥屋主田心命之後也。日本紀合。と見えたり。此伊賀氏。姓氏錄印本には。骨字無く。一本には宿禰とあり。其はともに訛にて。又一本に臣とあるは。朝字の脱たるなり。日本紀合と注せるは。天武紀に合へる由にて。餘に混なければ。ことに訂して引り。東大寺に藏る。伊賀國の天平三年の大稅帳の署に。郡領外正八位下伊賀朝臣果安。といふか見えたり。と云り。とることに聞ゆれど。姓氏錄も全本に非らざれば。日本紀合と注したりとて。猥りに字を補ふは私なり。此より外に。日本紀に合へる文のありしも知かたし。これ序なから此に云ふ。 ○阿閉臣。顯宗紀に出○林臣。皇極紀に出○波彌臣。本に彌を禰に作る。釋紀に依る。記に。建内宿禰之子。波多八代宿禰者。林臣。波美臣之祖。とあり。近江國伊香郡。與志彌神社。波彌神社。 氏族志に。其族後蓋改賜_二宿禰。拾芥。一條帝時。有_二武藏權大掾播美宿禰相奉。除目大。とあり○下毛野君。崇神紀に出○佐味君。元年紀六月に出○道守臣。姓氏錄に。波多八代宿禰之後とも。豐葉類別命之後ともあり。天智紀七年に出○大野君。元年紀六月に出○坂本臣。安康紀に出○池田君。姓氏錄左京皇別。池田朝臣。豐城入彥命十世孫。佐太公之後。とあり。萬葉十六に。池田朝臣嗤_二大神朝臣奧

守歌一首。池田朝臣名忘失也。奥守報嗤歌に。水淳ミツタマル池田乃阿曾我。鼻上乎穿禮ホレとあり。○玉手臣。姓氏錄右京皇別。玉手朝臣。武内宿禰。葛木曾頭日古命之後也。記に。葛城長江曾都。古者。玉手臣之祖也。○笠臣。仁德紀天智紀に出。

庚戌。土左國司言。大潮高騰。海水飄蕩。由是運調船多放失焉。戊辰昏時。七星俱流東北。則隕之。庚午日沒時。星隕東方。大如瓮。逮于戌時。天文悉亂。以星隕如雨。是月。有星孛于中央。與昴星雙而行之。及月盡失焉。

庚戌。三日なり。○船多。本に此下。船多二字を衍せり。○放失。本に放を投に作る。今中臣本京極本に據る。○戊辰。二十一日なり。○七星は。北斗の七星か。○庚午。二十二日なり。○戌時。本に時字を脱たり。今秘閣本考本。及本書傍書に依る。さて戌を戊に誤れり。通證に。當作戌。言自酉至戌也。と云り。○天文悉亂。扶桑略記に。十四年十月二十三日。天文悉亂。隕星如雨。とあるは。此年の事なるへし。○孛于中央。公羊傳曰。孛彗星也。隋書天文志曰。孛星彗之屬也。偏指曰彗。氣四出曰孛。などあり。されどもれも一の星にて。年ありて出るものなること。後には知られたり。さて訓は。比日の義にて。其光芒

の。日光の如きに依りて謂るなり。○昴星。倭名抄に昴星六星。火神也。須八流。とあり。其形を以て名けたるなり。また或書に。ムツラホシとも云とあり。六聯星の義なりと云。○本に。此に是年詔云々の文あり。十二月の下に入れて。そこに云へり。

十二月戊寅朔己卯。大伴連。佐伯連。阿曇連。忌部連。尾張連。倉連。中臣。酒人連。土師連。掃部連。境部連。櫻井田部連。伊福部連。巫部連。忍壁連。草壁連。三宅連。兒部連。手繩連。丹比連。鞆丹比連。漆部連。大湯人連。若湯人連。弓削連。神服部連。額田部連。津守連。縣犬養連。稚犬養連。玉祖連。新田部連。倭文連。倭文。此云三之頭於利。氷連。凡海連。山部連。矢集連。狹井連。爪工連。阿刀連。茨田連。田目連。小子部連。菟道連。猪使連。海犬養連。間人連。春米連。美濃連。諸會臣。布留連。五十氏。賜姓曰宿禰。

己卯は。二日なり。○大伴連。既出。○佐伯連。欽明紀に出。姓氏錄左京神別。佐伯宿禰。大伴宿禰同祖。道臣命七世孫。室屋大連公之後也。右京佐伯造。天雷神孫。天押人命之後也。佐伯日奉造。天押日命十一世孫。談連之後也。河内佐伯首。天押日命十一世孫。大伴室屋大連公之後也。とあり。此外に左京に。佐伯連。木根乃命男。丹波眞太玉之後也。

と云るあり。大伴宿禰條に。雄略天皇御世。以天朝負。賜大連公。室屋大連なり。奏曰。衛門開闔之務。於職已重。若一身難堪。望與愚兒語。相併奉衛左右。勅依奏。是大伴佐伯二氏。掌左右開闔之縁也。とあるにて。此氏大伴とくもに。相並ひて。左右門衛を掌ることは。明らかなり。氏人は。紀中いと多し。欽明紀。内臣佐伯連。名。缺。崇峻紀。佐伯連丹經手。舒明紀。佐伯連東人。皇極紀。佐伯連子鷹。齊明紀。佐伯連栲繩。天智紀。佐伯子鷹。天武紀。佐伯連男。佐伯連大目。佐伯連廣足。續後紀。左京人從七位上佐伯直長人等。賜宿禰。文德實錄。讚岐人大膳少進佐伯直正。賜宿禰。三代實錄。讚岐多度郡人。故佐伯直田公子孫十一人。賜宿禰云々。同時阿波三好郡少領任直淨宗等。改賜佐伯直。とあり。氏族志に。景行皇子稻背佐伯宿禰ありて。混ち宿禰後改て朝臣を賜れり。後冷泉帝時。出雲大掾佐伯朝臣倫貞。朝野群載に出。大府記に。堀河帝時。春宮少屬佐伯朝臣義保あり。阿曇連。神代紀に出。忌部連。神代紀に出。尾張連。神代紀また宣化紀に出。倉連。姓氏錄和泉神別。棕連。火明命男。天香山命之後也。と同族か。孝德紀に倉臣小尿あり。是も同族か。中臣酒人連。姓氏錄左京神別。中臣酒人宿禰。大中臣朝臣同祖。天兒屋根命十世孫。臣狹山命之後也。とあり。氏人は。續紀十九。中臣酒人宿禰虫麻呂あり。土師連。神代紀及垂仁紀に出。掃部連。孝德紀大化五年に出。境部連は。火明命の裔と。大彥命裔との二氏あり。此は何のすちにかあらむ。詳ならず。雄略紀。坂合部連贊宿禰の下に云り。櫻井田部連。應神紀また崇峻紀に出。伊福部連。姓氏錄左京神別。伊福部宿禰。尾張連同祖。火明命之後也。大和同上。又大和伊福部連。河内

五百木部連。山城伊福部皆同。安閑紀に。廬城部連枳莒喻。其女の罪ありしを以。安藝過戸。廬城部屯倉を献して。贖ひしとあるも此族なり。續紀に君姓あり。東大寺文書にもあり。三代實錄に公姓もあり。氏族志に。三代實錄。光孝帝時。有石見邇摩郡大領。伊福部直安道。伊福部氏墓誌。文武帝時。有因幡法美郡人。伊福吉部德足比賣。西宮記。有備前權博士。五百木首利生諸族。並不詳。同否。とあり。○巫部連。本に巫を巫に誤。今考本釋紀に據る。姓氏錄右京神別。巫部宿禰。神饒日命六世孫。伊香我色雄命之後也。攝津同。和泉巫部連。同上。雄略天皇御體不豫。因茲召上筑紫豐國奇巫。令真棕大連率巫仕奉。仍賜姓巫部連。其族に當世氏あり。麻イ續後紀十五。承和十二年七月。右京人中務少錄。巫部宿禰公成云々等。賜姓當世宿禰。公成者神饒速日命苗裔也。昔屬大長谷稚武天皇時。公成始祖。真棕大連。奏迎筑紫之奇巫。奉救御病之膏旨。天皇寵之。賜姓巫部。後世疑謂巫覡之種。故今申改之。とあり。○忍壁連。十二年紀に刑部に作る。○草壁連。孝德紀白雉元年に出。○三宅連。垂仁紀に出。○兒部連。姓氏錄左京神別。子部。火明命五世孫。建刀米命之後也。三代實錄。貞觀十六年に。山城久世郡人。造兵司史生。從七位下子部貞本。主殿寮史生。從八位下子部氏雄等。賜姓子部宿禰。其先天御中至尊之後也。とあり。子部宿禰。笠取直。並執菅蓋綱。と大嘗祭式に見ゆ。式。十市郡子部神社。○手繩連。姓氏錄河内神別。櫛多治比宿禰。火明命十一世孫。殿諸足尼命之後也。男。兄男庶。其心如女。故賜櫛。爲御膳部。次弟男庶。其心勇健。其力足制二十千軍衆。故賜櫛。號四十千健彥。因負姓。鞠負。とあり。四は日の誤なるへし。○丹比連。此氏の事。丹比深目。丹比犬眼。

孝德紀大化二年に出。そこに云り。丹比の義。履中紀に詳に云り○鞞丹比連。鞞は手繩連の下に云るか如し。氏族志云。續紀。廢帝時。有鞞負宿禰。蓋鞞丹比族也。拾芥抄有鞞宿禰。又三代實錄。貞觀中。有鞞負直。直姓不知其所出。とあり○漆部連。用明紀及元年紀六月に出○大湯人連。若湯人連。記垂仁段に。天皇因_三其子_一。本牟智和氣命なり。定_三大湯坐若湯坐_一。とありて。大も若も異なることなし。これは部を定め給へるなり。姓氏錄。左京神別。若湯坐宿禰。石上同祖。攝津若湯坐宿禰。神饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後也。河内若湯坐連。膽杵磯丹杵穗命之後也。とあり。天孫本紀には。饒速日命七世大咩布命。若湯坐連等祖。とあり。膽杵磯丹杵穗命は。饒速日命の一名なれば。始祖に繋たる傳なり。景行帝東國に巡幸し給ふ時。意富賣布。及子豊日。御膳に供奉れる。これ此氏の祖たること。高橋氏文に見えたり。大湯人連。他には見えねど。おもふに是も同族なるへし。さて東大寺正倉院文書。天平景雲中に。遠江城飼郡人。大湯坐部。子根麻呂。同姓濱名郡人。枚夫あり。これは姓もなく。また部とあれば。かの垂仁御世に定められたる。大湯坐部の人なるへし○弓削連。雄略紀に出○神服部連。姓氏錄和泉神別。綺連。津守連同祖。天香山命之後也。按に綺は。和名利毛能。又一訓加無波太。似_レ錦而薄者也。と云り。綺を織れる事を知れるにやありけん。又は地名を負へるにもあるへし。さらば次なる神服とは。其義自異なるへけれと姑く同祖なるを以此に載す。天孫本紀。火明命六世孫。饒速日命とある。建田背命。神服連祖。とあり。天香山命は遠祖なれば。同傳なり。此氏は世々神服部を率ひて。神衣を織り。大神宮の祭祀に供奉れるか故に。氏と爲るなり。此他に服部氏あり。天御杵命の裔にて。世々大神宮神服氏と云り。高倉帝時。大神宮神服連道尙。同姓少神部後部となり。神衣を織りて。祭祀に供奉れり。其族を神正と云る人。神宮雜例集に見えたり。此氏とまかひ易し。氏人は。續後紀に。大和人太宰大典。神服連清繼。改貫_三右京_一。

三代實錄陽成紀に出羽軍士白丁神服連等あり。外記日記に。一條帝時に。左衛門府生神服時正。見えたり○額田部連。此氏二氏あり。神代紀に詳に云り○津守連。神功紀皇極紀に出○縣犬養連。姓氏錄左京神別。縣犬養宿禰。神魂命八世孫。阿居太都命之後也。とあり。續紀に。廢帝紀。內舍人縣犬養宿禰內麻呂等十五人。賜_三大宿禰_一。と云こと見えたり。氏人は續紀續後紀に數多出たり。又單に犬養と云るもあり。孝德紀に出○稚犬養連。皇極紀に出○玉祖連。神代紀に出○新田部連。齊明紀に出。磯城津彥命の後なり。また天神本紀に。三十二人防衛天降神のうち。天活玉命。新田部直等祖。とあるは。他に見えたり。○倭文連。神代紀又孝德紀に出。注之之頭於利。神代紀注には。斯圖梨とあり。倭名抄も同じ○氷連。孝德紀に出○凡海連。崇神紀に出。姓氏錄右京神別。凡海連。海神綿積命男。穗高見命之後也。攝津凡海連。安曇宿禰同祖。綿積命六世孫。小栲梨命之後也。氏族志云。凡或作大。外記日記。平戶記。東寺文書等。有_三無_レ姓者_一。東寺文書。又有_三押海部_一。姓氏錄。火明命之後。又有_三凡海連_一。其系不明云。と云り。さて下文に大海宿禰あり○山部連。顯宗紀に出○矢集連。姓氏錄左京神別。矢集連。伊香我色乎命之後也。右京箭集宿禰同上。天孫本紀。伊香色雄命孫。物部大母隅連公。矢集連等祖。とあり。此氏にて姓なきもの。外記日記。類聚符宣抄等に見えたり○狹井連。天智紀に出○爪工連。姓氏錄左京神別。爪工連。神魂命子。多久都玉命三世孫。天仁木命之後也。和泉神別。爪工連。神魂命男。多久都玉命之後也。雄略天皇御世。造_三紫_一。蓋_三爪_一。奉_レ飭_三御坐_一。仍賜_三爪工連姓_一。とあり。蓋爪とは。蓋端の爪なり。今も笠に爪折の名ある此なり。これを。姓氏錄訂正本に。紫蓋の下に。紫刺の二字を私に補ひて。其頭注に。眞龍云。爪者爬略字也。

和名抄。醫云レ波云々。稻彦云。紫蓋爪三字不レ繼。按蓋字下脱紫刺二字。皇大神宮儀式帳云。紫衣笠二口云々。紫刺羽二柄と云るは誤なり。○阿刀連。元年紀六月安斗に作る○茨田連。仁德紀繼體紀に出○田目連。皇極紀に出○小子部連。雄略紀及元年紀六月に出○菟道連。姓氏錄山城神別。宇治宿禰。饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後。また宇治山守連。宇治部連あり。みな同祖なり。氏族志云。初宇治連祖。兄太加奈志。弟太加奈志一人。仕皇太子菟道稚郎子。見播磨風土記。蓋因レ此賜レ姓也。按二人蓋伊香色雄子孫。然今無レ所考。其族世居山城宇治郡。爲大小領。天平寶字中。有大國鄉人。從八位上。宇治連麻呂。見東大寺古文書。陽成帝時。宇治郡人。左衛門少志。宇治宿禰常永等。移隸左京。見三代實錄。又同姓者。見扶桑略記。外記日記。除目大成鈔等。無姓者見外記日記。皆是族也。續紀元正帝時。有常陸那賀郡大領。宇治部直荒山。東大寺古文書。仁明帝時。有宇治部直仲成。或亦同族也。舊事本紀。又有宇治部造。出自十市根七世孫臣竹。而造直二姓。姓氏錄不載。姑附于此。とあり。さて此菟道連下に。中臣本京極本。小治田連の四字あり。系詳ならず。また五十氏の數にも餘れり。考へし○猪使連。安寧紀に見ゆ○海犬養連。皇極紀四年に出。凡海同祖なり○間人連。譽屋別命の後。或は神魂命の後とあり。推古紀十八年に出○春米連。姓氏錄左京神別。春米宿禰。石上同祖。神饒速日命五世孫。伊香色雄命之後。とあり。仁德紀十三年に。置春米部とあり。本氏の起りは此なり○美濃連。十三年に賜姓連とあり。上に見えたり。此後も連姓なるかありしことは。氏族志に。稱德帝時。外從五位下美努連財刀自。賜宿禰。尋復原姓。見續紀。仁明帝時。筑前宗形郡人。從八位上難波部主足。賜

美努宿禰。見續後紀。此後尙有連姓者。見三代實錄。又有無姓者。見西宮記。とあり。さて中臣本に。美濃矢集連と云るあり。此氏は考なし○諸會臣。詳ならず○布留連。姓氏錄大和皇別。布留宿禰。梯本朝臣同祖。天足彦國押人命七世孫。米餅搗大使主命之後也。とあり。此氏の事。垂仁紀二十九年段の本注。春日臣族市河の下に委く云り。

癸未。大唐學生土師宿禰甥。白猪史寶然。及百濟役時。沒大唐者。猪使連子首。筑紫三宅連得許。傳新羅至。則新羅遣大奈末金物儒。送甥等於筑紫。庚寅。除死刑以下罪人。皆咸赦焉。

癸未。六日なり○白猪史。膽津の後なり。欽明紀に詳なり○沒大唐者。持統記四年九月下に。この事出○筑紫三宅連得許。記云。神八井耳命者。筑紫三家連之祖。とあり。桓武帝時。筑前那賀郡人。三宅連眞繼。類史に見えたり。和名抄に。同郡三宅郷。筑後國上妻郡三宅郷あり。得許。釋私記曰。音讀。とあり。通證。今按私記爲三宅連之名。恐不レ是。蓋三宅連下。脱其名。得許言得蒙唐朝之許免也。と云り。考へし○庚寅。十二日なり○除死刑云々。上に引る扶桑略記に。此前年十二年甲申。天皇不豫。於是皇太子草壁皇子。奉勅。群臣百官等。共詣大官大寺。各發願云々。の事あれば。此年死刑以下の罪人を。皆咸赦し給ふとあるも。尋常の赦とは見えす。右に云る御願などの事に因てならんと。おほしきなり。

是年詔。伊賀伊勢美濃尾張四國。自今以後。調年免_レ役。々_ノ年免_レ調。倭葛城下郡言。有_二四足_一鷄。亦丹波國氷上郡言。有_二十二角_一犢。

是年以下四十八字。本には十二月の上_ニ在_リ。集解に據_レ傍注。改置_二于此_一とあるに。今も從_レへり。中臣本の傍注にもしかあり。但しこの文。實には皇極紀の文の。此に入れるなり。そのよし既にそこに云り。併せ致_レふへし。扶桑略記にも。こゝに同年丹波國貢_二十二角犢。大和國獻_二四足鷄_一とあり。○伊呂波字類抄に。日本紀を引_テ云。天武天皇十三年乙酉。天皇攝津國住吉社に行幸して。神田三十町を。御酒料に給ふとあり。乙酉は十四年なり。此紀には洩たり。

日本書紀通釋卷之六十八

飯田武郷謹撰

十四年春正月丁未朔戊申。百寮拜_二朝庭_一。丁卯。更改_二爵位之號_一。仍增_二加階級_一。明位_二二階_一。淨位_二四階_一。每階有_二大廣_一。並十二階。以前諸王已上之位。正位_二四階_一。直位_二四階_一。勤位_二四階_一。務位_二四階_一。追位_二四階_一。進位_二四階_一。每階有_二大廣_一。并四十八階。以前諸臣之位。

戊申は。二日なり○拜朝庭。本に拜を朔に誤る。今中臣本及類史に依る○丁卯。二十一日なり○明位二階は。明大一位。明廣一位。明大二位。明廣二位。これ二階なり○淨位四階は。淨大一位。淨廣一位。淨大二位。淨廣二位。淨大三位。淨廣三位。淨大四位。淨廣四位。これ淨位四階なり。さてかく明淨とは定め給へれど。此御世には明位を賜はりし人なし。淨位を親王に給へるのみなり。文武の御時に至りて。明位を親王の階と定め。淨位を諸王の階と爲し給へり。續紀に所謂親王明冠四階。諸王淨冠十四階。合十八階。とある是なり。さて其後に。親王をは。一品二品三品四品と稱せり。令義解に。品

天武天皇十四年乙酉

位也。親王稱_レ品者。別_ニ於諸王。とあり。○每階有大廣。本に廣を塵に誤る。今諸本に依て正す。通證云。大廣猶_ニ正從_一也。倭名抄。正訓_ニ於保伊。從訓_ニ比呂伊。文武朝。自_ニ正從一位。至_ニ初位。合_ニ三十階。爲_ニ諸王諸臣位號。とあり。比呂伊は比呂伎の音便なり。從には比呂伎の義は無_レれども。訓は此御時に云なれし廣字によれるなり。されど古き令の訓には。從をスナイと訓り。スナイはスナキなり。されは兩様に唱へしにもあるへし。松下氏曰。北魏文帝時。立_ニ九品官人之法。後魏_レ文有_ニ從品。北齊_レ九品。各分_ニ正從。岳珂愧鄴錄曰。官之有_レ品。自_ニ曹魏_一始。品之有_レ從。乃自_ニ魏始。と。これも通證に云り。正從の出處は。明らか知らるれど。大廣は。此天皇の御心に出しものなるへし。なほ次に云。○正位四階は。正大一位。正廣一位。正大二位。正廣二位。正大三位。正廣三位。正大四位。正廣四位。凡_ニ四階なり。○直位四階は。直大一位。直廣一位。直大二位。直廣二位。直大三位。直廣三位。直大四位。直廣四位。凡_ニ四階なり。○勤位四階は。勤大一位。勤廣一位。勤大二位。勤廣二位。勤大三位。勤廣三位。勤大四位。勤廣四位。凡_ニ四階なり。○務位四階は。務大一位。務廣一位。務大二位。務廣二位。務大三位。務廣三位。務大四位。務廣四位。凡_ニ四階なり。○追位四階は。追大一位。追廣一位。追大二位。追廣二位。追大三位。追廣三位。追大四位。追廣四位。凡_ニ四階なり。○進位四階は。進大一位。進廣一位。進大二位。進廣二位。進大三位。進廣三位。進大四位。進廣四位。凡_ニ四階なり。○並四十八階。天智天皇三年の冠級は。二十六階なりしか。今は四十八階に倍加給へりしなり。○以前諸臣之位。右の内後の

位階に。大凡に引充て_レ言は_レ。正位四階は。後の一二三位にあつへし。直位四階は。四五位にあつへし。勤務追進は。六位以下初位に當つへし。さて此後文武紀大寶元年三月には。親王明冠四階。諸王淨冠十四階。諸臣二十階に改め。大寶令に至りて。親王一品より四品と爲し。諸王諸臣を混して。正從一位より。少初位上下まで。三十階と改められたり。これらは序に云。また明淨正直等の字義は。下の朱鳥の釋朱鳥元年七月の下に出にいへるを見るへし。

是日。草壁皇子尊。授_ニ淨廣壹位。大津皇子。授_ニ淨大貳位。高市皇子。授_ニ淨廣貳位。川嶋皇子。忍壁皇子。授_ニ淨大參位。自此以下。諸王諸臣等。增加_ニ爵位。各有_レ差。二月丁丑朔庚辰。大唐人。百濟人。高麗人。并_ニ百四十七人。賜_ニ爵位。三月丙午朔己未。饗_ニ金物儒於筑紫。即從_ニ筑紫歸之。仍流_ニ著新羅人七口。附_ニ物儒還之。辛酉。京職_{ミサトノツカサノカ}大夫直大參巨勢朝臣辛檀努卒。壬申詔。諸國每家。作_ニ佛舍_ヲ。乃置_ニ佛像及經_ヲ。以_ニ禮拜供養_セ。是月。灰零_ニ於信濃國。草木皆枯焉。

淨廣壹は。諸王以上の位を。十二階に定め給へる。第六等に當れり。壹貳字を用ひしは。壹貳參等の

字を。大字と云ふ。唐令に依て其を書給ひしなり。古書には多く此大字を用ゐたり。さて皇太子に位を授給へるは。例なき御事なり○庚辰。四日なり○己未。十四日なり○辛酉。十六日なり○京職大夫。職員令に。左京職。右京職准レ此。大夫一人。掌下左右戸口名籍。字ニ養百姓。糺ニ寮所部。貢ニ舉孝義。田宅雜徭。良賤訴訟。市廛度量。倉廩租調。兵士器仗。道橋過所。關遺雜物。僧尼名籍事。とあり。倭名抄。京職讀ニ美佐止豆加佐。○巨勢朝臣辛檀努。孝徳紀に。辛檀努を紫檀と作り。續紀。養老元年正月。中納言從三位巨勢朝臣麻呂薨。小治田朝。小徳大海之孫。飛鳥朝京職直大參志丹之子也。とあり○壬申。二十七日なり○每家作佛舎。通證に。按世俗家々事佛者。即此也。と云り○灰零於信濃國。本に濃を農と作り。今中臣本考本に據る。當國佐久郡淺間山炎燒して。灰石を零すこと。史に往々見えたれば。當時も其火に罹れりしなるへし。後撰集に。信濃なる淺間の山もゆなれば。ふこのけふりのかひやなからむ。伊勢物語。しなのなるあさまのたけに立けふり。をちかた人のみやはとかめぬ。などよめり。今も此山の麓は。田も畑も燒石のみなり。

夏四月丙子朔己卯。紀伊國司言。牟婁湯泉沒而不出也。丁亥。祭廣瀨龍田神。壬辰。新羅人金主山歸之。庚子。始請僧尼。安居于宮中。五月丙午朔庚戌。射於南門。天皇幸于飛鳥寺。以珍寶。奉於佛而禮敬。甲子。直

大肆粟田朝臣真人。讓位于父。然勅不聽矣。是日。直大參當麻真人廣麻呂卒。以壬申年之功。贈直大壹位。辛未。高向朝臣麻呂。都努朝臣牛飼等。至自新羅。乃學問僧。觀常雲觀。從至之。新羅王獻物。馬二疋。犬三頭。鸚鵡二隻。鵲二隻。及種々寶物。

己卯は。四日なり○丁亥。十二日なり○壬辰。十七日なり○庚子。二十五日なり。中臣本兼永本及類史には庚寅とあり。庚寅は十五日なり。また本の旁書には壬寅とあり。壬寅は二十八日なり○扶桑略記に。十四年乙酉四月十四日。難波宮。并京宅皆失火。とあり。本紀には難波大藏省失火。十五年に見えたり○庚戌。五日なり○甲子。十九日なり○讓位于父。真人は後に唐に遣されて。學を好み。能く文を屬し。進止有容と。新唐書日本傳にも見えて。君子國の風ありしよしなれば。父にもいとよく事へて。孝心ありしより。かゝる事をも。公に請申したりけん○當麻真人廣麻呂。元年紀に。當麻公廣島と似たる名なれど。廣島は近江方にて誅されたり。廣麻呂壬申紀に見えず○辛未。二十六日なり○至自新羅。十二年四月に所發なり。

六月乙亥朔甲午。大倭連。葛城連。凡川内連。山背連。難波連。紀酒人連。

倭漢連。河内漢連。秦連。大隅直。書連。并十一氏。賜姓曰忌寸。

甲午。二十日なり。○大倭連。倭直に同じ。○葛城連。凡川内連。山背連。已上四氏十二年紀に出。○難波連。十年紀に出。○紀酒人連。十二年紀に出。○倭漢連。十一年紀に出。○河内漢連。十二年紀に出。○秦連。同上。○大隅直。姓氏錄大和神別。大隅隼人。出自火闌降命之後也。とあり。氏は。東大寺正倉院文書に。大隅人左大舍人大隅直坂麻呂あり。稱德紀に。大隅直倭上。大隅忌寸三行。並外從五位下。と見えたり。大隅忌寸も同族なり。また舊事紀に。大隅國造あり。なほ續紀に噲啖君。加志君。佐須岐君。前君。薩摩公。國公等族あり。みな火闌降命の裔の隼人となりて。世々薩摩大隅等の國に住て。姓を賜はるものなり。○書連。十二年紀に出。但し書を文に作れり。

秋七月乙巳朔乙丑。祭廣瀨龍田神。庚午。初定明位已下。進位已上之朝服色。淨位已上。並著朱華。朱華。此云波泥孺。正位深紫。直位淺紫。勤位深綠。務位淺綠。追位深蒲萄。進位淺蒲萄。辛未詔曰。東山道美濃以東。東海道伊勢以東。諸國有位人等。並免課役。

乙丑は。二十一日なり。○庚午は。二十六日なり。○朝服色。通證に。又見持統紀。通鑑胡註。唐章服之制。

有朝服公服。朝服具服也。公服從省服也。とあるか如く。衣冠整ひて。上下の服盡く備具たるなり。これに對せる公服は。あるひは上は備はれども。下は省けるなり。後に上下具れるを束帶といひ。下を省ける。又は冠を烏帽に代るを。衣冠と云る名目あるなどの如し。蒲生秀實云く。因知此時有朝服。未レ有禮服也。大寶元年三月。畧擧進位以上服制。曰皆漆冠也。と云り。後には禮服と云ものを。朝服の上令に見に制せられたれども。此時は未たそれはなかりしとなり。冠も大寶元年よりは。改まりしなり。○朱華。萬葉に。夏儲而。開有波禰受。久方乃。雨打零者。將移香。また。山振之。爾保敵流妹之。翼酢色乃。赤裳之爲形。夢所見管。この外にもあり。朱華に。唐棣花を當て書り。爾雅釋木に。唐棣移。疏に。郭公似白楊。江東呼夫移。詩召南云。唐棣之華。陸機云。與李也。一名雀梅。其華或白。或赤。六月中熟。大如李子。可食。論語にも郁李也と注せり。或人云。大和本草に。郁李は花も實も。ゆすらよりおそし。實の形ゆすらより大きにしてまるし。ゆすら庭梅と一類なれとも別なりと注し。本草啓蒙には。郁李をニハウメともよめり。庭梅は白花紅邊にて。遠くよりは薄紅に見えて。甚美くしきものなり。故赤色を朱華と云けん。と云り。なほ本草家に聞正すへし。○深紫。本にフカムラサキと訓めれど。後撰又源氏には。コキムラサキとあり。其方なるへし。○淺紫。歌詞には。ウスムラサキとよめり。○深綠。歌詞には。コキミトリと云ことはなくして。みなふかみとりとよめれは。これもしかよむへきか。詳ならず。○淺綠。歌詞に。あさみとりとよめり。○深蒲萄。淺蒲萄は。コキニヒソメ。ウスエヒソメと訓へきか。さて衣服令義解に。蒲萄者紫色之尤淺者也とあり。今俗間には

蒲萄の字音に呼り。少しく色の黒みあるを。フトウ鼠なども呼り。かくて右の染色を。縫殿式に。深紫綾一匹。紫草三十斤。酢二升。灰一石。薪三百六十斤。淺紫綾一匹。紫草五斤。酢二升。灰五斗。薪六十斤。深綠綾一匹。藍十圍。苧安草大三斤。灰二斗。薪二百四十斤。淺綠綾一匹。藍半圍。黃蘗二斤八兩。とあり。紫染に灰を用ゐる事は。萬葉其外の歌詞などに。あまたみえたり。さて此時に。朱華を紫の上に置給へるは。上古の意にて。紫は神代には見えす。異邦の服色に據給へるものなるを。また後の令制には。朱華をはかへりて次に置たまへり。これ染色の沿革なり。○東山道。東海道。按に十二年十二月より。十三年十月に至りて。諸國の界を定め給ひしこと。上文に見えたり。此に至て。始て東山道東海道の稱あり。其餘の五道も。同時に定りたりしこと。准へて知へし。されは此までの紀に。東海道東山道など書たりしは。みな後の稱呼によれるものなりしこと。知られたり。○伊勢以東諸國。これらの諸國に限りて。免課役給ふ意知かたし。

八月甲戌朔乙酉。天皇幸于淨土寺。丙戌。幸于川原寺。施稻於衆僧。癸巳。遣耽羅使人等還之。九月甲辰朔壬子。天皇宴于舊宮安殿之庭。是日。皇太子以下。至于忍壁皇子。賜布各有差。甲寅。遣宮處王。廣瀨王。難波王。竹田王。彌努王於京及畿內。各令按人夫之兵。戊午。直廣肆都努

朝臣牛飼。爲東海使者。直廣肆石川朝臣虫名。爲東山使者。直廣肆佐味朝臣少麻呂。爲山陽使者。直廣肆巨勢朝臣粟持。爲山陰使者。直廣參路真人迹見。爲南海使者。直廣肆佐伯宿禰廣足。爲筑紫使者。各判官一人。史一人。巡察國司郡司。及百姓之消息。

乙酉。十二日なり。○淨土寺。通證に即飛鳥寺とあり。何に據れるにか。未詳。○丙戌。十三日なり。○川原寺。大和志。廢川原寺。川原村。一名弘福寺。大悲堂一字尙存。○癸巳。二十日なり。○壬子。九日なり。類史歲時部に。此文を收入たり。平城天皇大同二年詔云。九月九日者菊花豐樂。とあり。公事根源に其起源を洩せり。○舊宮は。岡本宮なり。○甲寅。十一日なり。○宮處王。系未詳。○難波王。持統紀六年に淨廣肆。○戊午。十五日なり。○東海。東海道なり。○石川朝臣虫名。又持統紀三年九月に出。○東山。東山道なり。○山陽。山陽道なり。訓成務紀に見えたり。○巨勢朝臣粟持。又持統紀十一年二月に出。○山陰。山陰道なり。訓成務紀に見えたり。○路真人迹見。續紀大寶二年十月。從四位下路真人登見卒とあり。○筑紫。西海道なり。按に上文七月に。既に東山道東海道の稱あり。然るに此に道といはず。また西海道をも。筑紫と書るは。いかなる事にか。また七道中に。北陸道を闕たるも詳ならず。但しこれは。もしくは續紀。大寶元年八月。遣明法博士於六道。講新令。註除西海道。とあれば。此も其等の類にて。故に除

かれしならんか。知かたし○巡察。職官志に。蒲生氏云。是巡察使之始。然此時未_レ有_二其號_一。爲_二官名_一。見_二持統紀八年七月_一爲_レ始。と云るは。さることながら。此事の見えたるは。清寧紀二年に。遣_二臣連_一巡_二省風俗_一とあるか。巡察使の物に見えたる始といふへし。通證云。持統紀巡察使。元明紀遣_二巡察使_一。分_二行天下_一。觀_二省風俗_一。元正紀。始置_二按察使_一。大同御宇。置_二五畿七道觀察使_一。職員令。太政官巡察使。掌_レ巡_二察諸國_一。不_二常置_一。唐神龍二年。每_二一道_一置_二巡察使一人_一。景雲年中。置_二十道按察使_一。至德元載。置_二觀察使_一。見_二唐書_一とあり。

是月詔曰。凡諸歌男歌女。笛吹者。即傳己子孫。令習歌笛。

歌男歌女笛吹。四年二月紀に。選_二所部百姓之能歌男女_一。及侏儒伎人。而貢上。とあるは。其國曲の歌男歌女なり。此なるは。本より世襲の業としたる。雅樂の家々の歌男歌女なり。令に。雅樂寮頭一人。掌_レ文武雅曲正儻。雜樂。男女。樂人音聲人。名帳。試_二練曲課事_一。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。歌師四人。掌_レ教_二歌人_一。歌女_二二人_一。掌_レ臨時取_二有_レ聲音_一。堪_二供奉_一者。教_レ之。歌人三十人。歌女一百人。儻師四人。掌_レ教_二雜儻_一。儻生百人。掌_レ習_二雜儻_一。笛師二人。笛生六人。掌_レ習_二雜笛_一。笛工八人。唐樂師十人。掌_レ教_二樂生_一云々。とあり。こゝに傳_二己子孫_一。令_レ習_二歌笛_一。と云る歌男歌女笛吹とある。即右の令に出たる。歌師四人。掌_レ教_二歌人_一。歌女師二人云々。歌人三十人。歌女一百人。歌人は即また笛師一人。笛

生六人。掌_レ習_二雜笛_一。笛工八人云々。笛工は即笛吹なり。とあるにあたり。通證に。延喜大嘗祭式。歌人二十人。歌女二十人。檀_{ナラ}笛吹十二人。令_レ雅樂寮。有_二歌師歌女師歌人歌女笛生笛工_一。而次有_二唐樂師高麗百濟新羅樂師及樂生_一。則此所_レ言者。本朝之樂師也。故義解。笛工。謂_レ供_二此間樂_一。而吹_レ笛者。其唐國以下諸樂者。吹笛之人。各在_二其樂生中_一也。延喜雅樂式。凡諸樂橫笛師等。不_レ解_二和笛_一。不_レ得_二任用_一也。と云れたるか如し。小中村清矩云。爾後の事は。日本後紀に。桓武天皇延曆二十四年十二月壬寅。雅樂歌女五十人。減_二三十人_一。と見ゆ。令條に較ふれば。歌女の員既に半を減したる上に。更に三十人を減したるは。此頃既に唐樂盛にして。我國の古風の歌儻は。漸衰へたる故にそあるへき。延喜雅樂式に。歌女三十人とあるは。又員を増したるものか。同式の歌女の居地一町。公解田一十町と云れたり。

辛酉。天皇御大安殿。喚_二王卿等_一於殿前。以_レ令_二博戲_一。是日。宮處王。難波王。竹田王。三國真人友足。縣犬養宿禰大侶。大伴宿禰御行。境部宿禰石積。多朝臣品治。采女朝臣竹羅。藤原朝臣大島。凡十人。賜_二御衣袴_一。壬戌。皇太子以下。及諸王卿。并_二四十八人_一。賜_二熊皮_一。山羊皮。各有_レ差。癸亥。遣_二高麗國_一使人等還之。丁卯。爲_二天皇體不豫_一之。三日誦_二經_一於大官大寺。川

原寺。飛鳥寺。因以稻納三寺。各有差。庚午。化來高麗人等。賜祿各有差。

辛酉。二十八日なり○大安殿。通證云。即太極殿。事林廣記京城圖。作大安殿。とあり。十年の下に云り。集解に。按九年十年紀。所謂向小殿。後世所謂大極殿後房小安殿也。と云れたるは是からず。○博戲は。令義解謂。博戲者。双六樗蒲之屬。とあり。考云。此はたるへしと云り。序に云。樗蒲はかるたなり。木村正辭云。紙牌の戯れに。歌かるた。源氏かるたといふものあり。これを先哲たち。もとよりの日本の語とし。和名鈔に。樗蒲。樗蒲采名也。といひ。又内典云。樗蒲加利字知とあるによりて。樗蒲札の急言なり。といひしは。ひかことなり。此はもと西域の語なるを。其まゝ日本にて用おきたるなり。但し和名鈔の加利も。西域の語なり。此事は。余萬葉集雜考に辨しおけり。其證左の如しとて。伊太里語雜句語など。其外の詞を。西洋辭書に據て。また引出たり。○犬養宿禰大侶。集解に。侶をトモと訓て云。元年紀六月作大伴と云り。従ふへし。考本に。麻呂の二字に作れるはよからし。通證にも。脱麻字とあり。○多朝臣品治。本の上文十一年錯簡の下には。波多朝臣品治とあり。誤なり。○藤原朝臣大島。十年紀に中臣連大島とあり。持統紀にもしか記せり。既にも云るか如く。藤原氏は。中臣の複姓なるか故に。賜姓の例に入らず。或は書し。或は書さざるも。みな中臣氏の中に入れたればなり。不比等朝臣も。此時尙中臣氏なりしことは。續紀文武二年八月に見えたり○壬戌。十九日也○熊皮。類史熊に作れり○癸亥。二十七日なり○丁卯。二十四日なり○庚午。二十七日なり。

冬十月癸酉朔丙子。百濟僧常輝。封二十戸。是僧壽百歲。庚辰。遣百濟

僧法藏。優婆塞益田直金鍾於美濃。令煎白朮。因以賜絶綿布。壬午。遣輕部朝臣足瀨。高田首新家。荒田尾連麻呂於信濃。令造行宮。蓋擬幸東間溫湯。歟。甲申。以淨大肆泊瀨王。直廣肆巨勢朝臣馬飼。判官以下并二十人。任於畿内之役。己丑。伊勢王等。亦向于東國。因以賜衣袴。是月。說金剛般若經於宮中。

丙子。四日なり○常輝。類史輝を耀とあり○庚辰。八日なり○優婆塞。隋書經籍志。佛經曰。俗人信馮佛法者。男曰優婆塞。女曰優婆夷。皆去殺盜淫妄言飲酒。是爲五戒。通證云。延喜式齋宮忌詞。優婆塞稱三角筥。義蓋取髮也。或云。冠謂之角波須。見通海參詣記。とあり。夕顔卷。うはそくか行ふみちを。しるへにて。來んよもふかきちきりたかふな。曾丹集。うはそくか朝菜にきさむまつの葉は。けさの雪にや埋もれぬらむ。なほ多し○益田直金鍾。本に直字なし。今中臣本考本朮戸本。十一年錯簡文。及釋紀に據る。氏祖詳ならず。氏人は。續紀天平神護元年。越前國足羽郡人。從五位下益田繩手。賜姓連。類史。嵯峨帝時。外從五位下。益田忌寸満足。後爲連姓。とあり○令煎白朮。本に煎を並に誤。今考本。本書傍書。釋紀に據る。白朮は。倭名鈔。朮乎介良。新撰字鏡。白朮乎介良。萬葉十四には。宇家良とよめり。

山草にて。蒼朮朮の二種あり。葉は一葉。或は三葉。花は白く。根は大にして曲れり。根を藥物に用ゐるなり。本草綱目曰。朮氣味甘温無毒。主治風寒濕痺。死肌瘰癧。止汗除熱。消食。作煎餌久服。輕身延年不饑。陶隱居言。朮有二種。則爾雅所謂抱藟。即白朮也。とあり。また通證に引る圖經曰。劇取生朮。去土。水浸再三。煎如飴糖。酒調飲之。更善。今茅山所製朮煎。是此法也。などあり。かゝる由にて。今煎さしめ給ひけむ。しかるに重胤云。四季物語に。追儼の夜は。朮餅。鶉鳥など焼奉りて。御餉の御廻に奉れば。此も物怪疫病。攘ひぬへき本文侍るとある。其本文今傳はらされは。何に據と云こと知られされとも。天武天皇十四年十月。令煎白朮。と有て。十一月丙寅。献白朮煎。是日爲天皇招魂之。と見えたるを。通證に。平介良蓋招禱之義。故招魂之日献之也。とあるは。然る説にて。實に此物に。然る招魂の神功あるを以。令献給へるなりけり。凡人の精神。能く其一身に充滿つ時は。氣血の循環。其常を失錯へす。此を以て。此白朮に。自然に邪祟を攘ひ。疫癘を除くへき功驗ありて。其禁厭とは成れるものなるへし。と云れたるは信かたし。十一月丙寅なる。献白朮煎とあると。是日爲天皇招魂之とは。同日にこそあれ。更に相關らざる文なるを。一ッに見られたるたにあるに。禁厭の事と説かれしも強言なり。追儼の夜の事。また歳時に引れたる朮餅のことなど。通證にも引て云れたれと。それはそれにて。此には更によしなき事なり。かつ招魂の御祭に。古來より用ゐるへきものならば。百濟の僧などに。何か作らしめ給はむ。此は天皇の御服藥の爲にこそ。煎しめ給

へれ。禁厭のことにはあらざるなり○壬午。十日なり○荒田尾連麻呂。元年紀に荒田尾赤麻呂あり。十年四月紀に能麻呂あり。こゝは赤又は能字など。脱じものにもあるへし。あるひは別人か○東間温湯。和名抄信濃國筑摩郡豆加萬。宇治拾遺に。信濃國津久間に藥湯ありて。衆人の浴することを載たり。今同郡松本をはなるゝこと一里ばかり。淺間温泉あり。此國にては名高し。また山邊の温泉と云ふも其地方にあり。藥湯なり。されど行宮の蹟とおほしきところは見えす。惣して此國に行宮の蹟なし。詳ならず。扶桑略紀。十五年七月の下に。この事あり。○甲申。十二日なり○畿内之役。集解に造行宮之役とあり。されどこれは。信濃に行幸あるへき爲の役夫なるへし○己丑。十七日なり○向于東國。これも行幸あるへき爲なることは。亦とあるにて。しか知らるゝなり○是月。前文十一年の錯簡には。是日とあり。

十一月癸卯朔甲辰。儲用鐵一萬斤。送於周芳總令所。是日。筑紫大宰請儲用物。絶一百疋。絲一百斤。布二百端。庸布四百常。鐵一萬斤。箭竹二千連。送下於筑紫。丙午。詔四方國曰。大角小角。鼓吹幡旗。及弩拋之類。不應存私家。咸収于郡家。戊申。幸白錦後苑。

甲辰。二日なり○儲用鐵。十一年の錯簡には、鐵を錢とあり。されど斤とあれば。なほ鐵の方なり。鐵は練鐵なり○周芳惣令所。水戸本には總領所と作り。此名目始めて見えたり。持統紀に伊豫總領あり。續紀。文武天皇四年十月。直廣壹石上朝臣麻呂。爲筑紫總領。直廣參小野朝臣毛野。爲大貳。直廣參波多朝臣牟後閑。爲周防總領。直廣參上野朝臣小足。爲吉備總領。などあり。これらに據て考ふれば。當時の制。遠國には宰を置き。總領所を建たりしなり。さて其國守を管せしめたりしこと。後に太宰府にて。九國を管せしか如くなりしものと見えたり。蒲生氏か職官志に。總領謂當時國司宰大國。兼知數國。其餘直謂守也。とあり。さて周芳惣令所は。山陽を合せたる府を。周芳に置れしなり。近藤清石云。總令所舊址知られず。蓋後の國衙ならんと云り○是日。本に二字脱たり。中臣本及上文の錯簡に。是日二字あり。今補ふ○庸布。賦役令に。收庸者布二丈六尺。義解。收庸者布一丈三尺。是爲一常。とあり。なほ孝德紀に云り○箭竹二千連は。矢に作る竹にて。倭名抄調度部征戰具。筈。其體曰幹。夜加良。とあり。和訓栞云。やから箭竹をよめり。大學衍義補に矢幹と見えたりとあり。葉廣く皮を著たる竹を。ヤカラと云て。是を皮竹と云り。連は。通證に。今亦云幾連。猶云幾束也。とあり○丙午。四日なり○大角小角。倭名抄調度部征戰具。角。兼名苑注云。角。揚氏漢語抄云。大角。波良。乃布江。小角。久太乃布江。本出三胡中。或云。出吳越。以象龍吟也。箋注云。天武紀。大角小角。訓波良久。又見軍防令。裏書令。三代實錄。兵庫寮式。小角又見萬葉集。按北堂書鈔。引徐廣車服儀制云。角前世書記所不載。或云。本出羌胡。吹以驚中國之馬。或云。本出吳越。云々。又按說文。角。獸角也。象形。是角其形似。故得角名也。通證。按波良寶螺也。寶螺所謂螺角是也。久太管也。胡角之類。軍器考云。此角と云もの。其制もと異朝より出たる

なり。彼國には。今も用る軍器なれど。我朝は寶螺を用る來りしより。其物はすたりしにや。其制もつたはらす。今も邊地にて。竹を截て管とし。筒貝と名つけて吹は。彼角の遺れる制にあるへき。と云り。萬葉二。吹響流。小角乃音母。一云。笛。乃音波。敵見有。虎可叫吼登。諸人之脅流麻低爾。とあり○鼓吹。右の歌に。齊流。鼓之音波。雷之。聲登聞麻低。とあり。吹も軍笛なれど。右の大角小角も笛なれば。異物ともおもはれず。たゞ字面の上に添はれるまでか。知かたし○弩。和名抄征戰具。弩於保由美。とあり。本朝文粹。三善清行意見に。臣伏見本朝戎器。強弩爲神。其爲用也。短於逐擊。長守禦。相傳神功皇后奇巧妙思所制作也。故唐雖有弩名。曾不如此器之勁利也。とあり。なほ欽明紀に云へり○抛。本に抛に作るは誤。今釋紀に據て正す。推古紀にも。今本地。石を抛石に誤れり。推古紀二十六年に云り○郡家。コホリノミヤケ。舊訓なり。後には字音にグウケと呼り。郡の政を掌る役所の事なり○戊申。六日なり○白錦後苑。何方にありしや詳ならず。名つけたる義も知かたし。

丙寅。法藏法師。金鍾。獻白朮煎。是日。爲天皇招魂之。己巳。新羅遣波珍。倉金智祥。大阿倉金健勳。請政。仍進調。十二月壬申朔乙亥。遣筑紫防人等。飄蕩海中。皆失衣裳。則爲防人衣服。以布四百五十端。給下於筑紫。辛巳。自西發之地震。丁亥。施綿布。以大官大寺僧等。庚寅。皇后

命以。王卿等五十五人。賜朝服各一具。

丙寅二十四日なり。○是日は。献_ニ白朮煎とある日と。同日なるまでにて。其事は更に相聞らす。既に云るか如し。○招魂之。釋紀に。兼方按。今鎮魂祭即此とあり。鎮魂の事を。舊く招魂とも云なり。鎮魂は。御魂を鎮め祭るに付て云ひ。招魂は御魂を振動して。威勢_{イキホヒ}あらしむる稱なり。この事は既に神代紀。恩頼をミタノフユと讀る所に委く云り。なほいはく。萬葉二に。丈夫之心振起_{フリオコシ}とよめるも。心震ひ起にて。布理は布留比の約なり。故臨時祭式には。鎮魂祭を於富牟多麻布里と訓り。天皇の御魂の威震り給ふへく。奉仕る由の稱なり。さて鎮魂の文字は。令義解に。謂人陽氣曰_レ魂。言招_ニ離遊之運魂。鎮_ニ身體之中府。故云_ニ鎮魂とあり。其もと神代に始りて。神武天皇の朝に見えたること。舊事本紀に詳なり。延喜式に。十一月鎮魂祭。中寅日晡_{サカシ}時中宮鎮魂同日祭之。巳日晡時供_ニ東宮鎮魂とありて。四時祭の内に載たるを。本史には此に始て出たり。舊事紀に。十一月_{天皇元年}丙子朔庚寅。宇摩志麻治命。奉_ニ齋殿内於天璽瑞寶。奉_ニ爲帝后_ニ鎮_ニ祭御魂。祈_ニ禱壽祚。所謂御鎮魂祭自_レ此而始矣。凡厥天瑞。謂_ニ宇摩志麻治命。先考饒速日尊。自_レ天受來。天璽瑞寶十種是矣。所謂瀛都鏡一。邊都鏡一。八握劍一。生玉一。足玉一。死反玉一。道反玉一。蛇比禮一。蜂比禮一。品物比禮一是也。天神教導。若有_ニ痛處_ニ者。令_ニ玆十寶。謂_ニ一二三四五六七八九十。而布瑠部。由良由良止布瑠部。如此爲之者。死人返生矣。即是布瑠之言本矣。所謂御鎮魂

祭。是其緣矣。其鎮魂祭日者。瓊女君等。率_ニ百歌女。舉_ニ其言本。而神樂歌舞。尤是其緣者矣。また詔_ニ宇摩志麻治命。曰。汝先考饒速日尊。自_レ天受來天璽瑞寶。以_レ此爲_ニ鎮。毎年仲冬中寅爲_レ例。有_ニ司行_レ事。永爲_ニ鎮祭_一矣。所謂御鎮魂祭是也。などあるにて。其根源は明らかし。この鎮魂に祭る所の神は。これも四時祭式に。鎮魂祭神八坐。神魂。高御魂。生魂。足魂。魂留魂。大宮賣。御膳魂。辭代主。大直日神一座とあり。此神等々。鎮魂に祭給ふ所。謂_ニ神代紀に云おけり。また瓊女君氏の預れる由は。古語拾遺に。凡鎮魂之儀者。天鈿女命遺跡_{ナリ}とあるにて知へし。其御祭の幣ともは。四時祭式に詳に見えたるか。其瓊女君の仕奉る状は。江家次第鎮魂祭條に云。神祇官雅樂寮神樂。次御巫衝_ニ宇氣。次神祇官一人。進結_ニ糸於葛宮。自_レ一至_レ十。此間女官藏人。開_ニ御衣篋_一振動。注_ニ神琴師彈_ニ和琴。衝_ニ宇氣_一神遊儀也。また貞觀儀式鎮魂祭儀。以_ニ安藝木綿二枚。實_ニ於宮中。進置_ニ伯前。御巫覆_ニ宇氣槽。立_ニ其上。以_レ梓撞_レ槽。每_ニ一度畢。伯結_ニ木綿_一訖。御巫舞訖。次諸御巫瓊女舞畢とあり。なほ詳に。深山記長寛二年。薩戒。記應永二十三年等にも見えたり。年中行事秘抄に。鎮魂祭歌もあり。なほ鎮魂の事は。重胤か祝詞講義附録。また伴信友か鎮魂傳にあり。見るへし。○己巳。二十七日なり。○波珍冷。本に珍を彌と作り。一本稱に作るも。誤と通證に云り。今中臣本に據る。○乙亥。四日なり。○辛巳。十四日なり。○丁亥。十六日なり。○純綿布以。水戸本以字絶上にあり。○庚寅。十九日なり。○命以。中臣本命を令に作る。集解には以字衍といへり。

朱鳥元年
丙戌

朱鳥元年春正月壬寅朔癸卯。御大極殿。而賜宴於諸王卿。是日詔曰。朕問王卿。以無端事。仍對言得實。必有賜。於是高市皇子。被問以實對。賜綦指御衣三具。錦袴二具。并純二十疋。絲五十斤。綿百斤。布一百端。伊勢王亦得實。即賜皂御衣三具。紫袴二具。純七疋。絲二十斤。緜四十屯。布四十端。是日。攝津國人百濟新興。獻白瑪瑙。

朱鳥元年。この年號の事は。七月の下に出。通證に。聖武紀詔云。白鳳以來朱鳥以前。蓋朱雀ハ即朱鳥。諸説多謬。宜考。九年秋七月。下。とあるは非なり。朱雀と朱鳥とは異なり。其よし上にも云へり。なほ下に。 ○癸卯。二日なり ○無端事。通證に。釋兼方按。今世何何歎。今按何何度辭也。後撰集云。阿登字我多利。武鄉云。阿登字我多利は。何々。とは異なり。これは除くへし。 定家僻案曰。拾遺集云。那會那會語乃事是也。とあるは舊説なり。なそく物語。散木集にも見えたり。この天皇近き年頃御病かちにおはしければ。其御心慰さし。さには王卿等を殿前に召て。博戯せさせ給ひ。今又かゝる御遊をも。せさせ給へるものと見むには。さもあるへきか如くなれど。集解に。此無端事を説て云。莊子達生篇曰。藏乎無端之言。考課令曰。凡秀才試方略策二條。令集解曰。師説云。方略無端也。多聞博覽之士。所知無端。大事假如。顏淵短命。盜跖長生。福善禍流。何其爽歎之類也。古記云。假如試問云。何故周代聖多。殷時賢少。知此事類。二條試問耳。

一云問云。何故馬者大行之後聞地。犬者小行之時上足。是亦爲無端事。穴云。令釋無端大事。謂無所依。依之無端耳。と云れたる説。さもありぬへくおほゆ。なほよく考へし ○對言得實。釋紀の説によらは。何何のいと難きを。よく解得たるを得實と云へし。枕草紙に。左右に片わきて。何々を互に言争ひしことあり。古來よりありし遊ひと見えたり。また集解の説によらは。方略策のよく言得たるを得實と云へし。なほ考るに。得實などの。ことくしき文字を以て按ふにも。次の説の方勝れるかことし ○綦指御衣。綦は萩なり。次に。萬葉七。住吉之。遠里小野之。眞榛以。須禮流衣乃。盛過去。また白菅之。眞野乃榛原。心從毛。不念君之。衣爾摺。十四。伊香保呂能。蘇比乃波里波良。和我吉奴爾。都伎與良之母與などある。みな萩なり。この他に。古よりこれを萩とは異なりとて。榛木なりとしたる説は皆非なり。この事は雄略紀五年大御歌。婆利我曳陀の注に云り。さて綦指御衣は。萩指御衣なり。衣服令服色綦紫あり。神祇式榛指帛袍あり。大嘗祭式に榛藍指錦袍あり。神樂歌に。さいはりに衣はすらむあめふれと。うつろひかたしふかくそめては。梁塵鈔に。さいはりは初萩なりと云り。初萩萬葉集にもあり。これらみな萩を波里と云なり。しかるに。榛と萩とは別に。波利乃木染は。榛樹皮を以。染たるなりとの説は。あや色者。況今稱波利。又稱波牟者。非墨客可詠者。則古書所謂榛萩蓋一物也。と云れたるはよろしけれと。非指染色者。と云れたるは。これも叶はず。染色なること本よりなり。 ○皂御衣。皂衣崇峻紀にみゆ。久里曾米涅染也。と通證に云へり。後には栗色と云り。黒色をも皂と云へと。こゝなるは黒色にはあらず。 ○緜四十屯。本に屯を斤に作る。今京極本に據る ○攝津國人百濟新興。本に濟字を脱せり。今中臣本釋紀に據る。さて此國に。郡

名百濟久太良あり。塚本明毅が。國郡沿革考攝津條に。百濟郡は。和名抄に東部南部西部三郷あり。戰國の世これを關郡と稱せり。天文十六年七月二十一日。細川晴元三好長慶等。細川氏綱と。天王寺の東舍利寺に戰て之を破り。斬首四百餘級。此時晴元感狀を。岸和田の松浦肥前守に賜ふ。其文に云。攝州關郡木村口に於て云々とあり。元和元年六月十日。松平下總守忠明に。大坂城十萬石を賜ひ。同三年九月十一日。領知目錄を賜ふ。其文曰。攝津關郡。並南北中島四萬三千石餘。天滿千波町地與並葭年貢六千石。河内澁川若江八上三郡内。並榎並庄五萬千八百石餘云々とあり。其後遂廢郡となり。正保圖には載せられさりき。地圖を按するに。平野川は古の百濟川なり。此郡北は東成郡に接し。東は百濟川を以て河内に界し。西は西成郡に隣り。南は住吉郡に接す。今其地勢を考へ。其郡圖を製て之を卷末に出す。之を參看すへし。今東成郡の岡村舍利寺村田島村。及住吉郡の今村は。蓋其東部郷の地なり。住吉郡の桑津村以南は。其南部郷なり。林寺以西安部野村に至る。其西部郷なり。此其隣郡古郷を考へて。其境界を假定する所なり。とあり。新興。考本に與を與とあり。新興にては。ニヒキとは訓かたじ。誤なるへし。○白瑪瑙。倭名抄。馬瑙。俗音女奈宇。石之次玉也。とあり。本に瑪を馬とあれど。今は京極本による。されどこれはいづれにてもあるへし。

庚戌。請三綱律師。及大官大寺知事佐官。并九僧。以俗供養々々之。仍施繩繇布。各有差。辛亥。諸王卿。各賜袍袴一具。甲寅。召諸才人博士。

陰陽師。醫師者。并廿餘人。賜食及祿。乙卯酉時。難波大藏省失火。宮室悉焚。或曰。阿斗連藥家失火之。引及宮室。唯兵庫職不焚焉。丁巳。天皇御於大安殿。喚諸王卿。賜宴。因以賜繩繇布。各有差。是日。問群臣。以無端事。則當時得實。重給綿繩。戊午。宴後宮。己未。朝廷大舖。是日。御御窟殿前。而倡優等。賜祿有差。亦歌人等。賜袍袴。庚申地震。是月。爲饗新羅金智祥。遣淨廣肆川内王。直廣參大伴宿禰安麻呂。直大肆藤原朝臣大嶋。直廣肆堺部宿禰鱒魚。直廣肆穗積朝臣虫麻呂等。于筑紫。

庚戌は。九日なり○三綱。僧官なり。既に云り○知事佐官。一二年紀に見ゆ○以俗供養々々之。元亨釋書資治表に。天武天皇十五年。召三綱及大官大寺知事佐官并九比丘。以俗供々々之。非禮也。君子曰。以鳥養鳥古之鑑乎。など評せるものありしなるへし。さて養は。この釋書にある如く。供養の義なり。養をクレキと訓る義。既に神代紀に云へり。○辛亥は。十日なり○袍袴。類史に倒せり○甲寅。十三日なり○陰陽師。職員令。陰陽寮陰陽師六人。掌占筮相地○醫師者。類史に師字なし。職員令。典藥寮醫師十人。掌下療諸疾病及診候○并廿餘人。本に廿字を脱せり。中臣本類史に據る。考本には十字あり○乙卯。十四日なり○難

波大藏省。難波宮十二年紀に注せり。集解に。孝德天皇の舊都と云るは非なり。○兵庫職。職員令に。左兵庫寮。右兵庫寮。頭一人。掌左右兵庫。儀仗兵器。安置得所。出納曝涼。及受事覆奏事。倭名抄。兵庫寮。豆波毛乃乃久良乃官。○丁巳。十六日なり。○問群臣の上。中臣本京極本天皇二字あり。○戊午。十七日なり。○己未。十八日なり。○御窟殿前。集解云。按下文設齋宮中御窟院。蓋謂御窟者。猶御座。謂燕居之宮室也。とあり。通證云。倭名抄。窟和名伊波夜。說文土屋也。一云堀地爲之。今按御窟殿。蓋天石窟之遺象。とあり。按に前說御窟を御室の義と見たるは。神の御室と云と同じ。されど窟字をしも書れたるを見れば。後說の方なるへし。なほ考へし。○歌人。職員令に。雅樂寮歌師四人。掌教歌人。歌人三十人。とあり。同令に歌男とあるこれなり。上文に既に云り。萬葉十六。歌人跡。和乎召良米夜。笛吹跡。和乎召良米夜。琴引跡。和乎召良米夜。○庚申。十九日なり。○金智祥。本に祥を淨に作る。今中臣本考本及上下文に據る。○淨廣肆。本に淨字を脱せり。今中臣本に據る。○川内王。系未詳。持統紀八年四月。以淨大肆。贈筑紫大宰帥河内王。并賜賻物。とあり。

二月辛未朔甲戌。御大安殿。侍臣六人授勤位。乙亥。勅選諸國司有功者九人。授勤位。三月辛丑朔丙午。大弁官直大參羽田真人八國病。爲之度僧三人。庚戌雪之。乙丑。羽田真人八國卒。以壬申年之功。贈直大壹

位。夏四月庚午朔丁丑。侍醫桑原村主。誦都。授直廣肆。因以賜姓曰連。壬午。爲饗新羅客等。運川原寺。伎樂於筑紫。仍以皇后宮之私稻五千束。納于川原寺。戊子。新羅進調。從筑紫。貢上細馬一疋。騾一頭。犬二狗。鏤金器。及金銀。霞錦。綾羅。虎豹皮。及藥物之類。并百餘種。亦智祥健勳等。別獻物。金銀。霞錦。綾羅。金器。屏風。鞍皮。絹布。藥物之類。各六十餘種。別獻皇后皇太子及諸親王等之物。各有數。丙申。遣多紀皇女。山背姬王。石川夫人於伊勢神宮。

甲戌。四日なり。○侍臣は。侍從の臣なり。倭名抄。侍從於毛止比止萬知岐美。○乙亥。五日なり。○丙午。六日なり。○庚戌。十日なり。○乙丑。二十五日なり。○丁丑。八日なり。○桑原村主。本原字を脱せり。中臣本釋紀に依る。十三年五月桑原連人足の下に云り。○賜姓曰連。文武紀三年正月。賜內藥官桑原加都直廣肆。賜姓連。賞勤公也。とあるは重出なり。一の誤あるへし。○壬午。十三日なり。○伎樂。令義解に。伎樂謂吳樂。其腰鼓亦爲吳樂之器也。とあり。○五千束。本に千を十と作る。今活字本中臣本考本に據る。○戊子。十九日なり。○騾一頭。秘閣本に騾音讀とあり。字典云。羸落戈切。說文驢父馬母。正字通。羸

年二月。右京人遣唐知乘船事。槻本連良棟。民部少錄同姓豐額等。賜姓安堀宿禰。其先出自後漢獻帝後也。とあり○庚午。二日なり○乙亥。七日なり。

戊寅。卜天皇病。崇草薙劔。即日。送置于尾張國熱田社。庚辰。雩之。甲申。遣伊勢王。及官人等於飛鳥寺。勅衆僧曰。近者朕身不和。願賴三寶之威。以身體欲得安和。是以僧正僧都及衆僧。應誓願。則奉珍寶於三寶。是日。三綱律師。及四寺和上。知事。并現有師位僧等。施御衣御被各一具。丁亥。勅遣百官人等於川原寺。爲燃燈供養。仍大齋之悔過也。丙申。法忍僧。義照僧。爲養老。各封二十戶。庚寅。名張厨司災之。

戊寅。十日なり○崇草薙劔。本に祟を崇に作れり。今訂せり。さてこの御劔の祟りたまへるは。當時天皇の御許に。置奉り給へるか。神の御心に叶はず。かく祟り給へるなり。さるを信友か其事を記したるものに云く。御劔を前に御許に。迎へ置き奉り給ひたること。紀に載られず。永祿八年に。僧道器か撰へる新撰和漢合圖。天武天皇十三年の下に。村雲劔。自熱田宮。被置内裏。と載たり。當時古書に見えたるを採りて。録せるものなるへし。然るは神劔の威徳を假りて。神祟を免給はむと給へ

るか。かへりて其祟をさへに。得給ひたりけり。あなかしこ。或説に。神劔を天皇の御許に安置まつられたるは。天智天皇七年新羅僧道行か。盜奉らんとせし時よりの事なり。と云るは。何の證もなき推量説とぞ聞えたる。但し應安の頃著たる年代記に。天武天皇二年に。藁雲劔熱田に送と記せるは。古傳にて。道行か犯行せし時より。御許に安置まつり給へるにか。又前にも。壬申の頃にも迎へ奉り給ひて。二年に送り置給へる事のありしにか。さらは十三年には。再迎へ奉り給ひたるなり。然るに文明の頃記せる。楊田曉筆と云ふ書に。草薙の劔を。道行か盜奉らんとせし事に引つゞけて。天武天皇朱雀元年に。これを召て内裡に置るといひて。此劔後の御世々々かけて。大御許に置れたりけるか。壽永の御事の時。西海に没給へること記せるは。古書ともを疎によみわたしたる臆説にて。いともいとも長く。いとも忌々しき禍言にこそはありけれ。と云れたるは。さる説と通えたり。通證集解に云れたるに足らず。○送置于尾張國熱田社。熱田社縁起に。朱雀元年六月戊寅。卜天皇御病。崇草薙劔。即勅有司。還置于尾張國熱田社。自爾以來。始置社守七員。一人爲長。六人爲列。並免徭役。鎮坐紀に。朱鳥元年五月庚子。一日。賜下可奉。還神劔於尾張國。勅上焉。甲辰。五有。神與帝神約。矣。六月戊寅。卜帝御病。復爲崇神劔。故即日勅而奉。還熱田宮焉。此時更改經營大宮及別宮諸神社。矣。十二月辛巳。十五。奉遷新宮以前。下之永宣旨。始勤行之。とある。此時の事なり。重胤云。この新宮と云は。此時まで正殿に。謂ゆる土之御宮。木之御宮。共に奉齋れるを。更に土用殿を別に造りて。其草薙劔

の土の御宮を。藏め別^マられたりしことふみゆ。かくて紀と縁起とは本よりにて。鎮坐記にも。年月日共に合るを。扶桑略記には。天武天皇朱鳥元年八月。以^ニ草薙劍。送^ニ尾張熱田神社。とあり。武郷云。皇代記にも。白鳳十五年丙戌として。此文を載たり。紀を考るに。八月己巳朔丁丑。爲^ニ天皇體不豫。祈^ニ于神祇。と所見たる。其事と混ひたるにや。又鎮坐記に。五月己酉。於^ニ磐戸前庭燎。會^ニ宮人。汲^ニ神酒。噉樂而神祭。故舉^レ聲扇噉。其感應^レ天。果還坐焉。と云ことあり。己酉は四日なり。右に擧たる如く。己に還坐の勅ありし故に。本國にても其祭を行へるなり。但し彼妖僧か神劍を持去てより以來。十五年都に留坐し程には。己に神宮も絶たる如くなりしにや。同記一御前神社の下に。一云。清御原御宇。姑安^ニ神劍。因^レ此號^ニ一御前神社。宮中第一攝神也。と云るを以考ふへし。但此社を。其日本武尊の供奉に仕奉られし。大伴武日命也。といへとも。鎮坐記にては。皇大神素盞鳴尊。二大神の荒御魂神にておはします由なれば。後に合祭りて。三坐と成されしならんかと云り。○庚辰。十二日なり。○甲申。十六日なり。○不和。神代紀不平訓同し。○以身體。本に以字衍れり。今中臣本考本に據て削る。○四寺。九年紀に。除^下爲^ニ國大寺。二三^上以外。官司莫^レ治云々。と云ことはあれど。四寺は詳ならず。○和上。通證云。上與^レ尙通。和。台家。讀漢音。言家。讀吳音。禪家。讀乎音。什法師云。梵語和尙。此名^ニ力生。李卓吾玉簪記曰。千里相聚曰^レ和。父母還拜曰^レ尙。紀原曰。後趙石虎。號^ニ佛圖澄。曰^ニ大和尙。此稱^ニ和尙^ニ之始也。とあり。さて貞觀六年二月十六日制。法印大和尙位。爲^ニ僧正階。法眼和尙位。爲^ニ僧都階。法橋上人位。爲^ニ律師階。とあり。○師位僧。傳燈大法師位。傳燈法師位の類

なり。○御被。持統五年紀十一月。賜^ニ公卿袈^一とある袈と同し。袈は和名抄裝束部。袈。布須。說文云。袈大被也。四聲字苑云。袈。被。別名也。箋注云。新撰字鏡同訓。萬葉集被。仁德紀衣被。亦皆同訓。布須萬見。古事記。谷川氏曰。臥裳之義。今小臥被是也。釋名。袈。下。其下廣大。如^ニ受^一。とあり。萬葉に。麻被可賀布利とあり。續紀以下の宴饗に。例としてこのものを玉へり。○丁亥。十九日なり。○燃燈供養。或本の旁書に。四字音讀とあり。○悔過。圓覺經疏。具云^ニ懺悔。此云^ニ悔過。とあり。○丙申。二十九日なり。○庚寅。二十二日なり。○名張厨司。名張は伊賀國名張郡なり。厨は和名抄居處部に。說文云。厨。久利。庖屋也。庖。食厨也。箋注云。久利。夜見。空物語吹上。下卷。新撰字鏡。厨訓。萬奈久利也。新井氏曰。蓋黑屋之義。とあり。通證云。按厨司。奉^ニ御贄^一所。内膳式所謂。大和國吉野御厨所。進鳩。志摩國御厨。鮮饌螺之類也。集解云。按延喜式内膳曰。凡諸國貢進御厨。御贄。有^ニ和泉紀伊淡路近江若狹。不^レ載^ニ伊賀。蓋因^ニ時有^ニ沿革^一也。と云へり。萬葉にも。志摩國の御食津國なることを多くよめり。伊賀はもと伊勢と同國なれば。志摩とも同國なれば。既くは名張あたりも。其中に入れりしなるへし。さて丙申庚寅は。支干倒せり。されど今舊に據て改めす。

秋七月己亥朔庚子。更勅男夫著^ニ脛裳^一。婦女垂髮于背。猶如故。是日。僧正僧都等。參^ニ赴宮中^一。而悔過矣。辛丑。詔^ニ諸國^一大解除。壬寅。半^ニ滅天下^一之調。仍悉免^ニ徭役^一。

己亥。本に己を乙に作る。今考本に據る○庚子。二日なり○更勅。本に倒せり。今考本に據る○著脛裳。脛裳を禁すること。十一年二月に見えたり。この後また慶雲三年に。令天下脫脛裳。一着白袴。といふこと。續紀に見えたり○垂髮于背。これ上古の女の髪のままなるを。十一年の詔にて。一旦さきにとよめ給へるを。また本に復し給へるなり。通證云。今俗謂之須邊良加之。狹衣所謂御髮波行方母不知。都耶々々登。委波利是也。衣云。奴伎須邊之。見源氏談。とあり。記傳云。この十五年の詔の後。萬葉の歌にも。髮上ることを多くよめるは。かの本を結ふことにて。末は垂るゝなれば。この詔に違ふことなし。と云れたるか如し。なほこの髪のことば。神代紀に委しく云り。○辛丑。三日なり○壬寅。四日なり○倭倭。通證に。美由伎之訓。又見持統紀。盖身征也。吏學指南曰。科調曰。レ後。工作征成曰。レ役。とあり。

癸卯。奉幣於居紀伊國國懸神。飛鳥四社。住吉大神。丙午。請一百僧。讀金光明經於宮中。戊申。雷光南方。而一大鳴。則天災於民部省藏庸舍屋。或曰。忍壁皇子宮失火。延燒民部省。癸丑勅曰。天下之事。不問大小。悉啓于皇后及皇太子。是日大赦之。甲寅。祭廣瀨龍田神。丁巳詔曰。天下百姓。由貧乏。而貸稻及貨財者。乙酉年十二月二十日以前。不

問公私。皆免原。

癸卯。五日なり○國懸神。此神の御事は。神代紀一書。日前神の下に。因に委く注せるを。なほいは。天照大神の御靈實とまします神鏡を。石凝姥神に命せて。造らしめ奉りける時に。初後二度の御鏡あり。其初度に鑄り奉る。是紀伊國日前神也とある。其神鏡を。また國懸大神とも申奉れるなり。明文抄に。一鏡者。天照大神之御靈。名天懸大神。今伊勢國磯宮。崇敬拜祭大神也。一鏡者。天照大神之前御靈。名國懸大神。今紀伊國名草宮。崇敬拜祭大神也。とあるにて明らけし。この全文は。己に神代紀に引たり。さて前御靈名國懸大神とある。即初度の御鏡にて。神名式に。紀伊國名草郡日前神社。名神大月。次新嘗。國懸神社。名神大月。次新嘗。とある。二社同域に並坐して。御靈代は初度の御鏡一面なり。神代紀また古語拾遺に。紀伊國日前神とのみあれども。國懸神をも。其中にこめて申せるなり。其は。こゝに奉幣於紀伊國懸神とある。日前神を略かれたるも同じ事なり。二社同域に並坐し。御靈體も一にましますは。しか何れを略きても申せるなり。平田翁云。天懸は阿米加々須。國懸は久邇加々須と訓へし。其は天武天皇紀延喜式などに。國懸をしかよみ。令集解に。國懸須ともあれはなり。然て此國懸の訓によりて。天懸を右のこど訓へき義をも所知たり。また日本紀に。クニノカハスとも訓たる所あれど。其は。さて天懸と申す義は。懸借字にて。非訓なり。今もクニカハスと唱ふるをもて辨ふへし。 炫すなり。其は大御神石屋に幽居坐し時は。天も國も常闇となれるに。彼御鏡を造りて。招出し奉り

しかは。天も國も^{カヤ}炫^{ワタ}き徹れる故に。然稱ふべきものなり。と云れたるか如し。さて此初度御鏡は。大御神の御神體の^{ミカミシロ}八咫鏡に副て。皇孫命に授け降り給へる隨に。其八咫鏡と同床に御座しを。崇神天皇の御世に。大御神の御正體を。別處に齋ひ奉り給ふ時に。共に二面の御代を摸造らしめ給ひて。其を禁中に齋き給ひしかは。此時にそ名草宮に拜祭られ給ひけむ。記傳云。水垣朝に至て。天照大御神の御鏡。八咫鏡を求めあり給ふ時に。紀伊國名草濱宮に。三年かほと齋祭り給ひしこと。倭姫命世記に見ゆ。此時まで。かの初度の鏡も。天照大御神の御鏡に附そへて。齋まつりしを。此名草濱に初度鏡をば留め奉りて。永く彼地に鎮座しめ給ひしなるへし。此日前國懸。二大神なり。とあり。系圖纂に引る。紀國造系譜。又社傳記の傳には。これを神武天皇御代の事と爲り。されど此はいと疑はしきこととあり。記傳の説によるへし。日前國懸。大双紙と云書に。崇神天皇五十一年四月八日に。天照大神日前大神。もろとも。當國琴の浦名草の濱の宮にうつり。河底の岩の上におはします。同五十四年十一月十一日に。天照大神は他國にうつらせ給へとも。日前大神は。其まこととまり給ひ。其後垂仁天皇十六年に。河底をばなれ。今の社内にうつらせ給ふ。とあり。栗田寛云。此は慶長の頃に記せる文なれとも。古傳によれるものなるへく。將史の缺文を補ふに足れり。と云り。この説記傳によく合へり。證とすへし。然る尊き由縁の御社なるか故に。伊勢大御神と同じ様に。神位などの議にも及はれず。今も二社相並ひて。いと嚴重に立給へり。右國懸神の大略なり。なほ委しきことは。別に初後神鏡考と云書に記しおけり。また神代紀日前神の條に云ることとも。併せ見るへし。さて通證に引る紀後範説に。日前宮所祭二座。西爲日前大神。東爲國懸大神。とあるは。二社と爲たる後の事なり。上古には一社に坐々しものなること。上に云るか如し○飛鳥四社。式大和國高市郡飛鳥坐神社四坐。^{大神}とあり。此社上古には。同郡賀美郷神奈備山に在りしこと。日本紀略に見えたり。この紀に三諸岳。延喜式に飛鳥之神南備山。など見えたる。みな同地にして。今飛鳥川に沿たる雷村に小山あり。此山古へ神岳とも。雷岳とも云り。故又甘南備飛鳥社とも云ること。舊事紀にみえたり。今は飛

鳥村にあり。祭神は諸説とりくなれとも。大和國神名帳略解に。社家者^{和仁}古連^{古連}説曰。飛鳥神座。第一杵築大己貴命。第二神南火飛鳥三日女神。第三上鴨味耜高彥命。第四鴨八重事代主命也。とあり。神代に大穴持命。杵築宮に靜り坐時。御子賀夜奈流美神の御魂を。飛鳥神奈備に坐せて。皇孫命の近き守神と。奉り給ふとある。即此社なり。其賀夜奈流美神は。姫神に坐て。類聚二代格には。賀夜鳴比女と作り。右の社説に。神南火飛鳥三日女神とあるも。同神なることは明らかなれと。三日女神と申は。何なる義なることをしらす。もしくは三日女神は。御姫神の義か。さて此社。最初賀夜奈流美命主神たることは。右の大穴持命の詔にて明らかなれと。後に賀夜奈流美命をば。異處に移し奉れり。即式高市郡賀夜奈留美神社とある。これなるへし。帳考に。在^{カヘノヤ}栢^{カヘノヤ}森村。今稱^{クヌ}葛神。とあり。それなるへし。さてそれよりしては。事代主神。此社の主神とはなりませるなり。即元年紀に。吾者高市郡所居名。舊事紀に。事代主神。坐倭國高市郡高市社。亦曰甘南備飛鳥社。とあるにて知へし。なほこの事は神代紀にも云り。考併すへし。さて此年使を遣し給へるは。事代主神に幣を奉りしなるへし。かくて淳和天皇天長六年三月己丑。神宣に依て。高市郡賀美郷甘南備山社を。同郡鳥形山に遷奉れること。日本紀略に見えたり。これ即ち今の地なり。この後は。清和紀貞觀元年九月庚申。雨風の御祈の爲に。幣使を奉りしこと見え。延喜の制に至りて。四坐並に名神大社に列り。祈年月次相嘗新嘗の案上官幣。及祈雨の幣帛に預り給ふこと。式に見えたるか如し○住吉大神。式攝津國住吉郡住吉坐四坐。この社のことは。既に處々に出せり○丙午。八日な

り○戊申。十日なり○藏庸舍屋。通證に。納庸布之所とあり○癸丑。十五日なり○甲寅。十六日なり○丁巳。十九日なり○詔曰。類史免官物の下に載たり○貸稻。本に貸を貳に作り。今中臣本京極本考本に據る○乙酉年は。客歲なり。

戊午。改元曰朱鳥元年。朱鳥。此云阿訶美吉利。

戊午。二十二日なり○改元曰朱鳥元年。此年赤雉の出たるを瑞として。改元したまへるなり。其は此紀には洩されたれど。扶桑略記に。白鳳十五年丙戌。大倭國進赤雉。仍七月改爲朱鳥元年。と記せり。水鏡吾妻鏡等に記せるも。これに同じ。また皇年代記にも。十五年大和國獻赤雉。仍爲瑞改元。皇代記も同じ。水鏡に。二年白鳳と改元ありて。十五年と申しに。大和國より赤き雉を献れり。さて朱鳥元年と。年號をかへられきとあり。但し歷代皇紀校本に。朱雀元年壬申。白鳳十三年乙酉。朱鳥元年丙戌。とあるは聊異なり。右の書等にて。改元のこと明らかなり。信友云。前の人々の考に。天武紀の九年と十年と。兩度朱雀の見えたる事あり。それに依り賜へるならむと説へれど。五年六年前の瑞に依りて。今更に改元し給ふへくも思はれず。と云れたるは。さることなり。集解などにしか云れたり○朱鳥此云阿訶美吉利。此は年號に似つかはしからず聞ゆれど。この天皇は。皇國言を重みし給ひて。かの冠位の號なども。これまではみな。徳仁義禮。あるは織繡紫錦などの。漢言に據て定められたるを。天皇に至りて。明淨正直云々。などの皇國の古言を以て。

替たまへるを思奉るに。此度の御心に。これまでの漢風の年號により給はず。嘉號をむねとして。皇國語もて唱ふへしとの。詔ありけるなるへし。ことに此紀撰給へる御世に近き事なれば。慥なること明らかし。さてそれより及ぼして。大化白雉などの和名をも唱出給へりけん。しかるに。此後清輔朝二年を。うけやすふたとせと見え。その後の文詞にも。年號をさるさまに書るか。まれく。見えたるは。いとおあるまじき私わざにて。それとは別なりと。信友の云れたる。さることなり。さて阿訶美吉利は。赤御鳥の義にて。鳥を美稱へて。御ごともおほせ給へるなるへし。信友云。此天皇の御世には。彼野上の御軍營に。赤雀を奉れるを始にて。紀に載られたるところ。六年十一月。筑紫大宰献赤鳥云々。是日大赦天下。と見えて。殊の外に喜はせ給へり。又九年の七月と。十年の七月に。朱雀の出たる事も見え。又其後赤雉を献れるによりて。年號を朱鳥と改られたる。書紀を案るに。件の餘にも。種々の異鳥の出たること。度々見えたり。惣て此御世はかり。異鳥の多く出たる事のをさく聞えぬを思へは。此天皇。殊に鳥を愛給ひける由に因て。自ら異鳥をもてはやして。献たりしなるへし。中にも御世の十年正月。筑紫大宰貢三足雀云々。詔曰。云々朕初登鴻祚以來。天瑞非一二多至云々。是今當朕世。每亦此天皇赤色を重みし給へるにや。彼壬申の時の御旗。軍人の幟にも。赤色を用ひ給ひたりしも。其御心おきておはしましけるにか。武郷云。此天皇の赤色を好みし。れまては紫を上等の色と定め給ひしに。此御世には。朱華を用ひ給ひしなとも。其しか爲なるへし。これはた漢風の服色に。慣ひ給はぬ大御心にて。いと貴し。吉野は近江の南に當りて。漢國にて。はやく星象を四方の色に配して。四神と稱つる中に。南を赤色として。朱鳥朱雀など稱へる如き説を。信み重みし給へるから。此天皇。天文遁甲を能し給ひたりし由見え。又始興占星臺と云ふことも見えたり。鳥の中にも。殊に赤きを愛給ひて。前には赤雀

を奉れるに依て。朱雀の年號を立給ひ。遂にまた朱鳥の年號を建給へるにやありけん。中間に。白雉白鳳の年號ありしは。給へるなれば別なり。と云れたるは。さるへき説と聞えたり。

仍名^テ宮^ヲ曰^フ飛鳥淨御原宮。

名宮云々。信友云。宮號の事を。鈴屋翁の古事記傳中の説に。此飛鳥はトフトリノと訓へし。これをアスカと訓は非なり。其故は。朱鳥の祥瑞の出來たるをめて給ひて。年號をも然改め給ひ。大宮の名にも。其朱雀を取て。飛鳥^{トフトリ}の云々と名つけ給へるなり。あすかといはむは。本よりの地名なれば。殊更に。仍名^テ宮^ヲ曰^フと云へき由なきを思へし。又云く。大宮の號を。飛鳥云々と云から。其地名にも冠らせ。飛鳥^{トフトリ}の明日香と云ひ。終に其枕詞の字を。即地名にも用ゐて書たるものにて。加須賀を春日と書例に同じ。といはれたれど。己か考へたる所は。天武紀元年に。是歲營^ニ宮室於崗本宮南。即冬遷以居焉。是謂^ニ飛鳥淨御原宮。と見え。また二年二月癸未。天皇命^ニ有司。設^ニ壇場。即^ニ帝位於飛鳥淨御原宮。と記されたれば。朱雀元年より前に。宮號は定りたりときこえたり。但しこれは。後に定給へる宮號を。前に回らして記されたらむとも。云ふへけれど。小野毛人朝臣墓誌に。飛鳥淨御原宮治^ニ天下^ニ天皇朝云々。墓營造。歲次丁丑年十二月上旬葬。と書し。又采女^{ツツメ}竹良卿の壽地碑に。飛鳥淨原大朝廷云々。丁丑年十二月二十五日。とも書したるは。共に天武天皇の御世の。六年に記したるものなれば。朱鳥元年

より前^{サキ}の大宮の稱^{トナ}にて。飛鳥は其宮所の地名なること明確なり。かくて其地名の阿須迦を。うちまかせて飛鳥と書く事も。上に擧たる如く。當時の墓誌壽地碑に書たれば。既くより普く世に書なれ來たりけんこと。しるへし。古事記にも然書て。序に於^レ姓日下謂^ク。玖沙詞。於^レ名帶字謂^ク。さて又又書紀に。改^レ元曰^ク朱鳥元年。仍名^レ宮曰^ク飛鳥淨御原宮。と殊更に擧記されたるは。仍字かろく見てあるへし。紀中然る用おさま多し。また字書き鳥の祥瑞に依て。年號を朱鳥^{アカミトリ}と改給ひ。亦地名の阿須迦と呼ふか。自ら例の赤き鳥の名に偶合^{カナヘ}る事をも。おもほまじより。此赤き鳥の事は下に云へし。再更^{マカ}に大宮の易るまじき嘉號と。定給^マへるなるへし。と云れたり。以上信友説但し飛鳥を。赤き鳥の事と云れたるは。冠辭考の説に據て。阿須迦を。今いすかと云鳥の事にて。其鳥は紅色なるよしを以。偶合^{カナヘ}へりと云れたる説は。うへなひかたし。これは飛鳥井雅澄か説に。飛鳥^{アスカ}の足輕と云意なるを。明日香にいひ屬^{カケ}たるものなり。斯と須は同言にて。相通はし云る例多し。萬葉古義と云る説の方まされり。いすかと云鳥。赤色なるかありとも。赤鳥に取合せて見るは。あまり入ほかなるへし。さて又荒木田久老か。鈴屋翁の説を破して。飛鳥とは。ひとつの鳥をいふことならねは。ひろく飛鳥と云て。朱鳥の事とせむは古意ならず。故書紀の文面を考ふるに。もとは名^レ宮曰^ク朱雀淨御原宮。とありけんを。明日香淨御原と。元來いへるに。明日香に飛鳥の字を寫るを見なれたる。後人の心に。朱鳥の字は飛鳥を誤りつるものと。ゆくりなく思ひて。書かへつるものならんと云れたるは。さることのやうなれど。私言なり。大宮の名稱などを。誤字なりとて。かにかくに改むへからず。た

たこゝは大らかに見て。朱鳥元年より前に。宮號は定りたれど。今年號を改められたるによりて。なにごとなく宮號にかけて。御世の稱をも。飛鳥淨御原天皇朝と。申すべく定め給へる詔などのありしを。かくは記したるものと見てありぬへし。あまり深く前後を考へすこして。つひにはむつかしき説も出來ぬるなり。また此十字。前に既に見えたれば。こゝは衍ならむとも云人あれど。これまた私の考なり。従ふへからず。

丙寅。選^{テオコナヒヒト}淨行者七十人。以出家^{セシム}。乃設齋於宮中御窟院。是月。諸王臣等。爲^ニ天皇造^ニ觀音像。則說^ニ觀世音經於大官大寺。八月己巳朔。爲^ニ天皇度^ニ八十僧。庚午。度^ニ僧尼并一百。因以坐^{スエテモハシラン}百菩薩於宮中。讀^ニ觀音經二百卷。丁丑。爲^ニ天皇體不豫。祈于神祇。辛巳。遣^テ秦忌寸石勝^{イハカヅ}奉幣於土左大神。是日。皇太子。大津皇子。高市皇子。各加封四百戶。川島皇子。忍壁皇子。各加^ニ百戶。癸未。芝基皇子。磯城皇子。各加^ニ二百戶。己丑。檜隈寺。輕寺。大窪寺。各封^ニ百戶。限^ニ三十年。辛卯。巨勢寺封^ニ二百戶。

丙寅。二十八日なり。○宮中御窟院。前文には院を殿とあり。殿は其宮殿を以云ひ。院は其區域を以て稱るにて。同じことなり。古本の訓に。この院をマチとよめり。字に就たる讀なり。○觀音像。水戸本には觀世音とあり。大安寺資財帳に。繡菩薩像一帳。右以^ニ丙戌年七月。奉^ニ爲淨御原御宇天皇。皇后。並皇太子。奉造請坐者。とあり。此時の事なるへし。○庚午。二日なり。○觀音經。妙法蓮華經。觀世音菩薩普門品經一卷。○丁丑。九日なり。○辛巳。十三日なり。○土左大神。四年紀に出。○皇太子。本に皇。上天の字あるは衍なり。今中臣本考本に據る。○癸未。十五日なり。○芝基皇子。磯城皇子。上の朱鳥元年紀に。天智皇子を芝基と書き。天武の皇子を磯城と書るに依て。こゝもしか定むべきか。されど白鳳元年處には。天武の方を芝基と書きたれば。たしかにはいひかたし。この事は既にも云りき。○己丑。二十一日なり。○檜隈寺。大和志に。高市郡檜隈廢寺。檜前村。故跡今存。十三層石浮圖。とあり。○輕寺。同書云。高市郡輕廢寺。在^ニ大歌留村。屬^ニ東明寺邑。○大窪寺。又云。大窪廢寺。大久保村。故趾尙有^ニ觀音堂。又有^ニ地名東金堂西金堂。在^ニ高市郡。○辛卯。二十二日なり。○巨勢寺。又云。葛上郡巨勢廢寺。古瀬村礎石尙在。即是。とあり。

九月戊戌朔辛丑。親王以下逮^ニ于諸臣。悉集^ニ川原寺。爲^ニ天皇病。誓願云々。丙午。天皇病遂不差。崩^ニ于正宮。戊申。始發哭。則起^ニ殯宮於南庭。辛

酉。殯于南庭。即發哀。當是時。大津皇子謀反於皇太子。

辛丑。四日なり。丙午。九日なり。崩于正宮。ここに天皇の御實算を記すへきに。いかにしてかゝる重事を洩したりけん。大日本史云。本書享年闕。一代要記。皇胤紹運錄。並曰壽六十五。とあり。なほ右の外にも。正統錄。興福寺年代記にも。しか記せり。然るに神皇正統記。如是院年代記。仁壽鏡等には。七十二とあり。六十五とあるに依れば。推古天皇三十年の降誕なり。天智天皇の實算を。五十八この事既に云と見る時は。推古二十二年の降誕にて。此天皇は。天智八歳の御弟なり。かく定むる時は。御父母並に。大友皇子持統の實算にも。違ふことなきかことし。七十二とあるに依れば。推古二十二年の降誕なり。かくては天智と御同年なり。なほ天智の御年によりて。御兄にもあたらし給へり。されはそれは誤なるへし。六十五歳と定め奉るへきなり。○戊申。十一日なり。○辛酉。二十四日なり。○大津皇子。謀反のことは持統紀に出。

甲子。平旦。諸僧尼發哭於殯庭。乃退之。是日。肇進奠即誄之。第一大海宿禰菟蒲。誄壬生事。次淨大肆伊勢王。誄諸王事。次直大參縣犬養宿禰大伴。總誄宮内事。次淨廣肆河内王。誄左右大舍人事。次直大參當摩真人國見。誄左右兵衛事。次直大肆采女朝臣筑羅。誄内命婦事。次直廣肆

紀朝臣真人。誄膳職事。乙丑。諸僧尼亦哭於殯庭。

甲子。二十七日なり。○肇進奠。殯庭に移奉りて。諸事備はらざる前は。御饌は奉らぬ例なりしにや。または大津皇子の謀反などにて。怠慢とはなく。其事のこれまで進み敢さりにや。栗田寛は。殯宮に移し奉りてより。肇めて奉れるよしと聞ゆ。と云り。○大海宿禰。通證に。大海與凡海同。今按天皇元名大海皇子。則是爲乳母家。故誄壬生事也。と云り。さて菟蒲は。續紀大寶元年二月。遣追大肆凡海宿禰。鑿于陸奥。治金。とあり。○壬生事。御産生の故事なり。仁徳紀七年に云り。しかるに釋紀に。兼方按御封戸事也。と云るは非なり。さて某事と云るは。集解に。凡此時制。蓋選堪事者。稱下皇子諸王百官。各守其職。以仕大行。謂之某誄其事也。と云れたるは言足らず。たゞ其職を守りて。大行に仕奉るのみに非ず。其職々に就て。其古實を述へて。天皇の御前に白し。在し御世をしのひ奉る詞を捧て。仕へ奉るなり。この事既に云り。○諸王事は。正親司の故事なり。令。正親司正一人。掌皇親名籍事。義解謂。二世以下四世以上名籍。とあり。○宮内事は。宮内省の故事なり。○左右大舍人事。左右大舍人寮の故事なり。○當摩真人國見。續紀。大寶元年七月壬辰。詔先朝論功行封時。賜當摩真人國見十人。各一百戸。とあり。○左右兵衛事。左右兵衛府の故事なり。職員令。左右兵衛府。督一人。掌下檢校兵衛。分配閣門。以時巡檢。車駕出入。分衛前後。及左右兵衛。名帳門籍事。○内命婦事。内命婦の故事な

り。令中務省。掌内外命婦。義解謂。婦人帶五位以上。曰内命婦。○紀朝臣真人。日本後紀十三に。常陸守從四位下にて卒よしみえたり。○膳職。大膳職の故事なり。職員令。大膳職大夫一人。掌諸國調雜物。及造庶膳羞。醢菹。醬豉。未醬。肴菓。雜餅。食料。率膳部。以供其事。とあり。○乙丑。二十八日なり。○亦哭於殯庭。例に據に。哭上發字あるべきなり。

是日。直大參布勢朝臣御主人。誅太政官事。次直廣參石上朝臣麻呂。誅法官事。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂。誅理官事。次直廣參大伴宿禰安麻呂。誅大藏事。次直大肆菽原朝臣大嶋。誅兵政官事。丙寅。僧尼亦發哀。是日。直廣肆阿倍久努朝臣麻呂。誅刑官事。次直廣肆紀朝臣弓張。誅民官事。次直廣肆穗積朝臣虫麻呂。誅諸國司事。次大隅阿多隼人。及倭河内馬飼部造。各誅之。丁卯。僧尼發哀之。是日。百濟王良虞。代百濟王善光而誅之。次國々造等。隨參赴各誅之。仍奏種々歌舞。

是日。通證云。前日誅禁中事。次日誅天下政。と云れたるか如し。○布勢朝臣御主人。持統紀十年十月。正廣肆大納言阿倍朝臣御主人。とあり。續紀にも。大寶二年四月。右大臣從二位阿倍朝臣御主人薨。とあり。

り。補任に本姓布勢とあり。持統紀に云へし。○太政官事。太政官の故事なり。○石上朝臣麻呂。續紀。和銅元年三月。正二位左大臣。養老元年二月薨。帝深悼惜。贈從一位云々。泊瀬朝倉朝廷。大連物部目之後。難波朝衛部大華上宇麻古之子也。とあり。天孫本紀にも見えて。淨御原朝御世。賜石上朝臣姓。とあり。○法官事は。式部省の故事なり。○大三輪朝臣高市麻呂。持統紀に。中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂とあり。○理官事は。治部省の故事なり。○大藏事は。大藏省の故事なり。○兵政官事は。兵部省の故事なり。○丙寅。二十九日なり。○阿倍久努朝臣麻呂。續紀五。和銅五年十一月に。從三位阿倍宿奈麻呂言。從五位上引田朝臣邇閑云々。從七位下久努朝臣御田次。少初位下長田朝臣太麻呂云々等六人。實是阿倍氏正宗。與宿奈麻呂無異。但緣居處更成別氏云々。とあり。かゝれば久努は地名にて。其地名に據て別氏となれるなり。天孫本紀に。物部印岐美連公。久奴直祖。とあるとは。もとより異姓なり。○刑官事は。刑部省の故事なり。さて本にウタヘノ官と訓。後はウタヘタ、スと稱へり。和名抄に。職員令刑部省宇多倍多々須都加佐。義解訓にウタヘサタムルツカサとあれど。三代實錄。貞觀七年三月七日。先是刑部省奏言。承前之例。訓刑部省。號訴訟之司。夫名不正。則事不從。又名以召實。事以放象。何以判斷之司。可謂訴訟之司。請訓刑部省三字。將號判決法之司。至是有勅云。宜號定訟之司。とあれは。貞觀以往はウタヘノ司と唱へきことしられたり。なほ此名義の事に付ては。己か考あり。己に云り。○民官事は。民部省の故事なり。○諸國司事は。諸國司の掌れる故事なり。次に國々造等。隨

參赴各誅之。とあれば。これは國司に預れる事にて。國造までにはあつからぬ事と見えたり。○大隅阿多牟人。のことは。既に云り。其牟人に預れる。古實の事などを云なり。○倭河内馬飼部造の事も。既に云り。此兩氏に預れる故事ともを云なり。○丁卯。晦日なり。○百濟王良虞。善光の子なり。續紀に郎虞に作れり。續紀大實三年八月。以從五位上百濟王良虞。爲伊豫守。天平九年七月。散位從四位下百濟王良虞卒。とあり。○百濟王善光。續紀に禪廣とあり。已に天智紀に出。この人は百濟義慈王の子にて。兄を豐璋と云ひ。善光は其弟なり。兄豐璋とくもに。舒明朝に參來にしを。豐璋は後に高麗に走れり。善光は皇國に留り在しか。持統朝に百濟王の號を賜はれり。卒る時に正廣參の位を贈らる。さて善光の長子昌成は。三年に卒りて小紫を贈らる。郎虞は昌成の弟なり。故に今其父善光に代りて。誅を奉れるなり。此人元正朝に從四位下攝津亮たりしこと。續紀に見ゆ。さて百濟王敬福は其少子なり。通證

日本書紀卷第二十九終
秘閣本終字なし。

飯田武郷謹撰

日本書紀通釋卷之六十九

日本書紀卷第三十

高天原廣野姬天皇 持統天皇

此御名は。天下所知看し時の御稱名にはあらず。後の御諡なり。續紀。大實三年十二月。奉誅太上天皇。諡曰大倭根子天廣野口女尊。とあるにてしか知られたり。但し高天原と云ひ。單に天と云とは同じことにて。兩方に稱へ申したりしなるへし。○持統は。説文に。持握也。統紀也。とあり。

高天原廣野姬天皇。少名鷓野讚良皇女。天命開別天皇第二女也。母

曰遠智娘。更名美濃。天皇深沈有大度。天豐財重日足姬天皇三年。適天

淳中原瀛真人天皇爲妃。雖帝王女而好禮節儉。有母儀德。

少名鷓野讚良皇女。こゝに少名とはあれど。少時のみの御名にはあらて。後までも此御名にて坐しか如く通えたり。鷓野は欽明紀に。河内國更荒郡鷓野邑とある地なり。天皇の御母遠智娘の父。蘇我

石川麻呂の食邑。此に在て。遠智娘其地に住て。天皇も即て此に産坐しなるへし○第二女也。大安寺縁起云。仲天皇奏久。妾毛我妹等。炊女而奉造云々とある。仲天皇とは此天皇を申す。天皇の第二女に坐々し御稱なり。古へは姉を大君といひ。妹を中君といひしかは。自ら天皇を然申奉りしなり。御姉はすなはち大田皇女にます。天智紀に見えたり○美濃津子娘。天智紀に云り○爲妃。皇胤紹運録。神皇正統記。一代要記等に據るに。天皇崩年五十八とあり。されは大化元年に生れ給へるにて。妃と爲り給へるは。十二の御年なり。御姉大田皇女とくもに。妃となり給へるなり○母儀徳とは。天下の母たる。慈重の御徳ましますなり。と考に云り。

天命開別天皇元年。生草壁皇子尊於大津宮。

大津宮。信友云。此大津宮は。齊明五年七月の條の注に載られたる。伊吉連博徳書に。吳唐に遣す御使の船の事を。發自筑紫大津浦と見え。また同七年正月。百濟の救軍の爲に。御子等をも誘ひ給ひて幸ませる條に。三月御船至子娜大津。居于磐瀨行宮。天皇改此名曰長津。七月丁巳。天皇崩于朝倉宮。天智紀に。同年同月に係て。皇太子遷居長津宮。稍聽水表之軍政。と見えたる長津宮これなり。皇太子とは。天智天皇の御事にて。即ち御位に備り給へる。御世の始の年頃は。なほ其長津に坐まし。天武天皇は皇子にて。持統天皇は其妃にて。もとより隨行おはしましたりける趣なれば。草壁

皇子も。其處にて生れさせ給へるにて。その長津宮を。こゝには大津宮と記されたるなり。但し前に改此名曰長津と見え。下文にも長津宮と記されたるに。こゝに舊名をもて記されたるは混はし。或説に。其大津宮を。近江の大津宮なりといへるは。いと疎かなり。さて其娜大津。磐瀨。ともに筑前の國內にて。今の博多津わたりの地名と知らるゝ證あり。事長ければこゝには云はず。と云れたる。然る説なり。なほ齊明紀に云る説考合すへし。

十年十月。從沙門天淳中原瀛真人天皇。入於吉野。避朝猜忌。語在天命開別天皇紀。天淳中原瀛真人天皇元年夏六月。從天淳中原瀛真人天皇。避難東國。鞠旅會衆。遂與定謀。廼分命敢死者數萬。置諸要害之地。秋七月。美濃軍將等。與大倭桀豪。共誅大友皇子。傳首詣不破宮。二年立爲皇后。皇后從始迄今。佐天皇定天下。每於待執之際。輒言及政事。多所毗補。

沙門の訓。或本に。イヘテシタマヘル。とあり○大倭桀豪。水戸本に豪桀に作る。壬申紀に。吹負留謂。兄大伴馬來田は。再吉野方の軍陣に參り。立名于一時。欲寧艱難。即招一二族及諸豪傑。僅得數十人云々と吹負はなほ其大和の家に留れるなり。

あり。信友云。吹負か吉野方として。功たりつる事は。次々に見えたり。持統紀に大倭築豪と記されたるは。もはら此吹負か事ときこゆ。と云り○立爲皇后。當年二十九歳にならせ給へり。草壁皇子を生給へるは。十八歳の御時なり。

朱鳥元年九月戊戌朔丙午。天淳中原瀛真人天皇崩。皇后臨朝稱制。

丙午。九日なり○臨朝稱制。此時御年四十二歳に成坐り。考云。臨朝稱制とは。未だ天皇位に即給はす。萬機を司り給ふなり。四年の正月に御即位ましますなり。それまでは神功皇后の攝政と同じ様なり。と云り。四字。通證に。出漢書高后紀。卓氏藻林。太后臨朝。行天子事。曰稱制。と云り。信友云。此時草壁皇子命は。既に皇太子に立て坐ましたりければ。是年皇太子。御齡二十五。すなはち御代を嗣かせ給ふべきを。御母皇后持統天皇の嗣かせ給ひけるは。いかなる御事にかと。つらく推考奉るに。神皇正統記に。皇子草壁わかましくければ。まつその本紀の首に。天皇深沈有大度云々。雖帝王女。而好禮節儉。有母儀德云々。從天淳中原瀛真人天皇。避難東國。鞠旅會衆。遂與定謀。廼分命敢死者數萬。置諸要害之地。秋七月云々。誅大友皇子云々。二年立爲皇后。皇后從始迄今。佐天皇定天下。每於侍執之際。輒言及政事。多所毗補。朱鳥元年云々。皇后臨朝稱制。と載られたる。御度量御權重をもて。察ひ奉るに。天皇崩給ひて。御世の革れる時を窺ひて。さきの壬申年の亂に。近江の朝廷に心よせりし輩の。裏心の御心もとなく。又さらぬかたにも。

御世を危ふみ給ふ事の機もありしなるへく。

天武紀に。八年五月。天皇詔皇后及草壁皇子尊。大津皇子。高市皇子。河島皇子。忍壁皇子。芝基皇子。曰朕今日與汝等俱盟于庭。而千歳之後。欲無事。奈之何。皇子等共對曰。理實灼然。則草壁皇子尊。先進盟曰。天神地祇及天皇證也。吾兄弟長幼。并十餘王。各出于異腹。然不別同異。隨天皇勅。而相扶無忤。若自今以後。不如此盟者。身命亡之。子孫絶之。非妄非失矣。五皇子以次相盟如先。然後天皇曰。朕男等各異腹而生。然今如一母同產。慈之。則披襟抱其六皇子。因以盟曰。若違茲盟。忽亡朕身。皇后之盟。且如天皇云々。と見たり。かくて天皇崩後。いくほともなく。大津皇子皇太子を亡なむと謀こちて。誅はれ給へること。紀に載されたるかことし。はた

前の天智天皇。天武天皇の御世に。始給ひし制とももの多かりつるを。いまた熟行はれかたき事ともありて。萬に御うしろめたく思ほしければ。しはらく御みつから。御政をこらせ給ひ。稜威ゆるひなく治給ひて。後に皇太子を。御位に即け奉り給はむとの。御慮なりしなるへし。さるは天武紀に。天皇御病おもらせ給ひける時。天下之事不問大小。悉啓于皇太后及皇太子。と遺詔給へることの見えたるも。深く御世を危ふみ。おもほしめしけるか故なり。故崩給へる後は。もはら皇太后の御計らひにてそ。治め給ひたりけむ。と云れたるは。まことに然る説と聞えたり。

冬十月戊辰朔己巳。皇子大津。謀反發覺。逮捕皇子大津。并捕爲皇子大津所註誤。直廣肆八口朝臣音樞。小山下壹伎連博德。與大舍人中臣朝臣臣麻呂。巨勢朝臣多益須。新羅沙門行心。及帳内礪杵道作等。三十餘人。

己巳。二日なり。○謀反發覺。この謀反を告じは。河島皇子なり。懷風藻云。河島皇子。始與三天津皇子。爲三莫逆之契。及三津謀逆。島則告レ變。とあり。○八口朝臣。姓氏錄左京皇別。箭口朝臣。宗我石川宿禰四世孫。稻目宿禰之後也。とあり。三代實錄も同じ。八口は地名。天武紀上に出。氏人は。續紀二十五。箭口朝臣眞弟。三代實錄三十二。箭口朝臣岑業。賜三宗岳朝臣。とあり。○中臣朝臣臣麻呂。大中臣系圖に。可多能祜大連公之子國子。國子之子國足。國足之子臣麻呂なり。補任も。意美麻呂とも作り。不比等と同く。可多能子の曾孫なり。さて臣麻呂の子。前右大臣大中臣清麻呂なり。續紀和銅四年閏六月。中納言正四位上兼神祇伯中臣朝臣意美麻呂卒。とあり。○巨勢朝臣多益須。三年六月に。拜三撰善言司。とあり。此人文才ありしと見えたり。懷風藻に詩あり。卒年四十八とあり。續紀和銅三年六月。太宰大貳從四位上巨勢朝臣多益須卒。とあり。○新羅沙門行心。詳ならず。○帳内。親王の舍人を云。帳内の事既に云り。軍防令及續紀五にあり。○礪杵は。系詳ならず。地名に據れる姓なるへし。氏は。續後紀八。刀岐直雄貞。文德紀に。上總少目刀伎直雄貞。陰陽博士門人等。賜三姓滋岳朝臣。清和紀に。左京人刀伎直永繼等。賜三滋岳朝臣。などあり。外記日記に。朱雀帝時。曆博士刀伎直淨濱あり。礪杵刀伎同じ。みな此族なるへし。

庚午。賜三死皇子大津於譯語田舍。時年二十四。妃皇女山邊被髮徒跣。

奔赴殉焉。見者皆戲歎。皇子大津。天淳中原瀛真人天皇第三子也。容止
牆岸音辭俊朗。爲天命開別天皇所愛。及長辨有才學。尤愛
文筆。詩賦之興。自大津始也。丙申詔曰。皇子大津謀反。註誤吏民帳
內不得已。今皇子大津已滅。從者當坐。皇子大津者。皆赦之。但礪杵
道作。流伊豆。又詔曰。新羅沙門行心。與皇子大津謀反。朕不忍加法。
徙飛驒國伽藍。

庚午は。三日なり。○賜死。懷風藻云。大津皇子。淨御原帝之長子也。狀貌魁梧。器宇俊遠。幼年好レ學。博覽而能屬レ文。及レ壯愛レ武多力。能擊レ劔。性頗放蕩。不拘レ法度。降レ節禮レ士。由レ是人附託。時有ニ新羅僧行心。解三天文卜筮。語三皇子。曰。太子骨法。不三是人臣之相。以此久在ニ下位。恐不三全身。因進三逆謀。迷三此註誤。遂圖三不軌。嗚呼惜哉。臨レ終一絶。金烏臨三西舍。鼓聲催三短命。泉路無三賓主。此夕誰家向。とあり。また萬葉三に。大津皇子被レ死之時。磐余池波流レ涕御作歌。百傳。磐余池爾。鳴鴨乎。今日耳見哉。雲隱去牟。右藤原宮朱鳥元年冬十月。とあり。○譯語田舍。式大和國城上郡他田坐天照御魂神社あり。此地の事は既に云り。さて此地に。皇子の舍はありしなりけり。其舍より飛鳥の京に召され給ひし道路すか

ら。十市郡磐余池にて。御歌をは詠給ひしなり。もしくは其池のほとりにて。殺され給ひしにもあるへし。さて其御屍は。葛城山に葬めたりしこと。これも萬葉二に。移葬大津皇子屍於葛城二上山。とあるにて知られたり。やかて御墓は。大和志に。皇子墓在葛下郡二上山二上神社東。とあり。○皇女山邊は。天智皇女にして。赤兄女常陸娘所生なり。天智紀に見えたり。○被髮徒跣は。總て取繕はぬ狀を申す。其形貌推知すへし。○第三子也。懷風藻には長子とあれど。こゝには第三子とある異なり。然るに。續紀天平十七年十一月。舍人親王薨云々。天淳中原瀛真人天皇之第三皇子也。とあるにも合はず。今補任を按るに。舍人親王薨年六十とあるに據れば。天武天皇白鳳五年丙子に生れ給へり。大津皇子。朱鳥元年に薨年二十四とあれは。天智天皇三年甲子に生れ給へり。親王に長すること十二年なり。詳ならぬ事なり。○容止墻岸。文選三國名臣贊にあり。○詩賦之興自大津始。かくあれども。皇國にて詩賦の興は。なほ大友皇子なるへきよし。信友か説に。今昔物語に。大友御子と申御ましけり。心に智り有て。才賢かりけり。文道を好み給ひけり。詩賦を造る事は。此御子の時よりを始りける。とあり。持統紀に。自大津始也と記されつれど。大友皇子の崩給へる壬申年に。大津皇子は。わづかに九歳にておはしければ。大友皇子よりは。後れてものし給へるなり。と云り。さもあるへし。さるは懷風藻に。大友皇子の傳を記して。皇子博學多通云々。下筆成章。出言爲論。時議者歎其洪學。未幾文藻日新云々。とありて。皇子の詩を載たり。目錄にも。略以二時代相次。不下以二尊卑等級。といひて。淡海朝

皇子の詩を卷首に載せ。次に河島皇子大津皇子と次第たり。されは時代を以ても。大友皇子の方を先とせしなり。されと大友皇子は。半途にして既く世を逝まし。大津皇子これに繼て。盛に其事を興し給ひしかは。其盛なるに就て。自大津始と記しよなるへし。通證に。詩賦之興を感興之謂と注したるは誤なり。古今集序にも。自大津皇子之初作詩賦。詞人才子慕風繼塵。移彼漢家之字。化我日域之俗。とあり。この紀に依て記されたるものなり。○丙申。二十九日なり。○徙飛彈。本に徙を徒に作る。今考本集解に據る。通證には。本今按漢俗斷罪事。見續紀以下史。蓋國家之制也。と解れたり。されど。こゝは徒にはあるへからし。不レ忍レ加レ法と詔へるに據るに。たゞに其身を徙せしめてなるへし。

十一月丁酉朔壬子。奉伊勢神祠。皇女大來。還至京師。癸丑地震。

壬子。十六日なり。○大來。天武紀に。天皇太田皇女を納て。大來皇女大津皇子を生給ふよし見えたり。さて此皇女。伊勢神宮に坐々しかは。其縁を以て。大津皇子御位に即給はむことを。祈申しに參詣給ひしこともありて。萬葉二に。大津皇子竊下於伊勢神宮。上來時。大伯皇女御作歌。吾勢枯乎。倭邊遣登。深夜深而。鷄鳴露爾。吾立所霑之。二人行杼。去過難寸。秋山乎。如何君之。獨越武。と作給ひし御歌あり。この大伯と申すも大來なり。御同母に坐しかは。いと親しき御間にて。共にかゝる御祈をも爲し給ひしなり。竊下とあるにても。御心を合せて坐々しこと知られたり。さて今此皇女の京師に還至坐るは。其事發覺れて。皇子も刑せられ給ひしかは。皇女も齋宮を罷られたまひしなりけり。此時の

御事も。萬葉二に。大津皇子薨之後。大來皇女。從伊勢齋宮。上京之時。御作歌二首。神風之。伊勢能國爾母。有益乎。奈何可來計武。君毛不有國。欲見。吾爲君毛。不有爾。奈何可來計武。馬疲爾。また移三葬大津皇子屍於葛城二上山之時。大來皇女哀傷御作歌二首。宇都會見乃。人爾有吾哉。從明日者。二上山乎。弟世登吾將見。磯之於爾。生流馬醉木乎。手折目杼。令視倍吉君之。在常不言爾。とあり。但しこの磯之於爾の御歌の本注に。右一首。今案不似移葬之歌。蓋疑從伊勢神宮還京之時。路上見花盛。傷哀咽作此歌乎。とあり。これは十一月の事なれば。路上花盛を見給ふ可き時節にあらず。これは後に。翌年の春など御墓に詣て。詠給ひしにもあるへし。いつれもあはれなる御歌ともなり。さて續紀文武元年十二月。大伯内親王薨とあり。癸丑。十七日なり。

十二月丁卯朔乙酉。奉爲天淳中原瀛真人天皇。設無遮大會於五寺。大官。飛鳥。川原。小墾田。豐浦。坂田。壬辰。賜京師孤獨高年布帛。各有差。閏十二月。筑紫大宰獻三韓國高麗百濟新羅百姓男女。并僧尼六十二人。是歲。蛇犬相交。俄而俱死。

乙酉。十九日なり。類史無遮會に入れり。○無遮大會。通證云。見西域記。南史梁紀。設四部無遮大會。

道俗五萬餘人。とあり。續紀十六。設無遮大會於大安殿焉。○大官は。大官大寺これなり。本に官を宮に作るは誤なり。今釋紀に。釋紀私記曰。師說大官係飛鳥。とあるは誤なり。さて大官寺のことは既に云り。其寺をまた飛鳥寺とも云へることなし。通證に。愚按大官寺名。疑五當作六。と云るは。次なる小墾田豐浦を。二寺と見られたるにて。これも誤なり。○飛鳥は。法興寺なり。既に出。○川原。弘福寺なり。二年三月紀に出。○小墾田豐浦。これ一寺なり。集解云。按大和志。高市郡廣嚴寺。在豐浦村。故又名豐浦寺。此謂小墾田豐浦者。推古天皇之宮。稱小墾田宮。在豐浦村。故知兩名併稱焉。と云るはさることなり。なほ豐浦寺の事は。崇峻紀に委く云り。見合すへし。○壬辰は。二十六日なり。○孤獨の訓。倭名抄人倫部孤子。四聲字苑云。孤美奈之古。少無父母也。とあるに據て訓へし。或說に。俗に近親をミヨリと云へれば。其意なるへし。と云り。令義解に。十六已下而無父爲孤とあり。獨は倭名抄になし。令義解に。六一一以上而無子爲獨とあり。○三韓國。本に韓字なし。今水戸本に據る。○交。和名抄。遊牝。日本紀私記云。豆流比。とあり。同言なり。

元年春正月丙寅朔。皇太子率公卿百寮人等。適殯宮而慟哭焉。納言布勢朝臣御主人誅之。禮也。誅畢。衆庶發哀。次梵衆發哀。於是奉膳。紀朝臣真人等奉奠。々畢。膳部采女等發哀。樂官奏樂。

元年。信友云。朱鳥元年丙戌の九月に。天武天皇崩給ひにければ。其年號は。此年のみに係て。明る丁亥年。持統天皇の御世の始を。たゞに元年と記されて。年號はあらず。しかるに其天武天皇の朱鳥元年を。改給はずして。持統天皇の御世かけて。尙其年次を用給ひたりけむ。ときこゆる證ともあるを論ふへし。其はまつ近江國蒲生郡小野村に。西宮と稱ふ祠の境内より探出したる。鬼室集斯墓と彫れる。いと古き碑の右の横面に。朱鳥三年戊子十一月八日殂と彫たり。この朱鳥三年戊子。すなはち持統天皇の二年に當れり。また靈異記に。故中納言從三位大神高市萬侶卿者。大后天皇時忠臣也。有リテ紀日。朱鳥七年壬辰二月云々。といへり。件の有紀日といへる事は。すなはち持統紀六年二月丁未乙卯。三月戊辰等の條に記されたる事を。然記せるは。丁亥を元年には立られず。なほ朱鳥の年號の年次を。用給へる趣なり。紹運錄紹運要略等の。草壁皇子の譜に。朱鳥四年四月薨とあるも。持統紀三年に載られて。これも同じ年立なり。また新古今集に。朱鳥五年九月。紀伊國行幸の時。河島皇子。白浪の濱松か枝の手向くさ云々。と題されたる。朱鳥五年云々の事は。持統紀に四年九月丁亥。天皇幸紀伊。と載られたる度の事にて。萬葉集藤原宮御宇天皇代の部に。幸于紀伊國一時。川島皇子御作歌云々。と同歌を載たる。これなり。件の朱鳥五年も。同じ年立をもて記されたるなり。其ほか大鏡裏書。愚管抄なる皇帝年代記。また皇年代略記。師光年中行事等にも。同じ定に記せり。これも同じ傳に據れるものなり。但し皇年代略記に。又一説を載て。朱鳥二年丁亥。受禪不。改元。至八年甲午。とあり。此八年と書るは。持統天皇の御世の年立をもていへるにて。年號の年次にては九年なるを。此は注しさまのわるきにて。實は異説にはあらぬを。心得かねて。

説として書加へたるなり。然れば。靈異記に有紀日云々とは。日本紀に因りて記せる由なれば。舊本には然ありけるを。後に改刪せられたるものなるへし。と云れたるは。さることなれども。なほ朝廷にては。此年を以改元給ひしものとすへし。後に改刪られしものと見えず。其は大日本史に。按愚管抄皇代略記等書。天武崩後。猶存朱鳥年號者七年。本書以今年爲元年。不繫朱鳥。而天皇以四年庚寅即位年。爲元年。然八年二月詔曰。粵以七年歲次癸巳云々。據此文。則當時以是歲紀元明矣。と云れたるは。たしかなる本紀中の證なり。従ふへし。されど。此頃は。朝廷と民間とは。かく二様に書し。ものなるは疑なし。一方になつむへからず。○納言のことは。既に云り。さて集解に。公卿補任曰。一本作中納言。當從。と云り。此はまことにさること通えたり。たゞ納言とのみ云る例は。天武紀九年七月納言舍人王あり。中納言のことは下文に出たれば。其處に云へし○御主人の訓は。よからず。ミヌシとよむへし。ミロシの口は。ミアロシと訓誤りしなるへし○奉膳は。令内膳司。奉膳二人。掌下總二知御膳。進食先嘗事。倭名抄。内膳司。宇知乃加之波天乃官。また長官。内膳司曰奉膳。とあり。奉膳の事は既に安閑紀に云おけり○紀朝臣。本に紀を乳に誤れり。今中臣本考本に據る。この人前に出○膳部采女。令内膳司。膳部四十人。掌造御膳。○采女。禁秘鈔に。陪膳采女。尤可然事也。とあり○樂官。本に官を宮に誤る。倭名抄に。雅樂寮。宇多末比乃豆加佐。とあり。

庚午。皇太子率公卿百寮人等。適殯宮。而慟哭焉。梵衆隨而發哀。庚辰。

賜京師年自八十以上。及篤癯貧不能自存者絕縣。各有差。甲申。使直廣肆田中朝臣法麻呂。與追大貳守君苺田等。使於新羅。赴天皇喪。三月乙丑朔己卯。以投化高麗五十六人。居于常陸國。賦田受稟。使安生業。甲申。以華縵進于殯宮。此曰御蔭。是日。丹比真人麻呂誄之禮也。丙戌。以投化新羅人十四人。居于下毛野國。賦田受稟。使安生業。

庚午。五日なり○篤癯の訓。ヤマヒヒトはこどもなし。アツヒト。一本にアツコヒトとあり。四年紀にも。しか雄略紀にアツエと訓り。言義は詳ならず○不能自存者云々。戸令。年八十及篤疾。給侍一人。又云。貧窮老疾。不能自存者。令近親收養○甲申は。十九日なり○田中朝臣法麻呂。三年八月に。伊豫總領とあり。續紀文武三年に。直大肆とあり。卒年見えす○守君。天智紀に出○使於新羅。通證に。考上下文。使當作遣と云り。新羅は神文王の七年なり。但し北野本には。この使字なし○己卯は。十五日なり○高麗の下。京極本人字あり○賦田受稟。字書に賦給與也。稟賜穀也とあり。さて正字通に。稟俗稟字とあり。水戸本には。受を授に作りり○甲申は。二十日なり○華縵。孝謙紀天平勝寶七年に

出。考證。花縵縵即鬢字。見天平十九年五月考證。慧琳音義云。花鬢西國人嚴身之具也。梵語云麼羅。此譯爲花鬢とあり。本に縵を漫に作る。今秘閣本及下文に據て縵に改む。或人云。是を華鬢。又華蔓など書て。ケマンと云り。佛より出たり。圖書式最勝會佛器中に。花蔓代三十枚と見えたりと云り。けまむの事は。中古の物語書にも。あまた見えたり。今按に。此もの御蔭と稱するを思へは。佛家に云へる華鬢にはあらし。ハナカツラと訓へし。内藏寮式に。大神祭に忍冬花鬢。萬葉に。柳の鬢。櫻花の鬢。早稻穗鬢あり。又百合花鬢を客に贈る歌あり。後撰集に。鬢料に菊花を人に乞ふ文あり。これらみな花鬢なる證なり。こゝなるも。時の花を以。麗しく作りなせる縵を。進りしなるへし。なほ次に云○御蔭。鬢を蔭と云ること。大嘗祭式に。親王以下女孺以上。皆日蔭鬢。萬葉十九。新嘗會時歌。足日木乃。夜麻之多日影。可豆良家流。宇倍爾也左良爾。梅乎之奴波牟。とある日蔭は。御蔭と同じ。皆鬢を蔭と謂ふ例なり。日も御も美稱なり。なほ神賀詞に。天之美賀秘は氣また冠利天。播磨風土記。飾磨郡安相里條。品太天皇。於但馬一巡行之時。緣道不撤御冠。故號陰山前。又神崎郡陰山里條。品太天皇御蔭墮此山。故曰陰山云々。此御蔭即御鬢なるへし。神賀詞に云るは。伊都幣を鬢として。天之御冠とは云しなるへ。とあるにていよゝ慥かなり。また萬葉二。天智天皇崩御之時。倭姬太后御歌に。人者縱念息登母。玉縵影爾所見牟。不所忘鴨。とあるは。思ふに天智帝殯宮に。華縵を進れる華縵を美て。玉縵と云るなり。事なりしを。即て天皇の御影によそへて。詠給へるにもあるへし。これらの事を以て。華鬢の佛器に非ることを知るへし○誄之禮也。殯宮に華縵を進りて誄するは。上古の式と見えたり。故に禮也とは書るな

り○丙戌。二十二日なり○新羅人。中臣本に人字なし。

夏四月甲午朔癸卯。筑紫大宰。献_ニ投化新羅僧尼。及百姓男女二十一人。居_ニ于武藏國。賦_レ田受_レ稟。使_レ安_ニ生業。五月甲子朔乙酉。皇太子率_ニ公卿百寮人等。適_ニ殯宮。而慟哭焉。於是隼人大隅阿多魁帥。各領_ニ已衆。互進誅焉。六月癸巳朔庚申。赦_ニ罪人。

癸卯は。十日なり○居于武藏國。下文四年紀。二月以_ニ歸化新羅韓奈麻許滿等十二人。居_ニ于武藏國。とあり。續紀。天平五年六月。武藏國埼玉郡。新羅人德師等。男女五十三人。依_レ請爲_ニ金姓。と云ことあり。金姓は新羅國姓なり。東國通鑑等に見えたり。今も朝鮮國に金姓なる人多し。萬葉に。大伴旅人卿資人に。金明軍と云人あるなど。此族なり。さて此後も。續紀寶字二年八月。歸化新羅僧三十二人。尼二人。男十九人。女二十一人。移_ニ武藏國閑地。於是始置_ニ新羅郡。焉。四年四月。置_ニ歸化新羅一百三十人於武藏國。などあり○乙酉。二十二日なり○庚申。二十八日なり。

秋七月癸亥朔甲子。詔曰。凡負債者。自_ニ乙酉年以前物。莫_レ收_レ利也。若既役_レ身者。不得_レ役_レ利。辛未。賞_ニ賜隼人大隅阿多魁帥等二百二十七

人。各有_レ差。八月壬辰朔丙申。嘗_ニ于殯宮。此日御_ニ青飯也。丁酉。京城耆老男女。皆臨_ニ慟哭於橋西。己未。天皇使_ニ直大肆藤原朝臣大嶋。直大肆黃書連大伴。請_ニ集_ニ二百龍象大德等於飛鳥寺。奉_ニ施_ニ袈裟人別一領。曰。此以_ニ天淳中原瀛真人天皇御服。所_ニ縫作也。詔詞酸刻。不可_ニ具陳。

甲子。二日なり○負債者。本に債を債に作る。今秘閣本。中臣本。通證引一本に據る。字書に。債責通とあり。令義解に。債負謂。徵_レ財曰債也。受_レ貸不_レ償曰負債也。とあり。言意は。物_ノ之代なり。物の代を贖はすして。我身に負へるを。モノ、カヒオヘルと云なり○乙酉年は。天武天皇十四年にて。三年前なり○利。通證に。利息也。故訓爲_ニ子代也。俗語得_レ利産_レ子。同稱_ニ末字久留。儲副儲蓄之意。而生産之道相同耳。と云り。コノシロの訓。此をおきてものに見えす○辛未。九日なり○各有差。本に各_下一字あり。衍なり。中臣本考本等になし。削るへし○丙申。五日なり○嘗は。奠に同じ。これを嘗_ニ新穀と云る注は非なり○御青飯。通證に。據_レ訓則雜_ニ鹿尾菜_ノ之飯歟。倭名抄。鹿尾菜和名比須木毛。古者清供專用_レ之。見_ニ物語草紙。と云れたれと然らず。重胤云。雜_ニ鹿尾菜_ノ之飯歟と注るは。然る事なから。今一にアヲキオモノとも訓來たれば。青飯なりしからに。其をヒシキの御物と云て。殯宮より外には。奉らざる物なりしか。但其製様の如きは。今知へからすと云り。さるは喪葬令集解に。古記を引て云

る。生目天皇の孽。圓目王の妻。伊賀比自支和氣之女か。殯殿の事を司れる事を云て。凡天皇崩時。比自支和氣等。到殯所。供奉其事云々。の事ありしによりて。この事。通釋十五の附録に全文を引て委云り。御世々々の殯宮に奉れる御飯を。比自支飯と名けられたるなるへし。此事は栗田寛も。葬禮私考に云ひおけり。○丁酉。六日なり。○己未。二十八日なり。類史施物僧下に。元年八月壬辰朔丙申とあれど。紀に丙申日施物の事なし。而るに己未の日奉施の事みゆ。干支の誤か。○龍象の訓。綏靖紀に出。智度論に。龍象言其力大。とあり。○大徳。釋氏要覽。大徳。智度論曰。梵語娑禮。秦言大徳云々。○奉施は。下文にも處々にあり。按に奉施は。佛語に因て其儘に書るものなるへし。施するを奉捨と云るも是か。訓は奉字に付たる非讀なり。○酸刻。本に刻を割に作る。今考本釋紀に據る。刻痛也割也とも。字書にあれど。なほ刻字なるへし。

九月壬戌朔庚午。設國忌齋於京師諸寺。辛未。設齋於殯宮。甲申。新羅遣王子金霜林。級浪金薩摩。及級浪金仁述。大舍蘇陽信等。奏請國政。且獻調賦。學問僧智隆附而至焉。筑紫大宰。便告天皇崩於霜林等。即日。霜林等皆著喪服。東向三拜。三發哭焉。冬十月辛卯朔壬子。皇太子率公

卿百寮人等。并諸國司國造。及百姓男女。始築大內陵。十二月辛卯朔庚子。以直廣參路真人迹見。爲饗新羅客。勅使。是年也太歲丁亥。

庚午は。九日なり。○國忌。令本注に。國忌謂先皇崩日。依別式。合廢務者。とあり。天武帝前年九月九日に崩。則是周忌齋會也。これを中古の文に。はての日。はての事など云り。歌に。何をか今日をばてとはいふらむ。などもよみて。最終の義なり。○辛未。十日なり。○設齋於殯宮。萬葉二に。此時天皇の御歌を載せて。八年九月九日。奉爲御齋會之夜。夢裏習賜御歌。明日香能。清御原乃宮爾。天下所知食之。八隅知之。吾大王。高照。日之皇子。何方爾。所念食可。神風乃。伊勢能國者。與津藻毛。靡足波爾。鹽氣能味。香乎禮流國爾。味凝。文爾乏寸。高照日之御子。とあり。習賜は誦賜かと云り。さては何となく。天皇の夢裏に。誦へ賜へる御歌の義となるへし。又或説には。本のまゝにて。ナラヒタマフと訓へしとも云り。さらば一句々々に。御つともしり習ひ給ひて。一歌と成れるを云か。さためかたし。さて此御歌の解は已に云り。○甲申。二十三日なり。○大內陵。下に註す。○庚子。十日なり。○新羅客勅使。本に客字なし。今考本集解に據る。○太歲丁亥。年代紀を考るに。此歲唐中宗嗣聖四年に當れり。

二年春正月庚辛朔。皇太子率公卿百寮人等。適殯宮而慟哭焉。辛酉。梵衆發哀於殯宮。丁卯。設無遮大會於藥師寺。壬午。以天皇崩。奉宣

新羅金霜林等。金霜林等。乃三發哭。二月庚寅朔辛卯。大宰獻新羅調賦。金銀。絹布。皮。銅鐵之類。十餘物。并別所獻。佛像。種々。彩絹。鳥馬之類。十餘種。及霜林所獻。金銀。彩色。種々。珍異之物。并八十餘物。己亥。饗霜林等於筑紫館。賜物各有差。乙巳詔曰。自今以後。每取國忌日。要須齋也。戊午。霜林等罷歸。三月己未朔己卯。以華縵進于殯宮。藤原朝臣大島誄焉。夏五月戊午朔乙丑。以百濟敬須德那利。移甲斐國。六月戊子朔戊戌。詔令天下繫囚極刑。減本罪一等。輕繫皆赦除之。其令天下皆半入今年調賦。

春正月。本に春字なし。今中臣本考本に據る。○慟哭。通證に。以上與元年同文。蓋先皇在殯未葬。皇太子居喪行禮。故元旦必哭於殯宮。至此三年矣。是孝之至也。とあり。○辛酉。二日なり。○丁卯。八日なり。○壬午。二十三日也。○辛卯。二日なり。○己亥。十日なり。○乙巳。十六日なり。○自今以後云々。信友云。伊呂波字類抄に。本朝事始を引て。此間に當りて近代天皇崩日。爲中國忌上の十一字あれば。この文をも補へしと云り。そはいかにもあれ。右の文にて此文意は明らかし。 しかるに通證に。或曰。天武國忌爲九月九日。而今二月有之此勅。

則取毎月九日。爲國忌。歟。世所謂月忌。蓋出于此也。と云り。是。或曰は謬なり。此は九月九日を國忌と爲を指すなり。其を此二月に勅ありて。定め給ふにこそあれ。月忌などの事にはあらず。さて年忌月忌など云ふ事。古代になし。但し十三年忌と云ふ事。國俗に出で。元享釋書に出たれど。それもたしかに其始を詳にせざれば。知りかたし。こゝはさる後世の年忌月忌などを以ては見るへからず。 ○戊午。二十九日なり。○己卯。二十二日なり。○華縵。既に云ることく。これも三月にて花の頃なれば。時の櫻花にて作れる縵なり。佛器の作り華鬘にあらざる事知へし。○夏五月。本に夏字なし。今京極本考本に據る。○輕繫。本の訓は誤あり。古本の訓にトラヘヒトノカロキハとあり。改むへし。

秋七月丁巳朔丁卯。大雩。旱也。丙子。命百濟沙門道藏。請雨。不崇朝。遍雨天下。八月丁亥朔丙申。嘗于殯宮。而慟哭焉。於是大伴宿禰安麻呂誄焉。丁酉。命淨大肆伊勢王。奉宣葬儀。辛亥。耽羅王遣佐平加羅。來獻方物。九月丙辰朔戊寅。饗耽羅佐平加羅等於筑紫館。賜物各有差。

丁卯。十一日なり。○丙子。二十日なり。○沙門道藏。天武紀十二年七月に出。續紀養老五年六月。詔曰。百濟沙門道藏。寔是法門領袖。釋道棟梁。年逾八十。氣力衰耄。非有束帛之施。豈稱養老之情。哉云々。とあり。○崇朝。詩傳。崇終也。從旦至食時。爲終朝。とあり。○丙申。十日なり。○嘗。古本に。ナメラヒタ

テマツル。とよめり。されとなほ。奠字の意に見てありぬへし。○丁酉。十一日なり。○奉宣葬儀。御喪葬の儀式に。奉仕らしむる事を宣ふなり。○辛亥。二十五日なり。○戊寅。二十三日なり。○佐平加羅。七年紀に耽羅王子佐平とあり。○筑紫館。萬葉十五に。至筑紫館。遙望本郷云々。太宰府にある館なり。冬十一月乙卯朔戊午。皇太子率公卿百寮人等。與諸蕃賓客。適殯宮。而慟哭焉。於是奉奠。奏楯節舞。諸臣各舉己先祖等所仕狀。遞進誄焉。己未。蝦夷百九十餘人。負荷調賦。而誄焉。乙丑。布勢朝臣御主人。大伴宿禰御行。遞進誄焉。直廣肆當麻真人智德。奉誄皇祖等之騰極次第。禮也。古云日嗣也。畢葬于大内陵。十二月乙酉朔丙申。饗蝦夷男女二百一十二人於飛鳥寺西槻下。仍授冠位。賜物各有差。

戊午。四日なり。○奉奠。奠をクマと訓るは。倭名鈔。輝米和名久萬之禰。離騷經注。輝。精米。所以享神也。とあり。按に久萬は。供米名なり。此なる奠は美計と讀へし。○楯節舞。兩訓ある中に。タ、フシと訓かた古かるへし。續紀には楯伏に作る。釋紀私記曰。師說今之吉士舞也。手以楯爲節度。故名。とあり。さらば伏は借字なり。職員令集解に。雅樂寮別記云。楯臥舞十八。五人土師宿禰。五人文忌寸等。

右著甲并持刀楯とあり。續紀寶字四年四月乙酉。盧舍那大佛像始開眼。是日行幸東大寺。天皇親率文武百官。設齋大會。其儀一同。元日。五位以上者。著禮服。六位以下者當色。請僧一萬。既而雅樂寮。及諸寺種々音樂。並咸來集。復有王臣諸氏。五節久米舞。楯伏踏歌。袍袴等歌舞。東西發聲。分庭而奏。所作歌舞。不可勝記云々。按に楯節舞。吉士舞は。一舞なること。私記に云へるかことくなるへし。これを大日本史禮樂志には。誤なりと云れたれど。たしかなる證なし。さて其二名ある所謂は。大嘗會又神事などに舞ふ方にては。吉士舞と唱へ。大葬又佛事などに舞ふ方にては。楯節舞と唱へしにはあらさるか。たしかには定めかたけれど。此紀また孝謙紀に見えたるにて。しか推量らるるなり。さてしか葬事に用ゐし方より。土師氏の人の。此舞に携はるること。は。なりもやしけん。文氏の事は。更に思ひよることなし。さて序に吉志舞のことを云へし。吉士舞。又吉士部樂と云。大嘗會に奏する樂なり。其初大嘗日に。始奏するによりて。又大嘗會舞とも號ふこと。吏部王記寶物集等に見えたり。記傳二十二云。吏部王記云。昔安陪氏先祖。勅令伐新羅有功。大嘗會日報命。因奏此舞。故相傳爲大嘗會舞云々と。北山抄。大嘗會儀。吉士舞の頭書にあり。此氏の先祖に。新羅を伐しめ給ひしは。天智紀に。前將軍後將軍云々。とある中の。阿倍比羅夫臣。其一人なり。また云く。吉志部は姓なり。姓氏錄攝津國皇別。吉志。難波忌寸同祖。大彥命之後也云々。此氏も阿倍氏の支別なるへし。吉師部と負へることは。本地名より出たるか。今も島吉士部村あり。是此氏の郷里なるへし。また吉士舞より出たるか。續紀十一に。攝津職奏吉士部樂とある是なり。と云れた

り。なほ大嘗會に。安倍氏吉士舞を奏せしこと。三代實錄。貞觀元年十一月十九日條に見えたり。○己未。五日なり。○遞進誅焉。本に焉字を脱せり。今釋紀に據る。○當麻真人智德。續紀三。從四位上當麻真人智德卒。とあり。○騰極次第は。御代御代の。日嗣知看し。天皇等の御次第より。當今天皇の相承給へるまでの御事までを。具に申して誅し奉れるなり。○葬于大内陵。諸陵式に。檜隈大内陵。飛鳥淨御原宮御宇天武天皇。在大和國高市郡。兆域東西五町。南北四町。陵戸五烟。大和志に。在五條野村西。俗呼圓山。又名東明寺家即此。岩窟廣大八尺許。深九尺許。内有雙石棺。とあり。然るに去にし比。方便智院藏する。古文殘闕に。御陵日記と稱するもの出て。此御陵の事を詳に載たるものあり。今其全文を出して載す。阿不幾乃山陵記。里號野口。□□□盜人亂入事。文曆二年三月廿日。廿□□兩夜入云々。件陵形八角。石壇一匝。一町許歟。五重也。此五重ノ峰。有森十余株。南面有石門。々前有石橋。此石門ヲ盜人等。纒人一身通許切開。御陵ノ内ニ。有内外陣。先外陣方。丈間許歟。皆馬腦也。天井高七尺許。此馬腦無繼目。一枚ヲ打覆。内陣ノ廣。南北一丈四五尺。東西一丈許。内陣有金銅妻戸。廣左右乃扉。各三尺五寸。七尺扉厚一寸五分。高六尺五寸。左右乃腋柱。廣四寸五分。厚四分。□クサ三寸。鼠走三寸。冠木廣四寸五分。厚四寸。已上金銅 扉乃金物六。内小四。三寸五分 大ニ。四寸許 已上形如蓮花。返花古不ノ形師子也。内陣三方。上下皆馬腦歟。朱塗也。御棺張物也。以布張之。入 朱塗長七尺。廣二尺五寸許。深二尺五寸也。御棺蓋木也。朱塗御棺床金銅。厚五分牙。許カ 上ヲ彫透。左右ニ八。尻頭ニ四。クリ□タ四。尻ニ 御骨管ハ普通

ヨリスコ 其色赤黒也。御脛骨長一尺六寸。肘長一尺四寸。御棺内ニ紅御衣ノ朽タル。少々在之。盜人取殘物等。被移寺内。石御帶一筋。其形以銀。兵庫クサリニシテ八種々玉飾之。石ニアリ。形如連錢。表手石長三寸。石色如水精。似玉帶。御枕以金銀珠玉飾之。似唐物。依難及言語。不注之。假令其形如鼓。金銅桶一。納一斗許歟。 居床。其形如禮盤。鏤少ニクリカタ一在之。又此外御念珠一連在之。三匝ノ尻珀御念珠ヲ。以銅ノ糸貫之。而多武峰法師取了。又彼御棺中ニ。銅カケ□ケニ在之。已上記如此。とあり。これ全文なり。盜人か御體を發掘して毀損し奉り。器物を散じたる狀。いともかじこく。申すに忍ひざる事ともなり。されど右の記にて。野口村なるか。眞の天皇の御陵たることは知られたり。記中阿不幾は。於布知の轉訛なるへし。右盜人發掘の事は。百練鈔に見えたり。其文に。嘉禎元年四月三日。即右に見えたる文 或云。去月二十日。三月二十日にて。右の記に合へり。 大和國高市郡。天武天皇御陵。爲群盜被穿鑿。搜取重寶。多是金銀之類。二年四月十五日庚午。爲實檢天武天皇御陵。被遣使。勅使左大弁爲經。諸陵頭惟宗盛能。率寮下申。因康平之例。不_レ及穢沙汰歟。とある。即此時の事なり。さて後に。この天皇を下に云。 ○丙申。十二日なり。○各有差。本に各字なし。今考本に據る。○類史を按に。蝦夷下に。十二月乙酉とあり。これは朔丙申の三字を脱したるものなるへし。乙酉の日のごとくしたるは誤なるへし。

三年己丑
三年春正月甲寅朔。天皇朝。萬國于前殿。乙卯。大學寮獻杖八十枚。

朝萬國于前殿。これは朝拜の儀にて。孝德紀即祚の時の文に。百官臣連國造伴造。百八十部。羅列匝拜。とある。同義なり。なほ其本は。古語拾遺に。神武天皇の御世なる。朝。四方。さて明年の處にも。四年春正月。皇后即天皇位云々。公卿百寮拜朝如元會儀。と見ゆ。同じ事なり。池邊真榛云。此三年のは。即位にはあらざる如くなれども。二年十二月に先帝の殯儀終りたれば。此時も登極の禮ありしならむを。四年に踐祚即位の大儀ありしに就て。此時のは。史に省かれたるなるへし。四年まで天璽受傳の儀なかりしにはあらすなん。と云れたるは。いかゞあらむ。されど此時も。四方國々に散在なる。臣連國造伴造を朝せしめ給ひて。朝拜の式を行はれしことはありしなり。前殿は。東京賦注に。前殿露寢也。又甘泉賦注。前殿正殿也。とあり。○乙卯。二日なり。公事根源。御杖上卯日。とあり。次に云。○獻杖八十枚。同書上卯日條に云。持統天皇三年正月の卯日。大學寮より是を奉る由。日本紀にあり。又仁壽二年正月に。諸衛府祝杖を獻して。精魅を逐ふと見えたり。是を以。惡鬼を拂ふ心ちなり。ツクモトコロ作物所より。すはまを造物にして。其上に岩ほの中に。御生氣の方の獸をつくりて。卯杖にあはしむ。たとへは。生氣東にあらは苑。南にあらは馬なるへし。臺盤所におかる。延喜式に。正月卯日。兵衛督以下。參て御杖を奏する儀あり。色々の木ともを。五尺三寸つゝにきりて。二束三束ににゆひて奉るを。御杖といふ由見えたり。とあり。この事。淳和紀天長七年正月。文德紀。仁壽二年正月。三年正月。清和紀天安三年正月等に見えたり。清和紀には剛卯杖とあり。剛卯は。漢書王莽傳に。正月剛卯。金刀之利。皆不得行。服虔注。剛卯以正月卯日一作佩之。長三寸。廣一寸四方。或用玉。或用金。或用桃。著革帶佩之。今

有玉者。銘。其一面曰。正月剛卯云々。などあり。色々木と云は。大舍人寮式に。凡正月七日節會云々。凡正月上卯日。供進御杖。其日質明頭將_二舍人_一。候_二承明門外_一。舍人叩_レ門曰。御杖進牟止大舍人寮官姓名。門候止申訖。掃部寮設_二案於中庭_一。頭以下舍人以上。各執_レ杖。分爲_二兩行_一。入至_二案下_一立。頭進奏曰云々。置_二案上_一畢。即退出。其杖會波木一束。比々良木。棗。牟保許。桃梅各六束。已上二燒椿十六束。皮椿四束。黒木八束。已上四中宮比々良木云々。但奉儀見東宮式拭細布四丈五尺。裏紙五百四十張。木綿六斤。木賊十五兩。十二月五日申省。左右兵衛府式に。凡正月上卯。督以下兵衛已上。各執_二御杖一束_一。次第參入立定。佐一人進奏。其詞曰云々。其御杖は。檣櫃。木瓜。比々良木。牟保許。黒木。桃。梅。椿木等なり。又これを卯槌とも云。江次第に。糸所進卯槌。藏人取之。結_二付畫御帳_一。懸_二角柱_一。副_二立細木_一爲_レ柱。槌末出五尺許。可_レ用_二桃木_一。又四方可_レ削。近代丸也失歟。などあるにて知るへし。

丙辰詔曰。務大肆陸奥國優嗜曇郡城養蝦夷脂利古男麻呂。與_二鐵折_一。請_レ別_二鬢髮_一爲_レ沙門。詔曰。麻呂等。少而閑雅寡_レ欲。遂至於此。蔬食持_レ戒。可_レ隨_二所請_一。出家修道。庚申。宴_レ公卿。賜_二袍袴_一。辛酉。遣_二新羅使人_一。田中朝臣法麻呂等。還_レ自新羅。壬戌。詔_レ出雲國司。上_レ送_二遭_一。值風浪。蕃人_上是

日。賜越蝦夷沙門道信。佛像一軀。灌頂幡。鍾。鉢。各一口。五色綵。各五疋。綿五屯。布一十端。鍬一十枚。鞍一具。筑紫大宰率粟田真人朝臣等。献隼人一百七十四人。并布五十常。牛皮六枚。鹿皮五十枚。戊辰。文武官人進薪。己巳。賜百官人等食。辛未。天皇幸吉野宮。甲戌。天皇至自吉野宮。

丙辰。三日なり。詔曰。二字衍なるへし。集解には刪れり。○務大肆の三字は。脂利古の上に在へし。集解には改めたり。○優嗜曇郡。或人云。倭名抄。出羽國置賜郡於伊太美。とあるこれなり。ウキタミと訓へしと云り。出羽もと陸奥國なればさも有へし。國造本紀に。浮田國造あり。天神本紀に。浮田物部とあるもこれなるへし。延佳云。今陸奥國宇多郡。按宇多見倭名鈔。蓋優嗜曇轉訛。と云るは非なるへし。○城養は。柵養と同じ。○男麻呂。脂利古男麻呂なり。○蔬食持戒。倭名鈔。菜蔬部。菜蔬。兼名苑注云。草可食曰菜蔬。和名上奈。下久佐比良。箋注云。説文。菜。草之可食者。逸周書大匡篇注。可食之菜曰蔬。とあり。俗に菌をもクサヒラレ食曰菜蔬。按説文無蔬字。古只作蔬。見禮記論語釋文。久佐比良。見空物語菊宴卷國讓下卷。と云へど。菌は太介なり。和名抄に。持戒は。梵網經。智度論。成實論等に見えたり。○庚申。七日なり。類史。七日節會部に出。さて大日本史云。七日節會。是歲至九年。必書。蓋為恒式とあり。○辛酉。八日なり。○遣新羅。本に遣字な

し。今集解に據て補ふ。○壬戌。九日なり。○上送は。三韓より日本へ返す使に付たる。蕃人なるに依て云なるへし。○鍾。京極本鐘に作る。○各五疋。本に疋を尺に作る。疋の誤なることしるければ。今改む。○大宰率。本に率字なし。今考本に據る。○戊辰。十五日なり。○己巳。十六日なり。○辛未。十八日なり。○甲戌。二十日なり。

二月甲申朔丙申。詔。筑紫防人。滿年限者替。己酉。以淨廣肆竹田王。直廣肆土師宿禰根麻呂。大宅朝臣麻呂。藤原朝臣史。務大肆當麻真人櫻井。穗積朝臣山守。中弔朝臣麻呂。巨勢朝臣多益須。大二輪朝臣安麻呂。爲判事。

丙申。十三日なり。○滿年限者替。軍防令。衛士防人還郷之日。並免國內上番。衛士一年。防人三年。義解謂。征人還郷之日。須相准免。假令經一年者。免一年。經二年者。免二年。經三年者。免三年。經四年者。免四年。類也。とあり。是にて。防人の防處に在て。三年にして交代せしことを知へし。○己酉。二十六日なり。○竹田王。天武紀に出。○直廣肆土師宿禰根麻呂。本に麻呂を鷹一字に作る。今京極本考本に據る。次なるも同じ。さて此人。續紀一には直廣參とあり。○大宅朝臣麻呂。此人も續紀に直廣參とあり。○藤原朝臣史。下には不比等とあり。フムヒトと訓るば非なり。この人の事は次々に出たり。續紀養老四年八月。右大臣正二位藤原朝臣不比等

薨。帝深悼惜焉。爲之廢朝。舉哀內寢。大臣近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也。十月就第宣詔。贈太政大臣正一位。又天平寶字四年八月勅曰。依太公故事。近江國十二郡。封爲淡海公。公卿補任。不比等一名史。母車持國子君之女。又曰。年六十二。諡曰文忠公。とあり。○當麻真人櫻井。續紀靈龜元年二月。從四位下當麻真人櫻井卒とあり。○穗積朝臣山守。續紀和銅五年正月。穗積朝臣山守授正五位下。○中臣朝臣麻呂。本に朝臣二字脱す。今中臣本考本に據る。臣麻呂は意美麻呂なり。上に出。○巨勢朝臣多益須。上に出。○大三輪朝臣安麻呂。續紀和銅七年正月。兵部卿從四位上大神朝臣安麻呂卒。懷風藻に。兵部卿從四位下に作る。○判事。通證に。令刑部省判事。大中少十人。此所謂判事者。恐總判決朝廷政事之職名也。下文太政官卿等之語。亦可證耳。とあり。考にも。後世の參議大辨の職なるへし。と云り。さることなり。

三月癸丑朔丙子。大赦天下。唯常赦所不免。不在赦例。夏四月癸未朔庚寅。以投化新羅人。居于下毛野。乙未。皇太子草壁皇子尊薨。

丙子。二十四日なり。○大赦常赦。通證に。有大赦常赦曲赦三等。文献通考。論宋制曰。其恩霈之及。有止於京城西京兩路一路。數州一州之地者。則謂之曲赦。又曰。唐詔書有云。常赦不原者。皆大赦。とあり。大赦は。常赦より一段重き罪をゆるすをいふ。常赦は常體の赦にして。天下一般なり。曲赦は

其國其所に限る赦也。非常大赦とは。罪不殘赦をいふ。○庚寅。八日なり。○乙未。十三日なり。○草壁皇子尊薨。この皇子。後御諡を日並知皇子尊と申し。また後に岡宮御宇天皇と申奉れり。それに就て信友か説に。そのかみ草壁皇子命は。なほ皇太子と稱しつゝも。まことは日嗣の君にておはし坐ける事の。おのつから知らるゝよしを證し云り。其説云。この皇子の命の御事を。萬葉集二に。日並皇子尊。並の下に知字脱たり。武鄉云。知字脱たるにはあらず。日並とも。日並知とも。兩様に申したるなり。この事につきては。外にも證あり。別に記せり。殯宮之時。梯本朝臣人麻呂作歌。并短歌。天地之。初時之。久堅之。天河原爾。八百萬。千萬神之。神集。集座而。神分。分時爾。天照。日女之命。天乎波。所知食登。葦原乃。水穗之國乎。天地之。依相之極。所知行。神之命等。天雲之。八重播別而。神下。座奉之。高照。日之皇子波。日之皇子は。日並皇子をさして申せるなり。其は此皇子は。御父天皇の皇太子に坐なから。天皇の崩後。いまたうけはりて。御位に即給はず。なほ皇太子と申て。御母皇太后そ。はよゆりとそさこえたる。すへて今こゝに擧る歌とも。みな其宮の舍人などの。歌とさこゆるを。この意を得てよみ味ふへし。飛鳥之。淨之宮爾。神隨。太布座而。天皇之。敷座國等。飛鳥の云々天皇とは。持統天皇をさして申せり。敷座國等とは。知看國とし。後の。うけはりて。御世知看事なり給。天原。石門乎開。神上。上座奴。これより皇太子の。うけはりて。御位に即。吾。王。皇子之命乃。天下。所知食世者。春花之。貴在等。望月乃。滿波之計武跡云々。反歌に。茜刺。日者。雖。照。烏玉之。夜渡。月之。隱良久惜毛。日者雖照は。皇太后の御世を知看せるを。諷たるなり。また此歌のさこ繼に。皇子尊宮。舍人等。慟傷作歌の中に。高光。我日皇子乃。萬代爾。國所知麻志。島宮婆毛。また。天地與。共。將終登。念。乍。奉仕之。情違奴。などみえたる歌をもて。當時の人の性情を。真心によみ出した

る。言辭のおもむきを。かへす。よくはらにあちはひて。皇子尊の御ありさまに及ほして。推量り奉るへし。かくて紀には。皇太后御位に即かせ給ひて後。天武天皇崩後の新御代を。立かへりて。此天皇の御世と定給ひ。草壁皇子は。御世の數には入れ奉られさりしにそあるへき。さて日並知皇子と稱す御名は。書紀には載られず。史には續紀に。文武天皇卷の首に。御父の御名に。日並知皇子尊と。始てみえ給へり。後に美稱奉られたる。御諡なるへし。この皇子。皇太子にておはしましけるに。父天皇の崩後。しかくの御ありさまにて。おはしますほとに。薨給ひければ。御母天皇。いといふかひなく。おもほしいりて。日嗣の並に。御世を知食したるに准へたる義にて。日並知と稱へて。御諡に奉られたるなるへし。知を斯とのみも云ふ例は。萬葉集に。八咫知とあり。さて紹運錄に。日並知と申を。一。名と注せるは疎なり。また此後岡宮御宇天皇と尊號を奉られたる事は。下に云ふへし。萬葉集に。輕皇子宿子安騎野一時云々。歌に。日雙斯皇子命乃云々。とよめり。輕皇子とは。文武天皇の御事なり。此天皇。いまた御世知看さくりけるころ。御獵の時。從駕人の歌なり。輕皇子は。日並知皇子命の御子にておはしますに。此時其御父の現御名を。禮なく顯により奉るへきにあらず。後に美稱奉れる御諡なるから。尊ひてわざとよめりとそきこえたる。しかれば此御諡は。持統天皇の御世に。奉られたりし事明なり。紀に其事を載られざるは。洩らされたる。そもく。此皇太子命。うけはりて。即位の禮をは行はせ給はさりつれと。もとより皇太子に立ておはしましたりければ。父天皇崩給へる後は。おのつから天つ日嗣を受給ひて。天皇に坐ますへき義なり。即位の禮を行ひ給ふは。たゞ其儀式にこそはあれ。其あ

りなごにかはらす。一日も御位を嗣給ひたらんには。御代の列に。もれ給へき義理あるへからず。故其をいふかひなく。かなしくおもほしいり給ひて。天下未レ稱天皇と。御詔舉し給ひて。岡宮御宇天皇と。尊號を奉り給へるにて。いと義理ある御事なるへし。此御世より前。文武天皇の御世。慶雲四年四月庚辰。以日並知皇子命薨日。始入國忌。と續紀に見えたり。其は續紀の大炊天皇卷。天平寶字六年六月庚戌。孝謙天皇讓位給へる後の詔に。朕御祖。大皇后乃御命以互。朕爾告之久。岡宮御宇天皇乃日繼波。加久互絶奈牟止爲。女子能繼爾波在止母。欲令嗣止宣互。此政行給岐。加久爲互。今帝乎立互云々。と詔へるをもて。畏けれど。おはかり奉るへし。さるはよのつねにては。岡宮御宇天皇の御後。また御末など詔ふへきを。日繼としも詔へるを。既の勅に。天下未レ稱天皇とて。尊號を奉り給へるにも。おもひあはせ奉るに。聖武天皇の叡慮に。此皇子尊の。日嗣にておはしましける趣を顯はし給ひ。すなはち其御後をもて。日嗣とし給はむと。おもほしめしたりしこと著し。故こゝを以。孝謙天皇。まめやかに御父天皇の叡慮を繼給ひて。皇子尊の。日嗣に坐ませりし事を顯はし。尊號奉らるへき由を。もはら事執り給ひけるに合せて。行ひ給ひたるにそあるへき。かくて又同紀に。其尊號奉られたる。同じ八月の甲子詔に。自乃祖近江大津宮内大臣以來。世有明德。翼輔皇室。君歷三十帝。年殆一百云々。と詔たまへる十帝とは。天智天皇より。岡宮御宇天皇を計へて。大炊天皇の御みつからまでの御代數なり。書紀續紀に載られたるをばしめ。いつれの書に記せるも。此御世まで九帝にて。まされなし。年殆一百とは。天智天皇の御世の元年より。此年まで九十六年なるを。おほかたに詔へる文なり。しかれば此御世に

及ひて。日並知皇子命を。岡宮御宇天皇と稱して。更に皇代に備奉り給へるなること著し。さるはこれれももはら。孝謙天皇の叡旨によりて。行ひ給ひけん事。上に擧たる同天皇の詔に。岡宮御宇天皇日繼波云々と詔ひたるに。おもひ合せ奉らるゝなり。然るに孝謙天皇。大炊天皇の御位を廢し奉り。御身つから重祚し給ひけるか。まほならぬ御在狀にて。御世を盡させ玉ひける後。御世のさまの。いたく革れる事もありけるにあはせて。岡宮御宇天皇を。皇代に入奉らるゝ事をは。停められたりしなるへし。其後。皇代に入りて。さして其岡宮は。皇子の御座したりし宮號なり。其は大和高市郡飛鳥の地にて。舒明紀に。二年十月。遷都飛鳥岡傍。是謂岡本宮。とある同地にて。岡宮も同じ。飛鳥岡傍に在しなるへし。龍蓋寺。字を岡寺と稱て。今岡村といふ所にありとそ。其地のさまは。なほ國人に問ひ明らかむへし。東大寺要録に。龍蓋寺記を引て。義淵僧正か奇特ありて。生れたる事をいひて。天智天皇聞食之。與日並知皇子。共令移岡宮。遂以宮賜僧正。爲寺。號龍蓋寺。と見えたり。此岡宮をもて。尊號に係け奉られたるなり。此皇子の尊號を。神皇正統記。紹運錄。帝王編年記等に。長岡天皇と記せり。岡を長岡とも云へるによりて。然も稱しならひたるなるへし。萬葉集に。此皇子を倒奉れる歌によりて考れば。高市郡勾の地なる島宮にて。薨給へる由なり。其は天武紀の首に。御島宮と見えたる宮なるへし。但し其は。皇子の別宮なりしか。また岡宮。色葉字類抄に。岡寺。扶桑略曰。大炊天皇之時。越前國封五十戶施入之。と見えたり。扶桑略とは。扶桑略記を。かくも書る例なり。但し略記見本缺ありて。件の文見えず。と云れたるは。いと委しき考なり。なほ右の日嗣のことは。下文高市皇子薨の下にも。信友考を引て云り。引合せて考へし。さて紹運錄に。朱鳥四年四月薨とあるを。皇代記持統天皇三年薨云々とあるも。同じ年なり。また此皇子の陵は。式に眞弓丘陵。岡宮

御宇天皇。在高市郡。兆域東西二町。南北二町。陵戸六烟。とあり。即眞弓村なり。陵墓一隅鈔に。在越村戌亥方。俗稱御前家。一説。眞陵在眞弓村西。字王家。今屬森村。とあり。陵墓一隅鈔にも。森村とあり。かくて上にも引る。萬葉集二。日並皇子尊殯宮之時。柿本朝臣人麻呂作歌。また皇子尊宮舍人等。慟傷作歌とも。あまたある中に。由縁母無。眞弓乃崗爾。宮柱。太布座。また夢爾谷。不見在之物乎。鬱悒。宮出毛爲鹿。作日之隅回乎。作日は誤なるへし。また朝日氏流。佐太乃岡邊爾。群居乍。吾等哭涙。息時毛無。なごよめるは。みなこの御陵の邊に。殯宮を作りて。舍人等の仕奉りしさまなり。さらば此處を佐田の岡とも云りしなり。

壬寅。新羅遣級倉金道那等。奉吊瀛真人天皇喪。并上送學問僧明聰。觀智等。別獻金銅阿彌陀像。金銅觀世音菩薩像。大勢至菩薩像。各一軀。綵帛錦綾。甲辰。春日王薨。己酉詔。諸司仕丁。一月放假四日。五月癸丑朔甲戌。令土師宿禰根麻呂。詔新羅弔使級倉金道那等。曰。太政官卿等。奉勅奉宣。二年遣田中朝臣法麻呂等。相告大行天皇喪。時新羅言。新羅奉勅人者。元來用蘇判位。今將復爾。由是法麻呂等。不得奉宣。

赴告之詔。若言前事者。在昔難波宮治天下天皇崩時。遣巨勢稻持等告喪之日。翳倉金春秋奉勅。而言用蘇判奉勅。即違前事也。又於近江宮治天下天皇崩時。遣一吉倉金薩儒等奉弔。而今以級倉奉弔。亦違前事。又新羅元來奏云。我國自日本遠皇祖代。並舳不干檝奉仕之國。而今一艘。亦乖故典也。又奏云。自日本遠皇祖代。以清白心仕奉。而不惟竭忠。宣揚本職。而傷清白。詐求幸媚。是故調賦與別獻。並封以還之。然自我國家遠皇祖代。廣慈汝等之德。不可絕之。故彌勤彌謹。戰々兢兢。修其職任。奉遵法度者。天朝復益廣慈耳。汝道那等奉斯所勅。奉宣汝王。

壬寅。八日なり。瀛真人天皇の上。天淳中原の四字。脱しものならんも知かたし。さる御名もありしことは。既に云り。金銅觀世音。金銅二字北野本になし。各一軀。通證云。所謂三尊也。とあり。○甲辰。二十二日なり。○春日王。不詳。○放假四日。假寧令。凡在京諸司。每二六日。並給休假一日。とあり。仕丁

の假。准知へし。○甲戌。二十二日なり。○令土師。本に令を命に作る。今考本に據る。○太政官卿等云々。この詔詞。宣命文にてありしを。後に漢文に改めしものと見えたり。○奉宣。奉勅も奉宣も同じ事の様ながら。宣命の體より。かく重ねて記しなり。下に云。○二年。釋紀に當作元年と云り。この事。元年正月に出たれば。二年は誤なるへし。○法麻呂。本に麻呂を鷹一字に作る。今中臣本に據る。下同。○大行天皇。通證に。韋昭曰。大行者不反之辭也。天子崩未レ有レ諡。故稱大行とあり。今按に。諡の有無に拘はらず。皇國にては。先天皇と申すへきを。大行と稱し奉りしなるへし。○奉勅人。赴告の詔を奉りて。御喪を弔ひ奉る使人なり。○蘇判位。新羅の官なり。釋紀に。私記曰。蘇音匝。判音干。とあり。按に判を考本には判とあり。下も同じ。されは。もとは判とありしか如くなるへけれど。さては音干と書へき由なし。また三國史記に。亦作匝倉。又云蘇判。ともあれは。なほ本の如くにてあるへし。東國通鑑。新羅設官有二十七等。二曰匝倉。とある即是なり。されは三等の官なり。○將復爾。と訓へし。本の訓に。イマシヲカヘサウト思フ。とあるは甚しき誤なり。○難波宮。難波長柄豊崎宮なり。もしくは脱文にもあるへし。○巨勢稻持。欽明紀に出。此人孝德天皇の御喪を告に。新羅へ遣はされしこと。紀に洩たり。○翳倉。通證に。翳倉。東國通鑑不見。とあれども。これは彼國第一等の官に。伊倉とあるこれなり。伊と翳とは音通へり。伊倉また伊伐倉とも云。級伐倉を級倉と云るも同じ。金春秋は。大化三年に皇國に質たりし時。大阿倉たり。これ二等官なり。然るに孝德帝崩御の時。一等

官翳喰として。弔使に來れるなり。この事本紀には洩たり。しかるに集解に。按翳喰。蓋大阿喰。五曰大阿喰。と云れしは誤なり。○違前事とは。孝徳帝時に。翳喰金春秋。彼國の一等官を以。奉勅使と成れるを。三等官を以て。奉勅に仕奉れるが。前古實に違へりとなり○一吉喰。本に吉を告に誤れり。今秘閣本中臣本考本等に依る。通鑑に。七曰一吉喰とありて。七等官なり○級喰は。八曰級喰。又級喰。八等官なり○亦違前事は。天智帝時には。七等官を以て奉勅使と爲たるを。此般八等官を以て。弔使に遣し奉れるも。亦前事に違へりとなり○奉仕之國。神功紀に。常以八十船之調。貢于日本國○奉斯所勅奉宣汝王。とあるにて。始の所勅奉宣の意。明らかなり。

六月壬午朔。賜衣裳筑紫大宰府等。癸未。以皇子施基。直廣肆佐味朝臣宿那麻呂。羽田朝臣齊。齊。此云。牟五間。勤廣肆伊余部連馬飼。調忌寸老人。務大參大伴宿稱手拍。與巨勢朝臣多益須等。拜撰善言司。庚子。賜大唐續守言。薩弘恪等稻。各有差。辛丑。詔筑紫大宰粟田真人朝臣等。賜學問僧明聰觀智等爲送。新羅師友。絲各一百四十斤。乙巳。於筑紫小郡。設新羅吊使金道那等。賜物各有差。庚戌。班賜諸司令一部二十二卷。

大宰府等。本に府字脱たり。今考本類史に據る○癸未。二日なり○皇子施基。天智の皇子なるか。天武の皇子なるか。知かたし。施基と書るも。こゝに始てなり○宿那麻呂。天武紀に少麻呂とあり。本に麻呂を磨に作る。今中臣本に據る○羽田朝臣齊。續紀大寶元年六月。以正五位上波多朝臣牟胡間。任造藥師寺司とあり。さて齊を牟五間と訓る義。詳ならず○注齊字。本に脱せり。今集解に據る。秘閣本中臣本。五を吾に作る○伊余部連馬飼。懷風藻に。皇太子學士從五位下。伊與部馬養。續紀に。文武天皇四年六月勅。直廣肆伊余部連馬養云々。撰定律令。賜祿各有差。大寶元年八月。從五位下伊與部連馬養等。撰定律令。於是始成。大略以淨御原朝廷爲准正。仍賜祿有差。また大寶三年二月詔云々。從五位下伊余部連馬養之男。田六町。封百戶。其封戶止身。田傳一世とあり。次に云。姓氏錄右京神別。伊與部。高媚牟須比命三世孫。天辭代主命之後。また伊與部。火明命五世孫。武礪目命之後也。とあり。氏人は。續後紀十五。承和十二年二月。散位從四位下。善道朝臣眞貞卒。眞貞者。伊與部連家守之男也。弘仁五年上表。賜姓善道朝臣。與諸儒。修撰令義解。眞貞亦參其事とあり。令義解序には。善道宿禰に作れり。伊呂波字類抄に。伊與宿禰あるも。此族なるへし○調忌寸老人。懷風藻に。正五位下大學頭調忌寸老人。とあり。續紀。文武天皇四年六月。勅調伊美伎老人等。撰定律令。大寶元年八月。詔賜從五位下調忌寸老人。正五位上。以預撰律令也。また大寶三年二月詔。贈正五位上調忌寸老人之男。田十町。封百戶云々。などあり○大伴宿禰手拍。續紀和銅六年九月。造宮卿從四位下大伴宿禰手拍卒。とあり○撰善言司。通證に

今按。此蓋撰下集古今嘉言。可レ爲ニ龜鑑ニ者ト而奏聞之司也。とあるか如くなるへし○庚子。十九日なり○
續守言薩弘恪。二人唐書に洩たり○辛丑。二十日なり○筑紫大宰。本に筑紫二字脱たり。今中臣本に
據る○一百四十斤。斤は恐くは屯の誤なるへし○乙巳。二十三日なり○筑紫小郡。天武紀二年に。筑
紫大郡あり。そこに云へり○庚戌。二十九日なり○令一部二十二卷。これ天武紀十年二月に。勅する
所の令なり。類聚三代格なる。弘仁格序に。至天智天皇元年。制令二十二卷。世人所謂近江朝廷之令
也。とあるに就て。蒲生秀實か職官志に。蓋天智所制。至天武改定之者也。以ニ卷數同。可ニ參考。と云
れたる。さることなり。序云。令義解に。前令といふこと。しはく見えた
るは。大寶令を指て云るなり。この令にはあらず。

秋七月壬子朔。付賜陸奥蝦夷沙門自得所請金銅藥師佛像。觀世音菩
薩像。各一軀。鍾。娑羅。寶帳。香爐。幡等物。是日。新羅弔使金道那等罷歸。
丙寅。詔左右京職。及諸國司。築習射所。辛未。流偽兵衛河內國澁川
郡人柏原廣山于土左國。以追廣參。授捉偽兵衛廣山。兵衛生部連虎
甲戌。賜越蝦夷八釣魚等物。各有差。魚。此
云。鱸。八月辛巳朔壬午。百官會集
於神祇官。而奉宣天神地祇之事。甲申。天皇幸吉野宮。丙申。禁斷漁獵

於攝津國武庫海一千步内。紀伊國阿提郡那耆野二萬頃。伊賀國伊賀郡
身野二萬頃。置守護人。准河內國大鳥郡高脚海。丁酉。賞賜公卿。各
有差。辛丑。詔伊豫總領田中朝臣法麻呂等曰。讚吉國御城郡。所獲白
鷺。宜放養焉。癸卯觀射。

娑羅。通證に。倭名抄。唐韻云。鈔鑼銅器也。二音與沙羅同。俗云沙布羅。今時云沙波利。蓋轉語也。正
字通。鈔鑼築銅爲之。形如盆。大者聲揚。小者聲殺。樂書有銅鑼。自後魏宣武以後。有銅鈔沙羅。沙
羅即鈔鑼。とあり。箋注にも云ることあれども。あ
まりくたくしければ載さず。○丙寅。十五日なり○左右京職。令左京職右京職。大夫一
人。亮一人。大進一人。少進二人。大屬一人。少屬一人○習射所。通證に。射伊久佐。下文亦同。倭名抄。射
梁以久波止古路。世間云。阿無豆知。とあり○辛未。二十日なり○偽兵衛。偽をカスキと訓ることは。既
に繼體紀。捉の注に云り。さて兵衛は。軍防令に。國司簡郡司子弟。強幹便弓馬者。郡別一人貢之。
とあるを。國司の簡點を経す。詐偽を以て上り來りしものと見ゆ。されは偽とは云けん。と或人云り。
さることなるへし○柏原。姓氏錄左京神別。柏原連。伊香我色乎命之後。とあり。この族なるへし○生部
連。系詳ならず。姓氏錄に載せず。皇極紀に大生部氏あり。同姓ならんか。氏人は。續紀天應元年に。
外從五位下。生部直清刀自。後紀。延曆二十四年七月。常陸國人。生部連廣成あり。按に。和名抄。常陸國行方
郡に大生あり。考へし。○

甲戌。二十三日なり。○物各有差。本に物字なし。集解所引一本に據る。○八月の上。本に秋字あるは衍なり。考本に據て削る。○壬午。二日なり。○百官會集云々は。如何なる故とも知かたし。もしくは此天皇敬神の御心に篤く。かつ先帝の御志を繼坐して。天神地祇の古傳説に。虚偽等の交り加らんことを。畏み給ふか餘に。其正實の御旨を。宣聞せしめ給ひしなにもあるへし。さもあらは。いともく貴き御事なりかし。かゝる事は。御世々々にもあらまほしき御政なり。○甲申は。四日なり。○丙申は。十六日なり。○武庫海。和名抄攝津國武庫郡武庫。○阿提郡那耆野。續紀。大寶三年五月に。紀伊國阿提。飯高。牟婁三郡。天平三年五月。阿氏郡など見ゆ。類史。大同元年七月。改紀伊國安禰郡。爲在田郡。以詞涉。天皇諱也。とあり。平城天皇の御諱安殿と申を避たるなり。丹生大明神告門に。告門は祝詞なり。安梨諱夏瀬丹生。忌杖刺給。とあり。此文はいと古きを。梨字疑はし。こゝに栗田寛云。この安梨諱は。郡名の安梨なるを。後人の梨の字を副たるなるへし。大同元年に。爲在田郡とある。在田の字によりて。安梨諱とせしものなりと云り。さることなり。足水家所藏文書に。弘仁七年七月八日。太政官符に。右の紀伊國伊都郡高野山の四至の事を云て。南高山。當河南長峰。南阿手河。南長峰也。とあり。那耆野は。倭名鈔紀伊國在田郡奈郷あり。これか。郷は誤なるへし。○伊賀郡身野。記に。師木津日子命者。伊賀二野之稻置之祖。とあり。○河内國大鳥郡高脚海。大鳥郡今和泉國に屬せり。今も高師濱と云。式和泉國大鳥郡高石神社。古今集。貫之。おきつ波たかしのはまのはまゝつの。名にこそ君をまちわたりつれ。とよめる高師の濱も

こゝなり。今も濱松あり。○丁酉。十七日なり。○辛丑。二十一日なり。○伊豫總領。五年紀には伊與國司とあり。總領のことは天武紀に云り。これ當時國司。大國に宰として。數國を兼知するを云て。其餘は直に守と云しなり。伊豫總領は。四國の管領なり。○讚吉國御城郡。倭名抄に三木郡とあり。○癸卯。二十三日なり。

閏八月辛亥朔庚申。詔諸國司曰。今冬戶籍可造。宜限九月。糺捉淨浪。其兵士者。每於一國。四分而點其一。令習武事。丁丑。以淨廣肆河內王。爲筑紫大宰帥。授兵仗。及賜物。以直廣壹。授直廣貳丹比真人島。增封一百戶。通前。九月庚辰朔己丑。遣直廣參石上朝臣麻呂。直廣肆石川朝臣虫名等於筑紫。給送位記。且監新城。

庚申。十日なり。○糺捉淨浪。天智紀九年條と併考へし。捕亡令に。凡糺捉盜賊。義解謂。糺告及捕捉。とあり。○四分而點其一。この兵制は。大寶令制の時も同じ。續紀天平四年八月詔。四道兵士。依令差點。滿四分之一云々。とあるにて明らけし。然るに通證に。軍防令の文を引て云る説。また頼襲か日本外史序論に。邊要之國。諸郡皆有軍團。三分一國之丁。而取其一。と云るは非なり。いかに心得誤りてか。

しかは書たりけむ。若くは軍防令に。凡兵士簡點之次。皆令比近團割。不得隔越。其應點入軍者。同戸之内。毎三丁取一丁。とある文を。誤解したるにか。これは此處の義解に。此爲多丁之戸立文。若戸内少丁者。亦須通取他戸。即一國之丁。總爲三分。取其一分之義。其爲分之法云々。とあるか如く。多丁の戸の爲に立たる文にて。假令は同戸の内に。丁に立つべきもの三人あらは。其一人を取れと云義にて。天下一般の兵士を取る文にはあらず。一般のことは。持統紀の此の文と。聖武紀天平四年の文に。差點四分之一とあれば。動くへからず。かゝることを書にしろして。數多の人を誤る。いと無頼アキキことなり。如關社話 ○令習武事。職員令に。諸國軍團。大毅一人。掌檢校兵士。充備戎具。調習兵馬。簡閱陳列事。などあり。○丁丑。二十七日なり。○増封一百戸通前。集解に。按脱戸數。五年紀曰。増封二百戸。通前五百戸。とあり。按に此以前の封二百戸ありしなるへし。さて此時二百戸になれるならん。○己丑。十日なり。○石上朝臣麻呂。下文には物部とあり。この事既に云り。麻呂。本に鷹一字に作れり。中臣本に據る。○給送位記。これ位記のものに見えたる始なり。位記は。令に式部省の職掌にて。其書式は公式令に見えたり。さて推古天皇以來は。冠に品位ありし故に。殊更に位記をは給はさりし。これもとより然あるべきことなり。然るに天武天皇の十一年に。既に位冠をは。莫著と定め給ひしかは。其時こそ。はじめて位記の制あるへきに。未其事見えす。おもふになほ冠をは賜ひしものか。疑かはし。この事そこにも云り。なほ次に云事あり。 さて其後冠を賜ふことを停めて。位記を給ふこととなりしは。いつの時より

の事なりけん。色葉字類抄爲部。位記注云。本朝事始云。持統天皇三年十一月。始位記。とあるは。ことと異なり。恐くは誤なるへし。始字も疑はし。なほ始は。此より前にあるへく。おもほえたり。 ことに給送位記とあるは。太宰府の官人に賜ひしなり。太宰府は道遠ければ。冠を賜ふに便あしければ。まつ位記を賜ひおきて。さて京に參出たらむ時に。まことの冠をは賜はむとの御事にや。かくて明る五年二月紀に。授官人位記とあるをみれば。この時にはなへての官人に賜ひし始にやありけん。されとなほ疑はしきことあり。そは續紀大寶元年三月に至り。親王以下の階を定め給ひて。始停賜冠。易以位記。語在年代曆とある文なり。此に據らば。なほ此時まで。なへては冠をは賜ひしかことし。五年二月なるは。通證引る一本。また秘閣本に官人とあれど。本に宮人とあるによらば。男の官人にはあらて。宮人の位記のことなるへくおほゆ。さらては大寶元年の文と。齟齬せるをいかにせむ。これらなほよく考へき事なりかし。さてかく冠に易へて。位記を賜ひし後も。叙爵と云を。かうむりたまはると書けるは。古の遺れるなりけり。○且監新城。或人云。三代實錄十二。太宰府司。於城山四王院。轉讀金剛般若經云々。とある地にて。太宰府より。筑後に越る所の山なりと云り。なほ考へし。

冬十月庚戌朔。庚申。天皇幸高安城。辛未。直廣肆下毛野朝臣子麻呂奏。欲免奴婢陸佰口。奏可。十一月己卯朔丙戌。於市中褒美追廣貳高田首石成之閑。於三兵賜物。十二月己酉朔丙辰。禁斷雙六。

庚申は。十一日なり○辛未。二十二日なり○下毛野朝臣。續紀。和銅二年十二月。式部卿大將軍正四位下。下毛野朝臣古麻呂卒。また天平實字二年十二月。太政官奏曰。旌功錫命。聖典攸重。褒善行封。明王所務。我天下也。乙巳以來。人々立功。各得封賞。但大上中下。雖載令條。功田記文或落其品。今故比校昔令。議定其品。正四位下下毛野朝臣古麻呂。大寶二年修律令。功田各十町。下功合傳其子。と云ことあり○奏欲免奴婢。此時子麻呂。令に所謂。官奴司等の官人などにて。かくは奏せしものか○十一月己卯朔。本に卯を丑に誤れり。今中臣本京極本に據る○丙戌は。八日なり○於市中。本に市中を倒せり。今考本類史に據る。さて故に市中にて褒美給へるは。石成か名譽を。人に知らしめむためか。はた故あるか○高田首。天武紀に出○三兵。通證に。今按。以矛戟弓劍戈。爲五兵。則三兵。是弓劍槍也。と云り○丙辰。八日なり○雙六。延喜彈正式。雙六者。不_レ論_二高下_一。一切禁斷。倭名抄。兼名苑云。雙六一名六采。今按。彈字是也。俗云。須久呂久。箋注云。按大和物語所云。波久衣字。即彈突之轉。即謂雙六也。故源君謂雙六爲。彈突。是也云々。須久呂久。見後撰集雜戀歌。持統紀訓同。源氏物語云。須古呂久。今俗亦云爾。皆雙六字音之訛也。このもの事。箋注にいと委しけれと。今略けり。本書に就て見へし。古くは萬葉十六。詠雙六頭_一歌。一二之。目耳不有。五六三四倍有。雙六乃佐叙。などあり。守部云。古へ雙六の行はれつること。は。堪囊抄曰。聖武天皇曲水宴時。詩を作らざる者には。五位已上に雙六局を給ひて。賭には錢三千貫を被_レ下といへり。とあり。此御時。既に禁制最中なりけれと。かくの如し。此後中古となりても。蜻蛉日記上。こころは節きこしめすへしとて。いみしくさわく云々。すくろくうたんといへは。よか

なり。物見つくのひにと女うちぬ。よろこひて。さるへきまの事ともしつ云々。枕冊子に。つれくなるもの。うまおりぬ雙六。又かたきのさいをこひて。とみにもいれねは。筒を盤のうへにたてと云々。此外いと多く見えたり。と云り。なほ多けれと。これもはふけり。この物の原始のことなど。さのみ要なければなり

四年春正月戊寅朔。物部麻呂朝臣樹大盾。神祇伯中臣大島朝臣。讀天神壽詞。畢。忌部宿禰色夫知。奉上神璽劍鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮羅列。匝拜。而拍手焉。

大盾。推古紀に云り。儀式に盾を立ること。舊事紀神武御世の條に。宇麻志麻治命。率_二内物部_一。乃豎_二矛楯_一。嚴增_二威儀_一也。道臣命。帥_二來目部_一。護_二衛宮門_一。掌_二其開闔_一矣。竝令_二四方之國_一。以觀_二天位之貴_一。亦俾_二率土之民_一。以示_二朝廷之重_一者。などあり。物部氏にて。此事に仕奉れるは。右の文をはしめとして。世々に絶えず。これより後の書には。續紀九。聖武紀神龜元年十月大嘗云々。從五位下石上朝臣勝男。石上朝臣乙鷹。從六位上石上朝臣諸男。從七位上榎井朝臣大島等。率_二内物部_一。立_二神楯於齋宮南北二門_一。光仁紀にも。行_二大嘗之事_一。石上朝臣某。榎井某。立_二神楯梓_一。大伴宿禰某。佐伯宿禰某。開_レ門。とあり。大嘗にはこれを神楯と云。大嘗祭儀に。令兵庫寮。作_二大嘗宮南北門_一。神楯四枚。戟八竿云々。楯注に。各長

一丈二尺。上廣三尺九寸。中廣四尺七寸。下廣四尺四寸五分。厚二寸。丹波國楯縫氏作之。大嘗祭儀式具釋に。神楯は長三尺はかり。廣一尺二寸許。頭は鉄たる如くにて。尖りたる所三つはかり出る。裏の方に執手あり。表裏共に黒漆なり云々。是は後に革たる状を記せるなり。大嘗祭式に。諸司陳威儀物。諸衛立仗。如三元

日儀。石上榎井二氏。各二人。皆朝服。率内物部四十人。立大嘗宮南北門神楯。訖。即分就左右楯下胡床。伴佐伯各二人。分就南門左右外掖胡床。待時開門云々。○中臣大島朝臣讀天神壽詞畢。中臣上文に藤原に作れり。この事も既に云り。本に畢を界に誤る。今中臣本活字本に據る。或本に。俾に作れるありと云り。されど。已はさる本

見ねは定かたし。舊事紀神武條に。天兒屋命兒。天種子命。奏神代古事。天神壽辭也。神祇令。凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。義解謂。以神代之古事。爲萬壽之實詞也。とあり。この天神壽詞といふもの全文。台記別記。康治元年十一月大嘗會記に出たり。いと古文なり。○忌部宿禰色夫知。天智紀に色弗とあり。即

忌部宿禰子首の弟なり。續紀二に。正五位上忌部宿禰色布知卒。詔贈從四位上。とあり。○奉上神璽鏡。鏡は。神璽之鏡鏡の義なり。この神璽を勾璽なりと云る説は非なり。舊事紀に。天富命率諸忌部。捧天璽鏡。奉安正殿。古語拾遺に。日臣命帥來目部。衛護宮門。掌其開闔。饒速日命。帥内物部。造備矛楯。其物既備。天富命率

諸齋部。捧持天璽鏡。奉安正殿。並懸瓊玉。陳其幣物。殿祭祝詞。次祭宮門。然後物部乃立矛盾。大伴來目建。仗開門。令朝四方之國。以觀天位之貴。大嘗祭式に。辰日。車駕臨豐樂院。神祇官中臣執賢木。副笏。跪奏天神之壽辭。忌部入奏神璽之鏡。大殿祭祝詞に。天津璽乃鏡。捧持賜豆。言壽宣志久。神祇令に。凡踐祚之日。中臣奏天神之壽辭。忌部上神璽之鏡。義解謂。此即以鏡稱璽。

集解に。釋云。神璽鏡也。とあるなど。これ其證の著明き物なり。ここに或人云。即位の大禮には。三種なから上りしを。此に鏡のみあるは。略したるなり。

と云れたるは。押當の説也。大禮に三種を奉りしこと見えす。勾璽は。天皇の御身に副坐す護身の御璽にて。臣下の預るべき御物にあらず。璽は。臣下の捧げて。大禮の御儀式に。飭り奉りしこと。上代よりの古實なることば。諸書に見えたるか如し。北山抄大嘗會の裏書に。近例。左右次將各一人。執璽。候前後。と見えたるは。璽の二種を以。近例と云るにはあらず。上代には忌部氏に奉られる古實なりしを。近例は。左右の次將の。執て奉りしことと云るを云る文なり。思ひまかふへからず。さて右の壽詞を奏すること。及鏡を上れる事は。上に見えたる如く。令以前には即位の日に在ることなりしか。貞觀

儀式以後には。大嘗の辰日の儀となれりと。荷田翁の云れし説を。通證にも引て云れたる。これ古代と後代と異なる所なり。なほこの事壺井義知か説にも。按するに。後世此事大嘗會の時に行はるるか。其大嘗は即位の大禮なればなり。なほ後世に至りて。忌部の鏡を奉ることも絶たり。北山抄曰。神璽の鏡を奉ると云々。寛式云。天長以來此事停止。また清凉抄に云く。近代此神璽を給はらず。只

其詞を奏す者。而して寛平以後の記文。忌部總て參せずとあり。といへり。なほ釋云。壽詞神代之古事也。又跡云。奏壽詞。上三鏡並鏡。至十一月。爲大嘗耳。鏡以一物。永奏數帝耳。但奏壽詞。在踐祚耳。とあり。○皇后即天皇位。本に后字脱したり。今中臣本考本に據る。○匝拜而拍手。拍手ことは。上代よりの禮にして。其もと。樂しく歡ふ心より拍ことにて。心の秀の外表に顯はるさまなり。踐

祚大嘗祭式に。五位以上。共起就中庭版位。跪。拍手四度。々別八遍。神語所謂八開手是也。皇太子先拍手而退。次五位以上拍手。六位以下相承拍手。亦如之。訖退出。稱德紀。大嘗會。是日諸侶進退。無復法

門之趣。拍手歡喜。一同俗人。類史。延曆十八年春正月丙午朔。皇帝御大極殿。受朝。文武官九品以

上。蕃客等。各陪位。減四拜。爲三拜。不拍手。以有渤海國使也。なほ諸書にまた出たり。本居翁云。土佐日記歌に。追風の吹ぬる時は行舟も。ほて打てこそうれしかりけれ。悦びて手拍ことを。船の帆手に云ひかけたり。なごある。みな楽しく歡ふころより拍なり。また物を受取て。拍ことあり。これは自物を得てよろこふにはあらず。たゞ物を受取て拍なり。但しこれらも。本は其事を爲畢て。歡ふ意より出たるにやあらん。又本より拜むにも。拍、禮事にや。と云り。さて手を拍數のことは。上に引る大嘗祭式に。拍手四度。々別八遍。神語所謂八開手是也。と見え。大神宮式に。再拜兩段。短拍手兩段。膝退。再拜兩段一拜。大神宮儀式帳に。四段拜奉。短手二段拍。一段拜。又更四段拜奉。短手二段拍。一段拜奉。また四度拜奉。手四段拍。又後四度拜奉。手四段拍。また四段拜奉。八開手拍。短手一段拍。即一段拜。など見えたり。この八開手。短手。また後手と云ことある等のことは。荒木田經雅神主の説なりとて。玉勝間に引れたり。本書に就て見るへし。

己卯。公卿百寮拜朝。如元會儀。丹比島真人。與布勢御主人朝臣。奏賀騰極。庚辰。宴公卿於內裏。甲申。宴公卿於內裏。仍賜衣裳。壬辰。百寮進薪。甲午。大赦天下。唯常赦所不免。不在赦例。賜有位人爵一級。鰥寡孤獨篤癯。貧不能自存者。賜稻蠲復調役。丁酉。以解部一百

人。併刑部省。庚子。班幣於畿內天神地祇。及增神戸田地。

己卯。二日なり。○丹比島真人。今年七月右大臣となれり。十年十月。哀致事。賜正廣參。云々。此後。文武四年八月。右大臣より左大臣になりしこと。扶桑略記に見えたり。續紀二に。大寶元年七月。左大臣正二位多治比真人島薨。大臣宣化天皇之玄孫。多治比王之子也。とあり。なほ下に云。○布勢御主人朝臣。十年紀に。正廣肆大納言阿部朝臣御主人。とあり。續紀大寶二年閏四月。右大臣從二位阿倍御主人朝臣薨。公卿補任に。年六十九。布勢朝臣麻呂古之男。とあり。○奏賀騰極。通證に。考三十年紀。兩人當時爲諸臣之首。故奏之。とあり。○庚辰。三日なり。○甲申。七日なり。此一條七字。秘閣本中臣本になし。○壬辰。十五日なり。○甲午。十七日なり。○鰥寡。令義解謂。六十一以上而無妻爲鰥也。五十以上而無夫爲寡也。○篤癯。訓上に出。○蠲復調役。賦役令。凡應免課役者。皆待蠲符至。然後注免。とあり。○丁酉。二十日なり。○解部。令刑部省。大解部十人。掌問窮爭訟。中解部二十人。掌同大解部。少解部三十人。掌同中解部。とあり。按に解は和解の義か。さらば争訟を和解するを以て。名つけたるなるへし。又は訴人の意の鬱滯を。辨解するの義にもあるへし。○併刑部省。本に併を拜に作る。今類史に據る。同書考異云。拜并誤寫。并音餅。廣韻合也。韻會與併通。とあり。さて今刑部省に併とあれど。これまで何れの官に所屬したりけん。知かたし。○庚子。二十三日なり。

二月戊申朔壬子。天皇幸于腋上陂。觀公卿大夫之馬。戊午。新羅沙門詮吉。級浪北助知等。五十人歸化。甲子。天皇幸吉野宮。丙寅。設齋於內裡。壬申。以歸化新羅韓奈末許滿等十二人。居于武藏國。三月丁丑朔丙申。賜京與畿內人。年八十以上者。島宮稻人二十束。其有位者。加賜布二端。夏四月丁未朔己酉。遣使祭廣瀨大忌神。與龍田風神。癸丑。賜京與畿內者老耆女五千三十一人。稻人二十束。庚申詔曰。百官人及畿內人。有位者限六年。無位者限七年。以其上日。選定九等。四等以上者。依考仕令。以其善最功能。氏姓大。小量授冠位。其朝服者。淨大壹已下。廣貳已上。黑紫。淨大參已下。廣肆已上。赤紫。正八級。赤紫。直八級。緋。勤八級。深綠。務八級。淺綠。追八級。深縹。進八級。淺縹。別淨廣貳已上。一富一部之綾羅等。種々聽用。淨大參已下。直廣肆已上。一富二部之綾羅等。種々聽用。上下通用綺帶白袴。其餘者如常。戊辰。始祈雨

於所々。早也。

壬子。五日なり。○腋上陂。葛上郡にあり。推古紀に腋上池に作れり。○戊午。十一日なり。○甲子。十七日なり。○丙寅。十九日なり。○壬申。二十五日なり。○丙申。二十日なり。○人二十束。人別なり。下同。○布二端。秘閣本中臣本に。二を三に作る。○己酉。三日なり。○癸丑。七日なり。○耆女。通證云。耆當作レ男。見元年。ごあり。集解には改めたり。考本には男に作れり。戸令。六十一爲レ老。六十六爲レ耆。ごあり。○庚申。十四日なり。○上日。上直日なり。續紀二に。王臣五位已上。上日。本司月終移式部。北山抄正月條。毎月一日。奏去月上日。ごあり。即奉公勤仕日の事なり。上日下日。詳に令に出。○選定九等。考課令。凡内外文武官。初位以上。毎年當司長官。考其屬官應考者。皆具錄。一年功過行能。並集對讀。議其優劣。定九等第。八月二日以前校定云々。選叙令。凡初位以上。長上官遷代。皆以三六考爲レ限。中々進一階叙。每三考中上及二考上下。並一考上中。各亦進一階叙。などあり。○考仕令。此御代の令の篇目にて。即令の考課令なり。○善最。四善四十二最。詳に考課令に見えたり。考課令によるに。其人を稱するに四善を以てし。其勞を賞するに四十二最を以てせり。四善は。徳義有聞者。爲一善。清慎顯著者。爲一善。公平可稱者。爲一善。恪勤匪懈者。爲一善。ごあり。また四十二最是。最條。神祇祭祀不違常典。爲一神祇官之最。獻替奏宣。議務合理。爲一納言之最。などの四十二條ありて云。一最

以上 謂神祇少副以上。得下神祇祭祀不違常典。及職事修理昇降必當最上之類。故云以上也。 有三善。或無最而有四善。為最上。一最以上有三善。或無最而有四善。為最上中。一最以上有三善。或無最而有二善。為最上。二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十一最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。十九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十一最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。二十九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十一最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。三十九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十一最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。四十九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十一最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。五十九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十一最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。六十九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十一最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。七十九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十一最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。八十九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十一最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十二最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十三最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十四最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十五最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十六最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十七最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十八最以上有三善。或無最而有四善。為最上。九十九最以上有三善。或無最而有四善。為最上。一百最以上有三善。或無最而有四善。為最上。

後にそめしなり。織物と云は。絲の時に染て織し也。白織物はねり糸にて織しなり。種々とは。綾にもあれ。羅にもあれ。何品なりとも。同文を通し用ゐて。或は上衣とし。或は下衣ともするを云。 上衣は袍なり。下衣は袴なり。 さて一幅二部とは。右に反して。一幅の綾羅にして。二種の色を交へしめ。上衣下衣同文なるを。許されざるを云。さるは淨廣貳已上は。貴族なるか故に。同文を用ゐて。其品秩をしらしめ。直廣肆已上は。位秩漸下なるか故に。同文の品を用ゐしめざるは。其便利に従ひて儉を示し。且其文の異なるを見て。其位階をも。一目に見安からむ事をも兼られたる事なるへし。但し此説は。傍訓に就て。然もあらむかと。推測らるゝまでの考なるか。新井氏は。文字の誤ならむとして。解る説あり。其は同人の冠服考云。一富及一部二部未詳云々。富當作窩。富窩二字相似。故訛。窩音科。亦通作窠。唐初制。親王及二品服。大科綾羅。色用紫。五品以上服。小科綾羅。色用赤科。後作窠。布袍文也。天朝之制。盖又如此。或有二窠二窠等綾。又有下不聽用。獨窠錦之制。凡織文大者。相去自遠。小者相去自近。飾抄云。當時攝關袍紋。或有窠。或無窠。凡任大臣已後。著遠文袍。即是古之遺制耳。一部二部。猶言一重二重。即謂袍文也。部又作倍。二字音近。古俗通用。と云り。この説によらは。本の傍訓をすて。文字に附て見るへし。なほよく考へし。直廣肆已上。彈正式云。凡綾。五位以上朝服聽用。六位以下不得服用。○上下通用綺帶白袴。本に綺字上字の上。今中臣本集解に據る。續紀。大寶元年三月服制。此と同じ。其文に。皆漆冠綺帶。白襪。黑草烏。其袴者。直冠以上者。皆白縛。口袴。勤冠以下者。白脛裳。とあるにて知へし。さて綺は。倭名抄。綺。蔣

紡切韻云。綺。岐。一云於利毛能。似錦而薄者也。釋名云。綺。綦也。謂方文如綦也。本文。文を丈に作るは誤なり。今箋注に。原書に依て改めたるに據る。

箋注云。下總本。岐。上有此間云三字。廣本有俗云二字。並似是。昌平本唯有云字。蓋脫文也。推古紀。孝

德紀。織訓。於利毛乃。持統紀訓。加無波多。按說文。綺。文縵也。顏注。漢書云。即今之細綾也。六書故。織

采曰錦。織素爲文曰綺。とあり。字書にはク。白袴は。令御抄に。白袴表袴也。とあり。衣服令。一品以

下五位以上朝服に。白袴金銀裝。腰帶。見ゆ。○戊辰。二十一日なり。

五月丙子朔戊寅。天皇幸吉野宮。乙酉。百濟男女十二人歸化。庚寅。於

內裏。始安居講說。六月丙午朔辛亥。天皇幸泊瀨。庚午。盡召有位者。唱

知位次。與年齒。秋七月丙子朔。公卿百寮人等。始著新朝服。戊寅。班幣

於天神地祇。庚辰。以皇子高市爲太政大臣。以正廣參。授丹比真人

島爲右大臣。并八省百寮。皆選任焉。辛巳。大宰國司。皆選任焉。壬午。

詔令公卿百寮。凡有位者。自今以後。於家內著朝服。而參上未開門

以前。蓋昔者到宮門。而著朝服乎。甲申。詔曰。凡朝堂座上見親王者。

如常。大臣與王起立堂前。二王以上。下座而跪。己丑。詔曰。朝堂座

上見大臣。動坐而跪。是日。以純絲綿布奉施七寺安居沙門。三千二百

六十三人。別爲皇太子。奉施於三寺安居沙門。三百二十九人。癸巳。遣

使者。祭廣瀨大忌神。與龍田風神。

戊寅。三日なり。○乙酉。十日なり。○庚寅。十五日なり。○辛亥。六日なり。○庚午。二十五日なり。○唱知。

與清は使知の誤かと云り。されど本のまゝにても通えたり。○戊寅。三日なり。○庚辰。五日なり。○丹比

真人島。本に島字脱たり。今考本に據る。中臣本には。真人上にあり。此大臣の事上に云り。○選任。

本に選を還に作れり。今中臣本考本に據る。集解にも改めたり。次なるも同じ。○辛巳。六日なり。○壬

午。七日なり。○蓋昔者云々十一字。後人の添る所か。集解にも私記摺入として削れり。○甲申。九日な

り。○如常。集解に。按言諸臣見親王。有常禮也。と云り。按に如常は。これまで仕來り通りに爲よと

の文か。○大臣與王云々。集解に。見大臣及王と云るか如し。立堂前とは。親王を見る禮と同くす

るを云か。さて王とは。こゝにては一世王なり。次の文にてしらる。○二王以上は。通證に。蓋謂天子

二等以上之親也。と云るか如くなるへし。二王は親王の御子。もしくは天子の御孫。又御兄弟伯叔な

とを申す事にて。其王等を見たらんには。座を下りて跪きて控へよとなり。禮するにはあらず。され

と二王以上と云ては。一世王をもこめて云へければ。少しいかゞ也。按に二王以上は。二王以下の誤

○日本書紀通釋卷之六十九

三千八百六十五

にはあらざるか。二世王以下の義にて。即二世王なり。これを集解に。王二人以上と説たるは非なり。二人以上なりとて。禮の替るべきよしなし。よく考ふへし。○下座而跪。按に下座は。動坐よりも重きなり。跪とは起立せずして。本のまゝに只跪てあるを云なり。跪禮せよと云にあらす。○己丑。十四日なり。○動坐而跪。これは前日辰の詔よりも。大臣の禮を軽くし給へるなり。動坐は下坐よりも輕きこと。儀制令に見えたり。云く。凡在レ應座上。見レ親王及太政大臣。下座セヨ。左右大臣當司長官即動坐セヨ。義解謂。左右大臣。見レ親王及太政大臣。並不レ動也。とあるにて知へし。また彈正式に。凡親王太政大臣。左右大臣。入レ朝堂。者。諸司皆起テ坐。親王太政大臣者。磬折而立。とあるは。やゝ後の事にて。此にては。左右大臣にも。起居することゝなれるにて。古よりは重くなれるなり。起坐は動坐よりも重ればなり。○七寺は。未詳。拾芥抄。下學集に見えたる七寺は。奈良朝の定なり。○六十三人。本に人字脱たり。考本に據る。下の三百二十九人も同じ。○癸巳。十八日なり。

八月乙巳朔戊申。天皇幸吉野宮。乙卯。以歸化新羅人等。居于下毛野國。九月乙亥朔。詔諸國司等曰。凡造戶籍者。依戶令也。乙酉詔曰。朕將巡行紀伊之故。勿收今年京師田租口賦。丁亥。天皇幸紀伊。丁酉。大唐學問僧智宗。義德。淨願。軍丁筑後國上陽咩郡。大伴部博麻。從

新羅送使大奈末金高訓等。還至筑紫。戊戌。天皇至自紀伊。

乙卯。十一日なり。○諸國司。本に司字を脱せり。今考本に依る。○乙酉。十一日なり。○京師。本に京を貢に誤る。今本書旁注。類史等に依る。○田租口賦。類史一本に。租を祖に作る。古字通用せり。口賦は上に見えず。大化二年八月に。所謂收男身調とあるなどの事か。また續紀慶雲二年二月。準令。京及畿内人身輸調於諸國減半。とある事を云か。詳ならず。漢儀注に。民年七歲至十四。出口賦錢。人二十三錢。以食天子。其三錢者。武帝加口賦。以補車騎馬。とあれど。それとは異なり。○丁亥。十三日なり。○丁酉。二十三日なり。○軍丁。續紀二十五詔に。一二乃國仁。軍丁乎乞。兵發之武。解云。兵士を軍にたゞするを云。○筑後國。本に後を紫に作れり。今文明本類史に據る。○上陽咩郡。倭名抄。筑後國上妻郡。景行紀に八女縣とあるこれなり。○大伴部博麻。舊事紀景行條。倭宿禰命。三川大伴部直祖。とあれど。他に見えず。但し孝德紀に。三河大伴直とあるは。右と同姓なるへし。博麻は。類史に博麻呂とあり。下なるも同じ。○大奈末。本に末を未に誤れり。今改む。○戊戌。二十四日なり。

冬十月甲辰朔戊申。天皇幸吉野宮。癸丑。大唐學問僧智宗等。至于京師。戊午。遣使者。詔筑紫大宰河内王等曰。饗新羅送使大奈末金高訓等。

准_下上_二送_三學生_一土師宿禰甥等。送使之例。其慰勞賜物。一依_二詔書_一。乙丑。詔_二軍丁筑後國上陽群郡人。大伴部博麻。曰。於_下天豐財重日足姬天皇三年。土師連富杼。水救_二百濟_一之役。汝爲_二唐軍_一見虜。泊_二天命開別_一天皇三年。土師連富杼。水連老。筑紫君薩夜麻。弓削連元寶兒。四人。思_二欲奏_一聞唐人所計。緣_二無_一衣糧。憂_二不能_一達。於是博麻謂_二土師富杼等_一曰。我欲_二共_一汝還_二向_一本朝。緣_二無_一衣糧。俱_二不能_一去。願_二賣_一我身。以充_二衣食_一。富杼等任_二博麻計_一。得_二通_一天朝。汝獨淹_二滯_一他界。於_今三十年矣。朕嘉_二厥尊_一朝。愛_二國_一。賣_二己_一顯_二忠_一。故賜_二務大肆_一。并_二絀_一五匹。繇_二一十屯_一。布_二三十端_一。稻_二一千束_一。水田_二四町_一。其水田_二及_一至曾孫也。免_二三族_一課役。以顯_二其功_一。壬申。高市皇子觀_二藤原宮地_一。公卿百寮從_二焉_一。

戊申。五日なり。○癸丑。十日なり。或校本を見しかば。此下一本。至_二自_一吉野。是日。の六字あり。よるることなるへし。○戊午。十五日なり。○大宰の下。帥字あるへきなり。○土師宿禰甥。續紀四に。授_二從五位下_一。とあり。○送使之例は。集解云。按新羅送_二甥

等。見_二天武天皇十三年紀_一。言_二今饗_一新羅送使。一准_二天武天皇之時_一。送_二甥等_一之例。とあり。○乙丑。二十二日なり。○筑後國。本に後を紫に作る。今秘閣本中臣本類史に據る。○七年は。辛酉年なり。○泊天。本に泊に誤る。今秘閣本考本等に依る。○土師連富杼。筑後國人矢野幸夫云。倭名鈔郷名山本郡土師あり。此郷人なるへし。と云り。○水連老。白雉五年に老人に作れり。○弓削連元寶兒。本に寶を實に作れり。今秘閣本中臣本類史。及本書旁注に據る。矢野幸夫云。倭名鈔。御井郡弓削。今上下に分れて二村となれり。この地の人なるへし。東鑑。文治二年二月二十一日。弓削_二庄兵糧米事_一。可_二停止_一之旨。以_二帥中納言_一。被_レ仰_二北條殿_一云々。六月二十一日云々。鎮西九箇國者。帥中納言殿御沙汰云々。などあり。○唐人所計。幸夫云。天智紀三年五月。百濟鎮將劉仁願云々献_レ物。また十二月。唐使來朝。また遣_二使於唐_一とあり。此に依て觀れば。此時既に唐國と和せるを。今唐人所計と云るは。其計る所何事なりとも知られず。同人又云。天智紀十年十一月。對馬國司。遣_二使於太宰府_一言。月生二日。沙門道久。筑紫君薩野馬。韓島勝波々。布師首磐。四人。從_二唐使_一來曰云々。とあり。此に詔して。三年と云るは。相齟齬せり。蓋風濤の難に依て遅々たりしか。また按に。竹野郡に唐島村あり。韓島勝波々は。此地の人なるへしと云り。さることなり。○達を。トツクと訓るは。或人云。届とおなじ。重之集に。その原やふせやにとつくかけはしも。誰ゆるるにかはわれはわたらし。と云り。次文にも得_レ通_二天朝_一とあり。○任博麻計。中臣本に任を依に作る。○及至曾孫也。田令に。凡功田。大功世々不_レ絶。上功傳_二三世_一。中功傳_二二世_一。下功

傳子。また祿令に見ゆ○三族。漢書高帝紀注。如淳曰。父族。母族。妻族也○以顯其功。この大伴部博麻か。功のいみじきに就て。上妻郡に。大伴部博麻呂靈神。と云へる碑を立たる人あり。其事を記して。矢野幸夫云。去る文久二年。上妻郡北川内村地下名に。伊勢社に詣つ。境内に一孤丘あり。丘上に古冢あり。漢土に於て大功ありし人の墳墓なり。と云り。其人とさたかに言傳へぬそ。中々床しかりける云々。社司小川氏も。まことにさることなりと。うなつきぬ。其冬上京せしに。表面の銘を管家に乞ひ。背面は史に載られたる義烈傳の文を。刻みてよと云遣しければ。頓て其碑を立たりき云々。と云り。さて又これは博麻かことにはあらず。似たる事の因に此に載す。靈異記上。伊豫國越智郡大領之先祖。越智直。爲救百濟。遣到軍之時。唐兵所擒。至其唐國。我國八人。同住一洲。償得一觀音并像。信敬尊重。八人同心。竊截松木。以爲舟。爰隨西風。直來筑紫。朝廷聞之。召問其事。天皇乘令申所樂。於是越智直言。立郡欲仕。天皇可。然後建部造寺。即置其像云々。と云事を載せたり。これも此御代ころの事なるへし。○壬申。二十九日なり○藤原宮。舊都趾要覽云。藤原宮趾。大和國高市郡鴨公村。大字高殿。字宮所。字大宮。字京殿。字南京殿。字北京殿。字大君。字宮ノ口。これ皆皇居敷地の一局部也。と云へり。此大宮は。畝火。香具山。耳梨山の真中に在り。此宮を造りたまへること。萬葉一の藤原宮の役民作歌に。八隅知之。吾大王。高照。日之皇子。荒妙乃。藤原我宇倍爾。食國乎。賣之賜牟登。都宮者。高所知武等。神長柄。所念奈戸二。天地毛。緣而有許會云々。また藤原宮御井歌。八隅知之。和期大王。高照。日之皇子。龜妙乃。藤原我原爾。大御門。始賜而。埴安乃。堤。上爾。在立之。見之賜者。日本乃。青香具山者。日經乃。大御門爾。春山跡。之美佐備立有。畝火乃。此美豆山者。日緯能。大御門爾。彌豆山跡。山佐備伊座。耳高之。青菅山者。背友乃。大御門爾。宜名倍。

カムサヒタテリ。ナクハシ。ヨシノ。ヤマハ。カケトモノ。オホミカトユ。クモ井ニツトホクアリケル。タカシルヤ。アメノミカケ。アメルヤ。ヒノミカケ。フチハラカウヘニ。フスグニヲ。メシタマハムト。オホミヤハ。タカシラサムト。カムナカラ。オホホスナヘニ。アムツチモ。ヨリテアリコソ。カクフ。ミツコソ。ハトキハ。ニアラメ。ミ井ノマシツ。カクフ。水許會者。常爾有米。御井之清水。とよめり。歌に藤井か原とよめる。即こゝに。上つ代より異なる清水ありて。所の名となりしものを。香山の西北の方に。今清水ありと云。と略解に云り。さて八年に此に遷給ひ。文武天皇慶雲元年十一月。始て藤原宮を定め給へり。

十一月甲戌朔庚辰。賞賜。送使金高訓等。各有差。甲申奉勅。始行元嘉曆。與儀鳳曆。十二月癸卯朔乙巳。送使金高訓等罷歸。甲寅。天皇幸吉野宮。丙辰。天皇至自吉野宮。辛酉。天皇幸藤原觀宮地。公卿百寮皆從焉。乙丑。賞賜公卿以下。各有差。

庚辰。七日なり○甲申。十一日なり○行元嘉曆與儀鳳曆。曆のことは。推古紀十年十月。百濟僧觀勒來之。仍貢曆本云々之書。とある曆本を。此まで用ゐ給ひしものなるへきこと。既に云り。さて此の曆は。通證に。二代實錄曰。始用元嘉曆。次用儀鳳曆。元嘉曆。宋元嘉二十年。何承天造。儀鳳曆即麟德曆。唐麟德二年。李淳風造。釋曰。國史天平實字七年。始用大衍曆。貞觀三年用宣明曆。大衍曆。唐開元十六年。僧一行造。宣明曆。長慶二年徐昂造。とあり。右の如くなれば。此時元嘉曆儀鳳曆を。共に用ゐしには

あらず。なほ始は元嘉曆を用ゐて。後に儀鳳曆を用ゐしなりけり。さて其元嘉曆を用ゐ始しは。六年壬辰よりの事なり。また儀鳳曆は。文武天皇元年よりの事なるよし。三正綜覽に云れたり。なほ曆の事は。平田翁か天朝。無窮曆に委しければ。今いはず。本書に就て心得へし。○乙巳。三日なり○甲寅。十二日なり○丙辰。十四日なり○辛酉。十九日なり○乙丑。二十三日なり。

日本書紀通釋卷之七十

飯田武郷謹撰

五年春正月癸酉朔。賜親王。諸臣。内親王。女王。内命婦等位。

持統天皇
五年辛卯

親王。此下恐くは。諸王二字を脱しゝものなるへし○内親王。始て見えたり。通證云。學山録曰。唐從漢魏制。天子姉爲長公主。女爲公主。然則稱皇女。爲内親王。皇朝所創也。とあり○内命婦等位。公事根源云。女叙位八日。是は女房の位階を叙せらるゝ事にて。隔年に行はる。其儀。大方は叙位に同じ。大りんてん。小りんてん。きりくひの申文。うつほ勘文。などいふ物あり。切杭の申文といふは。たとへは。生年十一歳の女官。四十年の勞をもて叙爵するなり。其故は。かの十歳の女の母。卅にもならは。其間の勞をかにかへて。母の卅年と。女の十年とを取合て。四十年の勞になして。五位の爵を申なり。是をきりくひの申文といふへし。又典侍。掌侍。命婦。藏人。東アツマ堅子。はしゝくの。物を叙することあり。二位三位など。さるへき人あれば。叙せらるゝなり。中にもあつまわらはと云は。内侍司の被官にあるものにて。行幸の時姫松とて。をかき馬に乗て供奉する。これかことなり。是は三子ミッコをもちゐらるゝにや。三子は天子の守りにてあるよし。由緒も侍る故とかや。年毎に申文をいたして。